

静岡市

# 自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

第4期

生きる!  
支える



静岡市「生きる!を支える」  
みんなの隊長 **いきるん**

令和5年度(2023年度)～令和8年度(2026年度)

## 第4期静岡市自殺対策行動計画 (令和5年3月発行)

発行：静岡市  
編集：静岡市保健福祉長寿局 保健衛生医療部  
保健所 精神保健福祉課  
〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号  
城東保健福祉エリア内  
TEL: 054-249-3179



## 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して



全国の自殺者数は、平成10年から23年にかけて3万人を超える水準で推移していましたが、平成18年に自殺対策基本法が施行され、政府、地方自治体、関係団体、民間団体等によるさまざまな取組が進められた結果、令和元年には約2万人まで減少しました。

しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響等により、11年振りに前年自殺者数を上回り、令和3年も令和2年と同程度の水準となるなど、依然として予断を許さない状況が続いています。

静岡市の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降も、概ね減少傾向にありますが、今なお年間100人以上の方が自殺でその尊い命を落としており、これは、交通事故や刑事事件による死者数よりもはるかに多い人数です。

自殺は、最終的に自ら命を絶つことから、「個人の意思や選択」と誤解されやすいですが、その背景には、失業や事業不振などの経済・生活問題、うつ病や依存症、がんなどの健康問題、過労やハラスメントなどの勤務問題、いじめや孤立といったさまざまな社会的要因が複雑に絡み合って引き起こされることが分かっており、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことのできる死」だとも言われています。

市民の尊い命を救うことができなかったことは大変無念であり、亡くなられた方のご遺族等の心中を察するには余りあります。

静岡市では、自殺で亡くなる方を一人でも多く減らし、また将来的には誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、このたび第4期静岡市自殺対策行動計画を策定いたしました。

第4期計画では、①早期発見・早期支援を促す、②悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する、③自殺未遂者等のいのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ、④複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する、という4つの基本方針と、静岡市自殺対策ホームページを活用した分かりやすい情報発信、専門家による自殺対策の調査分析といった静岡市ならではの取組等を通じて、本市における自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進してまいります。

すべての方がかけがえのない個人として尊重されるとともに、困難な境遇、課題に直面しても、皆で支え合いながら健康で生きがいを持って暮らすことが出来る静岡市を実現できるよう、市民の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました静岡市自殺対策連絡協議会の委員の皆様や、貴重なご意見をいただきました市民、関係者、関係機関・関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月  
静岡市長 田辺 信宏

# 第4期静岡市自殺対策行動計画 目次

## 第1章 計画の概要 P.1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の理念
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定及び推進体制
- 6 SDGsとの関連
- 7 孤独・孤立対策との連携

コラム① 人はなぜ、どのように自殺へと追い込まれるのか

## 第2章 自殺の現状 P.5

- 1 全国における自殺者数の推移
- 2 静岡市における自殺者数の推移と傾向
- 3 地域自殺実態プロフィール(2022)抜粋
- 4 自殺対策市民意識調査結果(令和3年度)抜粋
- 5 前期計画の評価
- 6 現状と課題の整理

コラム② 新型コロナウイルス感染症の自殺への影響

## 第3章 静岡市における自殺対策の方針 P.21

- 1 方針の検討
- 2 基本認識
- 3 基本方針
- 4 取組の対象及び重点対象
- 5 数値目標
- 6 評価指標及び参考指標
- 7 計画の体系図

コラム③ 『自殺潜在能力』について ～知ってほしい、依存症のこと～

## 第4章 対象別の事業・取組 P.30

- 1 早期発見・早期支援を促す  
全市民

コラム④ ひとりひとりがゲートキーパー

- 2 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する

(1)ライフステージに応じた支援

- ① 子ども・若者【重点】
- ② 妊産婦・子育て世代
- ③ 勤労者・経営者【重点】
- ④ 高齢者・介護者【重点】

コラム⑤ 本当に『自分のことは自分が一番わかっている』って言えますか？

(2)さまざまな事情を抱える方の支援

- ① 障がいのある方とその家族
- ② ひきこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方
- ③ 自死遺族・遺児等
- ④ 性的少数者(LGBTQ)
- ⑤ がん、慢性疾患等罹患者
- ⑥ 生活困窮者、失業者、無職者【重点】
- ⑦ こころの悩みを抱える方

コラム⑥ うつ病は「こころの風邪」って本当？

- 3 いのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ

自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方

コラム⑦ 「見える傷」の背後には「見えない傷」がある

- 4 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する

- ① 複合課題を抱える方、制度の狭間にある方
- ② 関係機関、支援者(連携・協働の推進)
- ③ 調査分析等

コラム⑧ 重層的支援体制整備事業って何？

## 〈資料〉

P.70

- 1 第4期静岡市自殺対策行動計画掲載事業一覧
- 2 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)抜粋
- 3 自殺総合対策大綱(概要)
- 4 計画策定の経過
- 5 静岡市自殺対策連絡協議会
- 6 静岡市自殺対策庁内連絡会
- 7 相談窓口一覧表(令和5年2月時点)
- 8 参考資料一覧

掲載事業や取組は、策定時点の計画を示したものであり、今後の社会情勢等により内容を見直すことがあります。

1 計画策定の趣旨

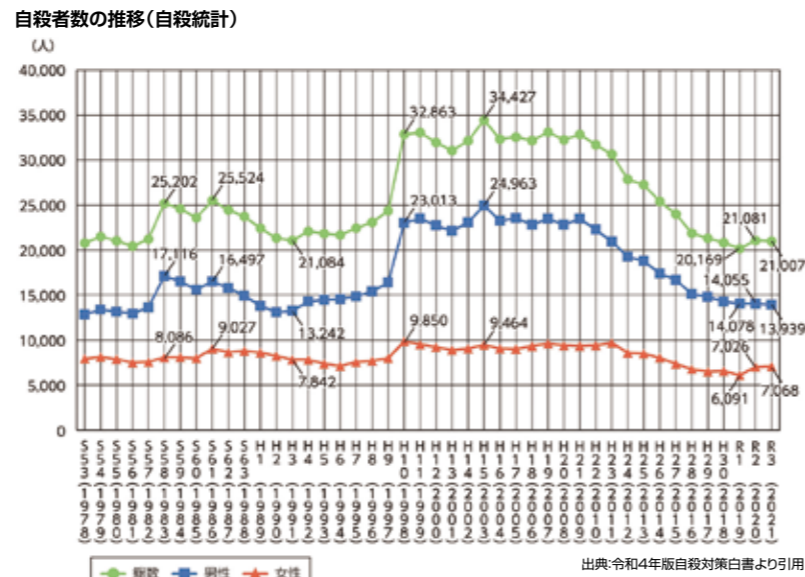
自殺は、かつては「個人の問題」と認識され、うつ病対策や職場のメンタルヘルス対策を中心に個人を対象とした取組として実施されてきました。平成10年にバブル崩壊の影響とみられる景気悪化等により、中高年男性を中心に自殺者が急増し、全国の自殺者は初めて年間3万人を超えました。

以後、毎年自殺者が3万人を超え、これが先進諸国に比べ非常に高い水準であること、また、自死遺族や自死遺族支援を行う団体からの働きかけもあり、「自殺対策を個人だけでなく、社会を対象とした対策として実施すべき」として、平成18年に自殺対策基本法が成立しました。

また、平成28年の自殺対策基本法改正により、自殺対策は「生きることの包括的な支援」として実施すべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定等が義務付けられました。

基本法の成立後、自殺総合対策大綱に基づく政府の取組や、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組が行われた結果、全国の自殺者は3万人台から約2万人にまで減少しました。

しかし、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率では、いまだ先進国(G7)の中で最も高く、さらに、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響等により、全国の自殺者が11年振りに増加に転じるなど、予断を許さない状況が続いています。



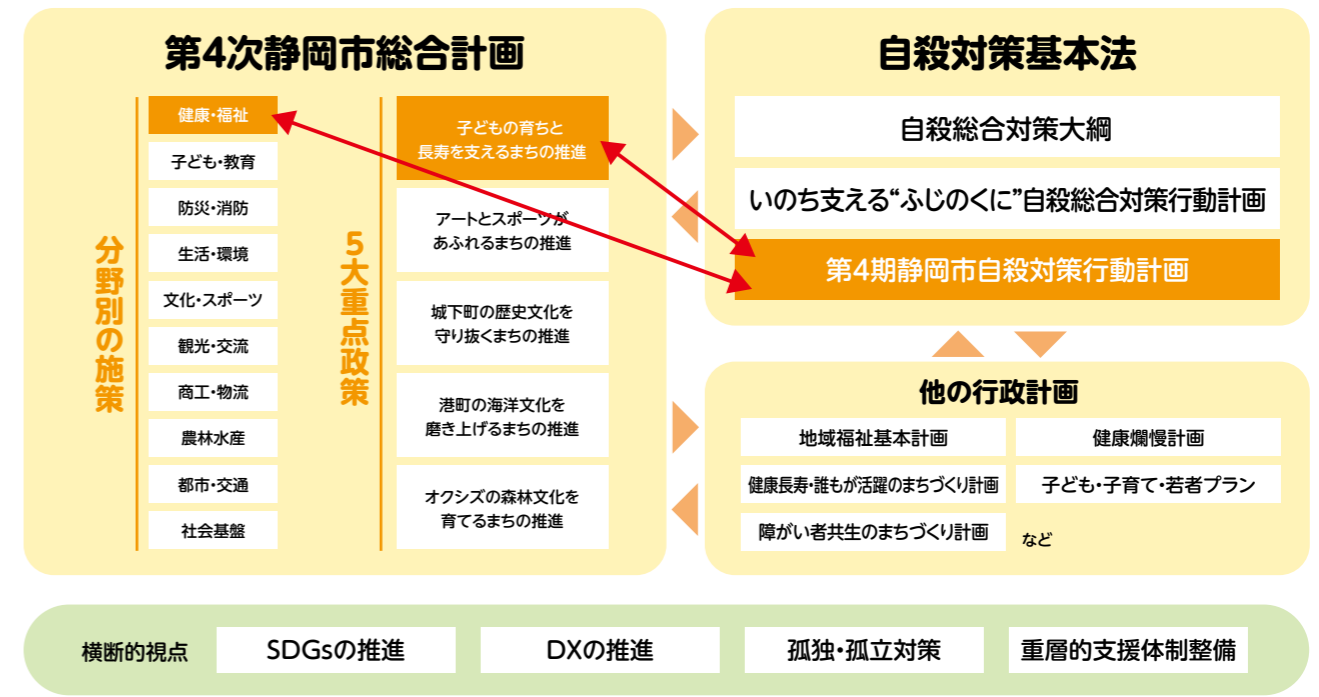
**メンタルヘルス:**心の健康のこと  
**静岡市総合計画:**静岡市政の基本となる最上位計画  
**警察統計:**自殺者数の統計情報の1つ。警察の捜査において「自殺」と判断された方の人数等を集計したもの。

2 計画の理念

この計画は、静岡市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して策定するものです。

3 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、また、第4次静岡市総合計画の「健康・福祉」分野の一部を構成するものであると同時に、市民の生きることを支えるすべての取組が自殺対策に寄与するものとして、他の行政計画と連携・連動し推進します。



4 計画の期間

計画期間は、第4次静岡市総合計画(前期計画)に合わせて、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。



## 5 計画の策定及び推進体制

この計画の策定にあたっては、自殺対策に関連のある関係機関の職員等で構成する「静岡市自殺対策連絡協議会」と、庁内の関係課長等で構成する「静岡市自殺対策庁内連絡会」の協議と、パブリックコメントのご意見を踏まえ、策定いたしました。

計画の推進にあたっては、この2つの会議体に加え、自殺の現状や対策の調査分析を目的とした「静岡市自殺対策アドバイザーボード」を新たな設置し、より専門的な知見を踏まえた評価や検討、効果的な事業の実施や施策の立案等を通じて、PDCAサイクルを回しながら推進します。



**💡 語句説明** パブリックコメント：意見公募手続きのこと

## 6 SDGsとの関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



**💡 語句説明** SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略

## 7 孤独・孤立対策との連携

雇用環境やライフスタイルの変化、人口減少や核家族化等を背景に人と人とのつながりが希薄化していた中に、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

令和3年に重点計画がまとめられた孤独・孤立対策は、その基本的な理念と、対策の方針が自殺対策と共通する部分が多いため、今後の展開を見据えながら、連携を図っていく必要があります。

### コラム ①

## 人はなぜ、どのように自殺へと追い込まれるのか

### 静岡市自殺対策推進センター

身近な人の突然の訃報や著名人の自殺報道に触れたとき、多くの方の頭をよぎるのは「なぜ？」ではないでしょうか。

しかし、ご本人は亡くなられている上、遺書があるケースばかりでなく、また仮に遺書があっても通常公表されることはありませんので、その「なぜ？」について明確な回答を得ることはできません。ましてや遺されたご家族は、その答えのない「なぜ？」を背負ったままこれからの人生を生きてゆくわけですから、その苦しみは計り知れません

国や地方自治体が、自殺対策を行う上でも、「そもそもなぜ自殺に至り、何をすれば対策できるのか」というのが大きな課題になりました。

この課題解決のため行われたのが、NPO法人ライフリンクと東京大学が共同で行ったプロジェクト「1000人の声なき声」に耳を傾ける自殺実態調査です。

この実態調査は、自死遺族から平均2時間30分にも及ぶ丁寧な聞き取りを行い、5年の歳月をかけて「自殺実態白書」という報告書にまとめられました。

自死遺族からの聞き取りからまとめられたこの報告書によって、自殺は複数(平均4つ)の危機要因が複合的に連鎖して引き起こされること、多くの方に共通する10の危機要因があり、最もリスクが高いのが「うつ病」であることなどが明らかになり、今日の自殺対策の礎となっています。

自殺の背景に複数の要因があることや、うつ病等の精神疾患が自殺リスクを高めることについては、従前から指摘されていたことではありますが、自死遺族の声からこれが裏付けられたこととなります。また、「職場環境の変化」や「職場の人間関係」のような誰にでも起こりうるストレス要因が、「失業」「生活苦」などの次なるストレス要因を生み、これらが常に連鎖・連動し、加速度的に人を自殺に追い込んでゆくというプロセスが明らかになったのです。

ここで一つ注意しておきたいのは、自殺の危機要因はすべて負のイメージのものばかりではありません。人生において喜ばしい出来事(と一般的には思われている)、例えば昇進、結婚、出産なども、時に様々な要因と連鎖し、ストレス要因になり得るのです。

私たちは様々な悲しいニュースや自殺に関する報道などに触れたとき、その理由をあれこれ推測してしまいがちです。しかしそうではなく、つらいことがあっても生きていたいと思えるような社会ってどんな社会だろう?という視点で周りを見渡してみてください。そして、ぜひそれを身近な人と話し合ってみてほしいのです。

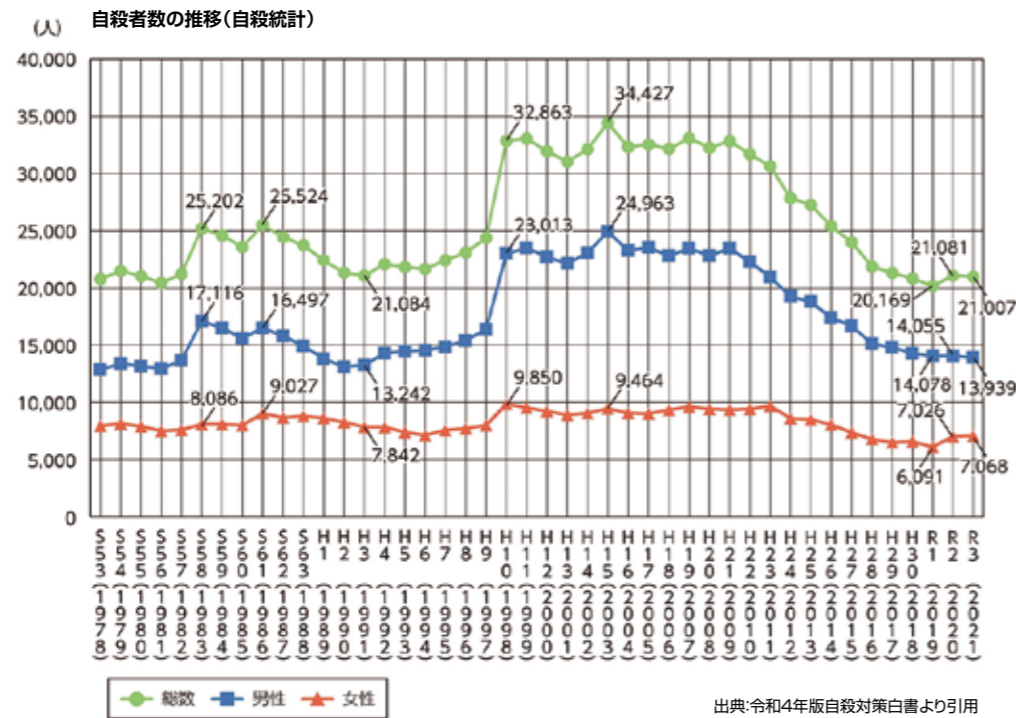
自殺は決してタブー視されるものではなく、生きやすい社会をつくるために、みんなで考えていくべきものであると私たちは考えています。



1 全国における自殺者数の推移

(1) 全国の自殺者数の推移

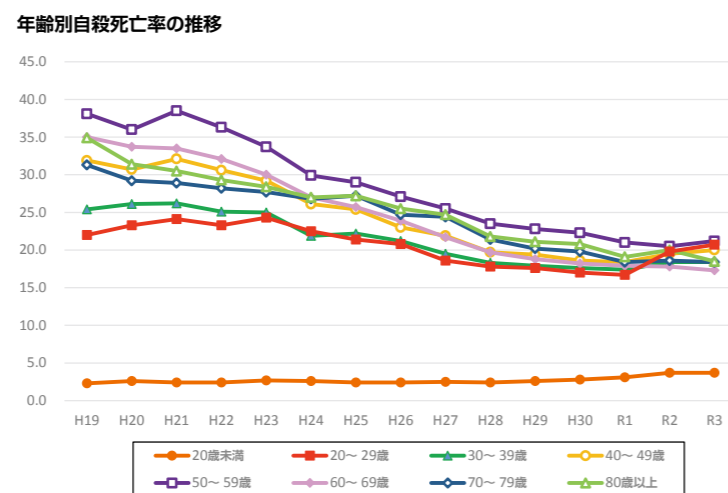
全国の自殺者数は、平成10年初めて年間3万人を超え、平成15年をピークに、平成21年から継続的に減少していましたが、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響等により11年ぶりに増加に転じ、令和3年も同程度の水準となっています。



出典:地域における自殺の基礎資料(発見日)から静岡市が作成

依然として男性の自殺者数が女性の約2倍であるものの、自殺者が最も多かった平成15年と令和3年を比較すると、男性は24,963人から13,939人と44.2%減少しているのに対し、女性は9,464人から7,068人と25.3%の減少に留まり、さらに近年増加傾向にあることから、新たな自殺総合対策大綱において女性の自殺対策が重点に盛り込まれました。

また、年齢別で経年を比較した際、他の年代が継続的に減少する中、20歳未満は緩やかに増加し続けており、さらに令和2年の自殺者数の増加は、20歳代が最も多かったことから、子ども・若者の自殺者増が深刻な状況にあります。



出典:地域における自殺の基礎資料及び人口動態統計から静岡市が作成

(2) 全国におけるコロナ前(R1)とコロナ禍(R2)の比較

令和元年と令和2年を男女別・年齢別で比較すると、男性は全体では減少しているものの、20歳代、80歳以上の自殺者の増加が目立ちます。

また、女性はすべての年代で前年自殺者数を上回っており、特に20歳代、40歳代、20歳未満の増加が顕著です。

|        | 令和元年自殺者数 |        |       | 令和2年自殺者数 |        |       | 増減数 (R2-R1) |      |     | 増減率 (R2/R1) |        |        |
|--------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|-------------|------|-----|-------------|--------|--------|
|        | 計        | 男      | 女     | 計        | 男      | 女     | 計           | 男    | 女   | 計           | 男      | 女      |
| 計      | 20,169   | 14,078 | 6,091 | 21,081   | 14,055 | 7,026 | 912         | -23  | 935 | 104.5%      | 99.8%  | 115.4% |
| 20歳未満  | 659      | 443    | 216   | 777      | 466    | 311   | 118         | 23   | 95  | 117.9%      | 105.2% | 144.0% |
| 20~29歳 | 2,117    | 1,483  | 634   | 2,521    | 1,684  | 837   | 404         | 201  | 203 | 119.1%      | 113.6% | 132.0% |
| 30~39歳 | 2,526    | 1,878  | 648   | 2,610    | 1,846  | 764   | 84          | -32  | 116 | 103.3%      | 98.3%  | 117.9% |
| 40~49歳 | 3,426    | 2,511  | 915   | 3,568    | 2,466  | 1,102 | 142         | -45  | 187 | 104.1%      | 98.2%  | 120.4% |
| 50~59歳 | 3,435    | 2,497  | 938   | 3,425    | 2,371  | 1,054 | -10         | -126 | 116 | 99.7%       | 95.0%  | 112.4% |
| 60~69歳 | 2,902    | 2,045  | 857   | 2,795    | 1,859  | 936   | -107        | -186 | 79  | 96.3%       | 90.9%  | 109.2% |
| 70~79歳 | 2,917    | 1,882  | 1,035 | 3,026    | 1,912  | 1,114 | 109         | 30   | 79  | 103.7%      | 101.6% | 107.6% |
| 80歳以上  | 2,134    | 1,294  | 840   | 2,305    | 1,405  | 900   | 171         | 111  | 60  | 108.0%      | 108.6% | 107.1% |
| 不詳     | 53       | 45     | 8     | 54       | 46     | 8     | 1           | 1    | 0   | 101.9%      | 102.2% | 100.0% |

出典:地域における自殺の基礎資料(発見日)から静岡市が作成

令和元年と令和2年の自殺者数を都道府県別で見ると、比較的自殺死亡率の低い大都市圏を中心に増加していることがわかります。また、東京都については、増加人数は多いものの、増減率では全国平均より低い結果になりました。

| 順位 | 都道府県名 | 令和元年   |        | 令和2年   |        | 増減数 (R2-1) |       |     | 増減率 (R2/R1) |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|------------|-------|-----|-------------|
|    |       | 自殺者数   | 自殺死亡率  | 自殺者数   | 自殺死亡率  | 計          | 男     | 女   |             |
|    | 全国    | 19,974 | 15.7   | 20,907 | 16.4   | 933        | -8    | 941 | 104.7%      |
| 1  | 神奈川県  | 1,110  | 12.1   | 1,317  | 14.3   | 207        | 93    | 114 | 118.6%      |
| 2  | 大阪府   | 1,278  | 14.4   | 1,433  | 16.2   | 155        | 69    | 86  | 112.1%      |
| 3  | 愛知県   | 1,110  | 14.7   | 1,215  | 16     | 105        | 35    | 70  | 109.5%      |
| 4  | 埼玉県   | 1,100  | 14.9   | 1,202  | 16.3   | 102        | 47    | 55  | 109.3%      |
| 5  | 千葉県   | 958    | 15.2   | 1,045  | 16.5   | 87         | 1     | 86  | 109.1%      |
| 6  | 東京都   | 2,126  | 15.5   | 2,202  | 15.9   | 76         | -10   | 86  | 103.6%      |
| 7  | 福岡県   | 816    | 15.9   | 884    | 17.2   | 68         | 26    | 42  | 108.3%      |
| 8  | 青森県   | 214    | 16.6   | 256    | 20.1   | 42         | 34    | 8   | 119.6%      |
| 9  | 富山県   | 179    | 16.8   | 217    | 20.5   | 38         | 22    | 16  | 121.2%      |
| 10 | 京都府   | 318    | 12.4   | 351    | 13.8   | 33         | 17    | 16  | 110.4%      |
| 32 | 静岡県   | 610    | 16.4   | 609    | 16.4   | -1         | -45   | 44  | 99.8%       |
|    | (静岡市) | (124)  | (17.7) | (105)  | (15.0) | (-19)      | (-21) | (2) | (84.7%)     |
| 48 | 沖縄県   | 245    | 16.6   | 208    | 14     | -37        | -32   | -5  | 84.9%       |

出典:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住所地)から静岡市が作成



地域における自殺の基礎資料: 地域の自殺対策を推進するため、警察統計に基づく自殺者数等について厚生労働省が公表する資料  
人口動態統計: 出生届・死亡届・婚姻届等の届出を基に、集計・公表される統計資料

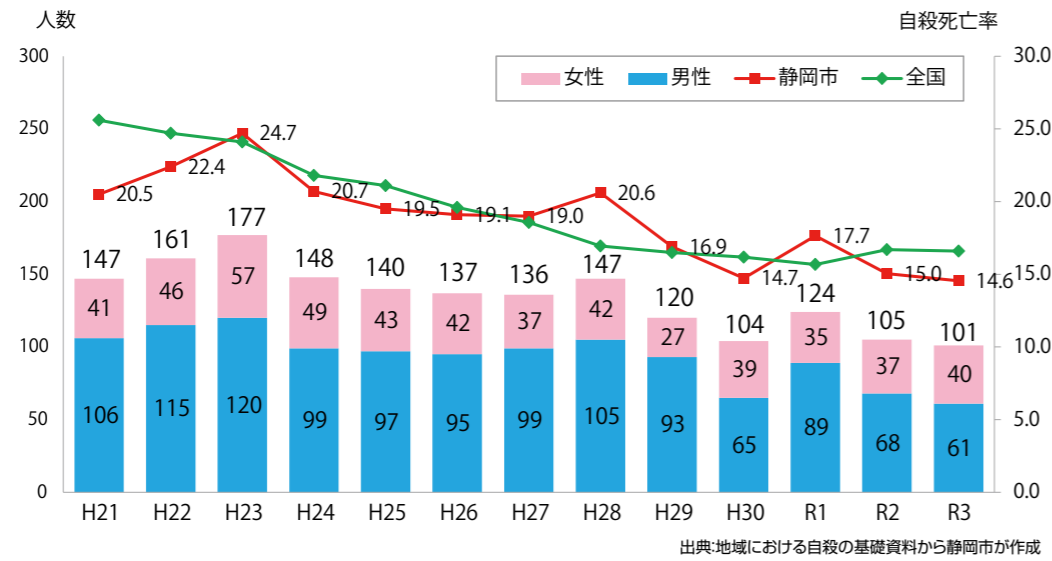
## 2 静岡市における自殺者数の推移と傾向

### (1) 静岡市の自殺者数・自殺死亡率の推移

静岡市の自殺者数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向が続いており、全国で見られた令和2年の増加は確認されていません。

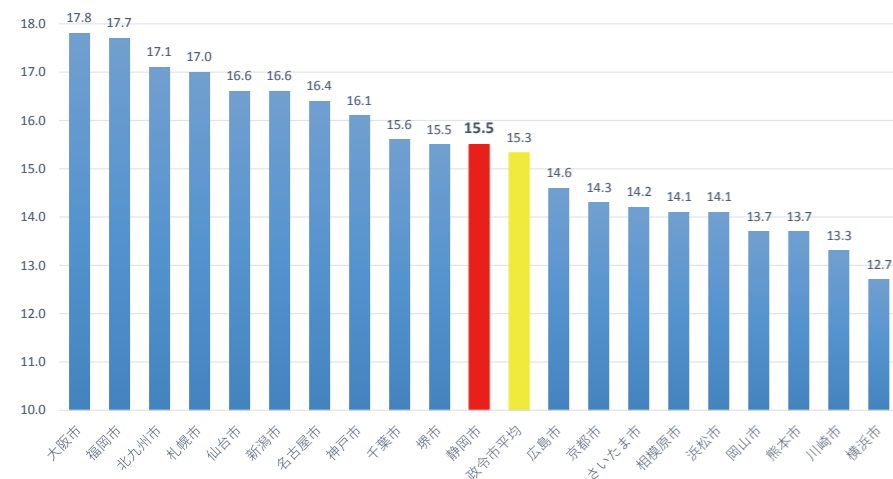
警察統計に基づく「地域における自殺の基礎資料」が、現在の集計方法で公表されるようになった平成21年以降、自殺者数が最も多かったのは平成23年177人です。平成23年の自殺者数と令和3年を比較すると、男性が120人から61人と49.2%減でほぼ半減しているのに対し、女性は57人から40人と29.8%の減少に留まり、目立った増加は見られないものの、やや下げ止まりの傾向がみられます。

静岡市の自殺者及び自殺死亡率の推移



また、政令指定都市の自殺死亡率を直近4年(H30~R3)平均と比較すると、政令指定都市20市中10位とほぼ中間に位置しています。なお、その前の4年(H26~29年)平均では、政令指定都市20市中4位と上位に位置していたので、この4年間で改善傾向にあります。

政令指定都市 自殺死亡率比較(H30~R3平均)



※出典:地域における自殺の基礎資料及び人口動態統計を基に静岡市が作成

| 前期4年 (H26~29年) 平均 |               |
|-------------------|---------------|
| 静岡市 (政令市順位)       | 18.9 (4位/20市) |
| 政令市平均             | 17.0          |

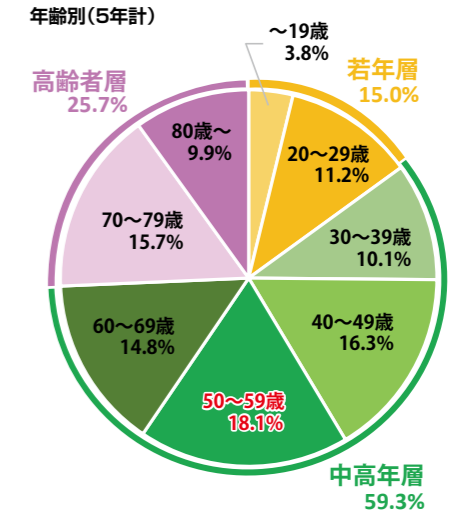
↓ 4年間で改善 ↓

| 今期4年 (H30~R3年) 平均 |                |
|-------------------|----------------|
| 静岡市 (政令市順位)       | 15.5 (10位/20市) |
| 政令市平均             | 15.3           |

### (2) 年齢別×原因・動機別

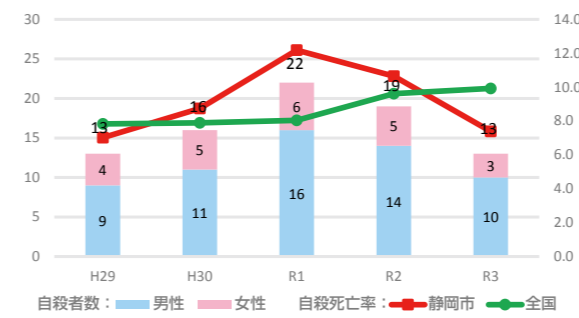
年齢別では、50歳代が最も多く、次いで40歳代、70歳代が多い傾向にあります。年齢別を若年層(29歳以下)、中高年層(30~69歳)、高齢者層(70歳以上)の3つに分け、直近5年間の自殺者・自殺死亡率の推移と原因・動機の内訳については下図のとおりです。

直近5年間の傾向としては、若年層の自殺死亡率が令和3年は減少したものの、全体としてやや高く、高齢者の特に女性の自殺者数が増加傾向にあります。

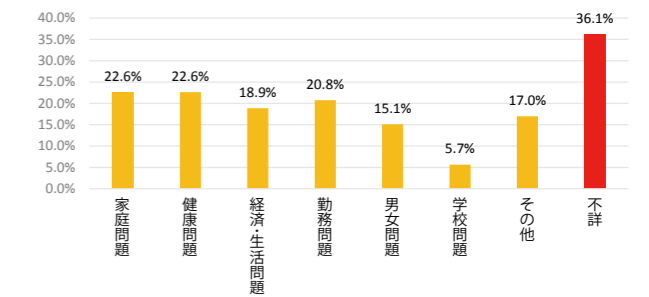


#### ① 若年層 (29歳以下)

自殺者数・自殺死亡率の推移

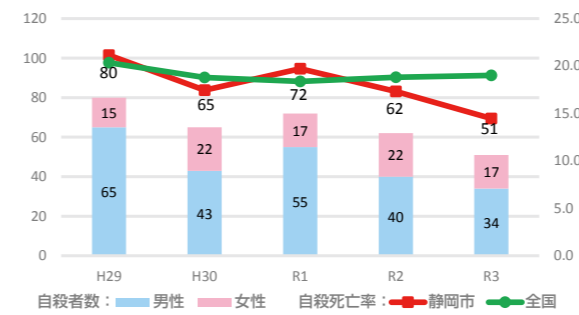


原因・動機の内訳(5年平均)

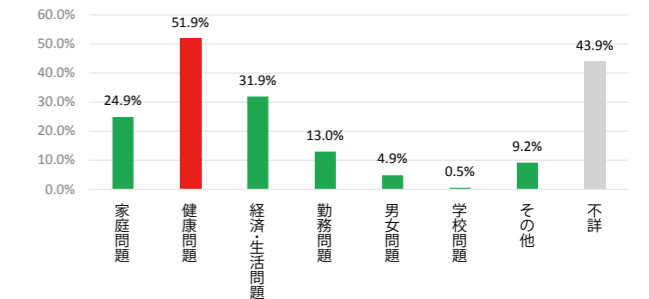


#### ② 中高年層 (30~69歳)

自殺者数・自殺死亡率の推移

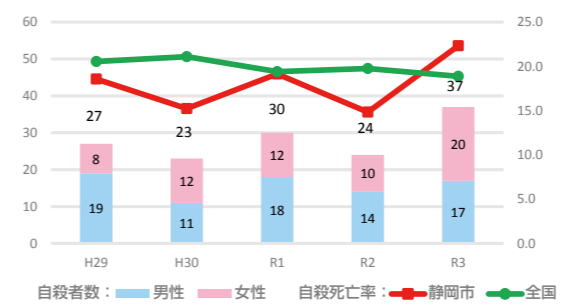


原因・動機の内訳(5年平均)

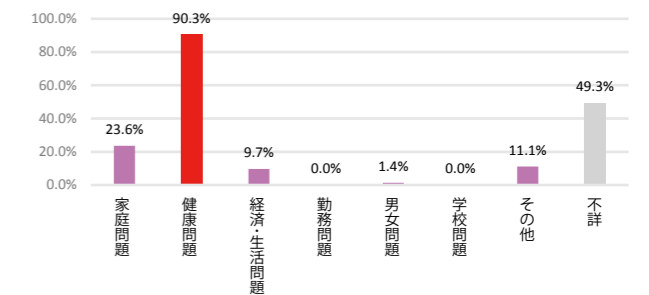


#### ③ 高齢者層 (70歳以上)

自殺者数・自殺死亡率の推移



原因・動機の内訳(5年平均)

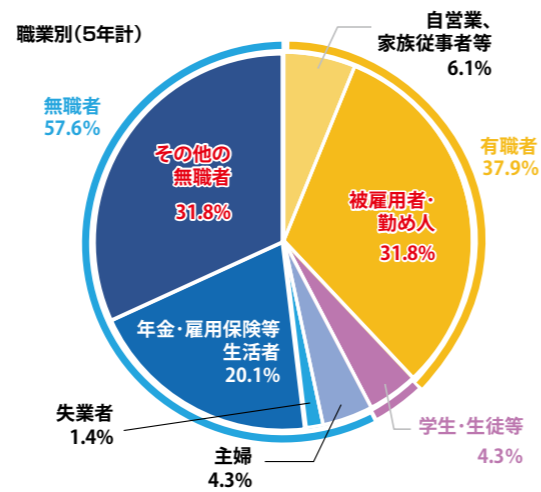


出典:いずれも地域における自殺の基礎資料から静岡市が作成

### (3) 職業別×原因・動機別

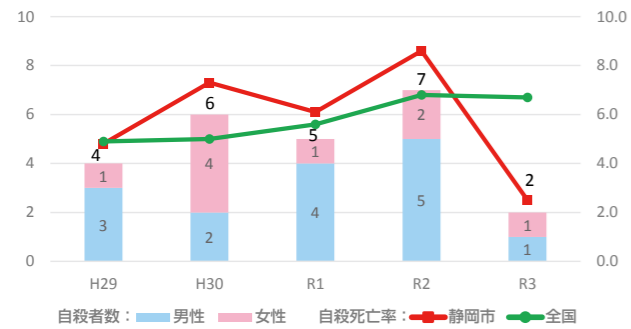
職業別では、被雇用者・勤め人とその他無職者が最も多く、次いで、年金・雇用保険等生活者が多い傾向にあります。職業別を、学生・生徒等、有職者、無職者の3つに分け、直近5年間の自殺者数の推移と原因・動機の内訳については下図のとおりです。

こちらについても、学生・生徒が令和3年は減少したものの、全体としてはやや高く、無職者・女性が増加傾向にあります。

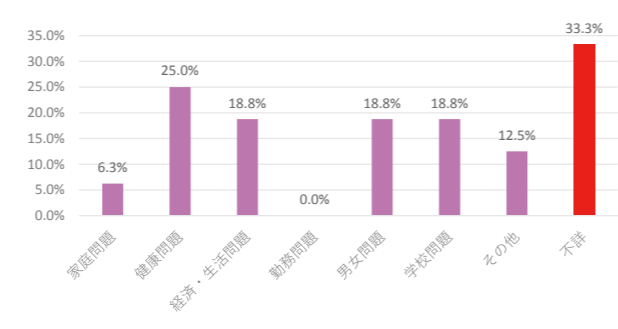


#### ① 学生・生徒等 (小・中学生、高校生、大学生、専修学校生等)

自殺者数・自殺死亡率の推移

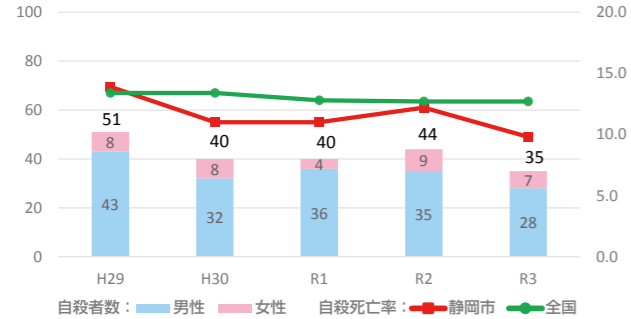


原因・動機の内訳 (5年平均)

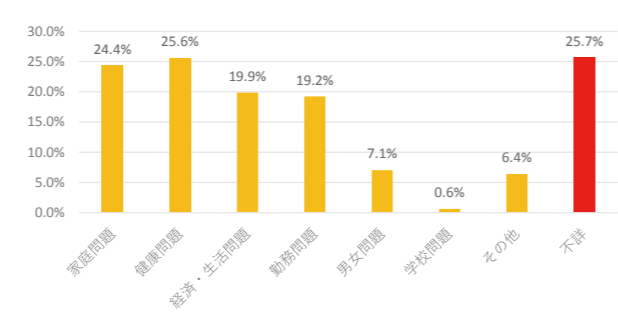


#### ② 有職者 (自営業・家族従事者等、被雇用者・勤め人)

自殺者数・自殺死亡率の推移

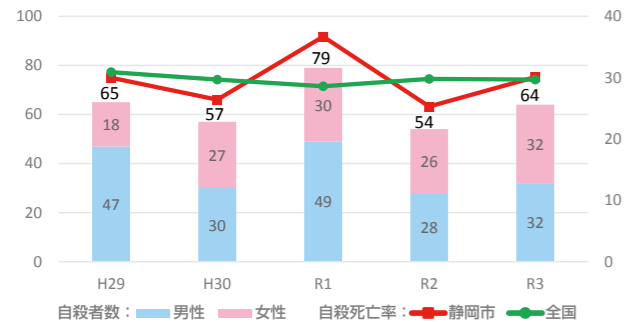


原因・動機の内訳 (5年平均)

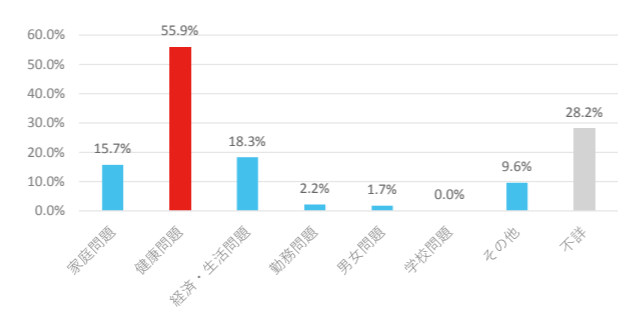


#### ③ 無職者 (主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者)

自殺者数・自殺死亡率の推移



原因・動機の内訳 (5年平均)



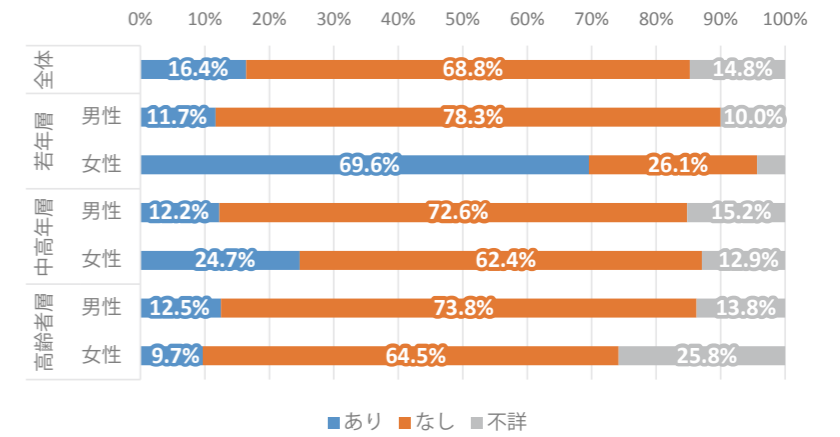
出典: いずれも地域における自殺の基礎資料及び令和2年国勢調査から静岡市が作成

### (4) 自殺未遂歴の有無

自殺で亡くなられた方のうち、全体で16.4%の方に自殺未遂歴があり、年齢が若い程、また男性よりも女性の自殺未遂歴が高い傾向にあります。

特に若年層(29歳以下)の女性は、69.6%と特に高い結果となっています。

自殺未遂歴の有無(5年平均)



出典: 地域における自殺の基礎資料から静岡市が作成

### (5) 年齢階級別死因順位

10歳代～30歳代まで、死因の第1位は自殺であり、20歳代では亡くなられた方のうち半数以上の割合を占めます。

年齢階級別死因順位(静岡市/2017～2021年)

| 年齢階級   | 第1位   |      |       | 第2位   |      |       | 第3位   |      |       |
|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|
|        | 死因    | 死亡者数 | 割合    | 死因    | 死亡者数 | 割合    | 死因    | 死亡者数 | 割合    |
| 10～19歳 | 自殺    | 15   | 33.3% | 悪性新生物 | 10   | 22.2% | 不慮の事故 | 9    | 20.0% |
| 20～29歳 | 自殺    | 59   | 54.1% | 悪性新生物 | 11   | 10.1% | 不慮の事故 | 10   | 9.2%  |
| 30～39歳 | 自殺    | 54   | 28.9% | 悪性新生物 | 46   | 24.6% | 心疾患   | 18   | 9.6%  |
| 40～49歳 | 悪性新生物 | 178  | 31.0% | 自殺    | 84   | 14.6% | 心疾患   | 71   | 12.4% |
| 50～59歳 | 悪性新生物 | 503  | 41.3% | 心疾患   | 145  | 11.9% | 脳血管疾患 | 123  | 10.1% |
| 60～69歳 | 悪性新生物 | 1611 | 47.2% | 心疾患   | 377  | 11.0% | 脳血管疾患 | 258  | 7.5%  |
| 70～79歳 | 悪性新生物 | 3413 | 40.6% | 心疾患   | 977  | 11.6% | 脳血管疾患 | 682  | 8.1%  |
| 80歳以上  | 老衰    | 5904 | 21.9% | 悪性新生物 | 4956 | 18.4% | 心疾患   | 4090 | 15.2% |

出典: 人口動態統計から静岡市が作成

#### 【参考】厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」

自殺者数の統計には、「人口動態統計」と「自殺統計」があり、次のような違いがあります。

##### 1 日本における外国人の取扱いの違い

「自殺統計」は、日本における日本人及び外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としています。

##### 2 調査時点の違い

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理し、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。

##### 3 計上地点の違い

「自殺統計」は住所地または発見地に計上しているのに対して、「人口動態統計」は、住所地に計上しています。



### 3 地域自殺実態プロフィール(2022)抜粋

地域自殺実態プロフィールとは、地域における自殺対策の推進を支援するため、国の指定調査研究等法人(JSCP)が、各自治体の警察統計(自殺日・住所地)直近5年間の状況を基に分析・提供するものです。

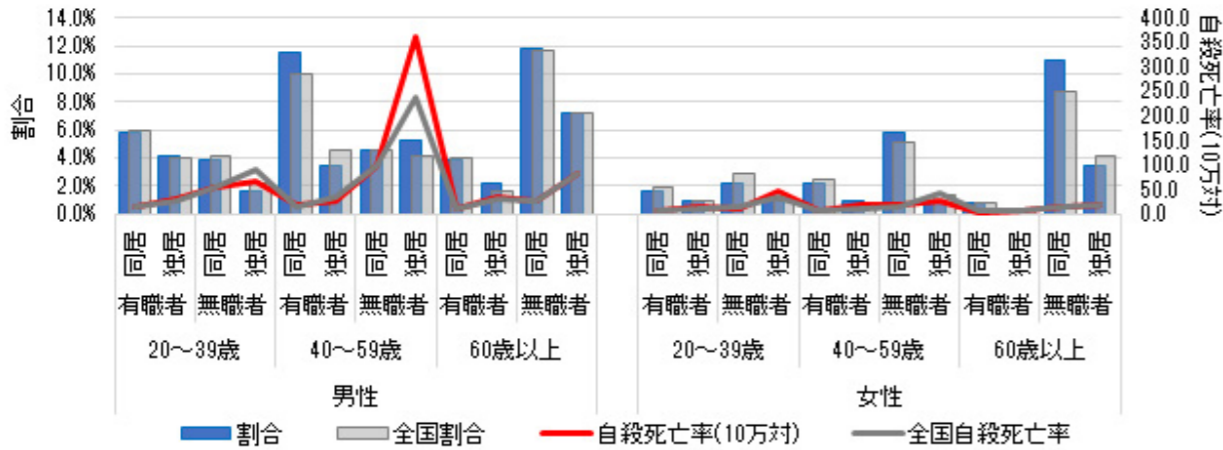
本市において推奨される重点パッケージは、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営(=有職者)」の3つで、その他、40~59歳男性無職独居の自殺死亡率が高いこと、20歳未満、20歳代、50歳代の自殺死亡率が、全国の自治体上位20~40%に入ることが示されています。

#### 推奨される重点パッケージ

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 重点パッケージ | 高齢者<br>生活困窮者<br>勤務・経営 |
|---------|-----------------------|

「推奨される重点パッケージ」は、地域の自殺の特徴上位3区分の自殺者の特性と背景にある主な自殺の危機経路を参考に、その地域において重点的に取り組むべき対象を示すものです。

#### 地域の自殺の概要 (2017~2021年合計) (公表可能) (特別集計(自殺日・居住地))



#### 地域の自殺の特性の評価 (2017~2021年合計)

|                | 指標値     | ランク |
|----------------|---------|-----|
| 総数*1)          | 15.8    | -   |
| 男性*1)          | 22.0    | -   |
| 女性*1)          | 9.9     | -   |
| 20歳未満*1)       | 3.7     | ★   |
| 20歳代*1)        | 18.6    | ★   |
| 30歳代*1)        | 14.8    | -   |
| 40歳代*1)        | 17.6    | -   |
| 50歳代*1)        | 22.3    | -   |
| 60歳代*1)        | 17.3    | -   |
| 70歳代*1)        | 18.9    | -   |
| 80歳以上*1)       | 16.9    | -   |
| 若年者(20~39歳)*1) | 16.5    | -   |
| 高齢者(70歳以上)*1)  | 18.1    | -   |
| ハイリスク地*3)      | 101%/+6 | -   |
| 勤務・経営*2)       | 13.8    | -   |
| 無職者・失業者*2)     | 35.4    | ★★★ |
| 自殺手段*4)        | 34.1%   | -   |

#### ランクの標章 (詳細は付表の参考表2、3参照)

| ランク    |          |
|--------|----------|
| ★★★/☆☆ | 上位10%以内  |
| ★★/☆   | 上位10~20% |
| ★      | 上位20~40% |
| -      | その他      |
| **     | 評価せず     |

※全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

\*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率(10万対)。  
 \*2) 特別集計に基づく20~59歳における自殺死亡率(10万対)(公表可能)。  
 \*3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷居住地(%)とその差(人)。  
 \*4) 地域における自殺の基礎資料または特別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合(%)。首つり以外で多いと高い。首つりと首つり以外の自殺者数が共に5以上であれば、公表可能(地域における自殺の基礎資料から算出可能な場合の公表は差し支えない)。

### 4 自殺対策市民意識調査結果(令和3年度)抜粋

自殺対策市民意識調査は、今後の自殺対策の方向性を定める際の基礎資料を得ることを目的として、市が独自に行うアンケート調査(20歳以上の市民を無作為抽出)です。

令和3年度に行った調査結果の中から、関連の深いものを一部抜粋し掲載します。

令和3年度調査:令和3年9月17日から令和3年10月4日まで実施  
 発送5,000通、有効回答数1,927通、有効回答率38.5%  
 平成29年度調査:発送5,000通、有効回答数2,043通、有効回答率40.9%

調査結果の全編はこちら

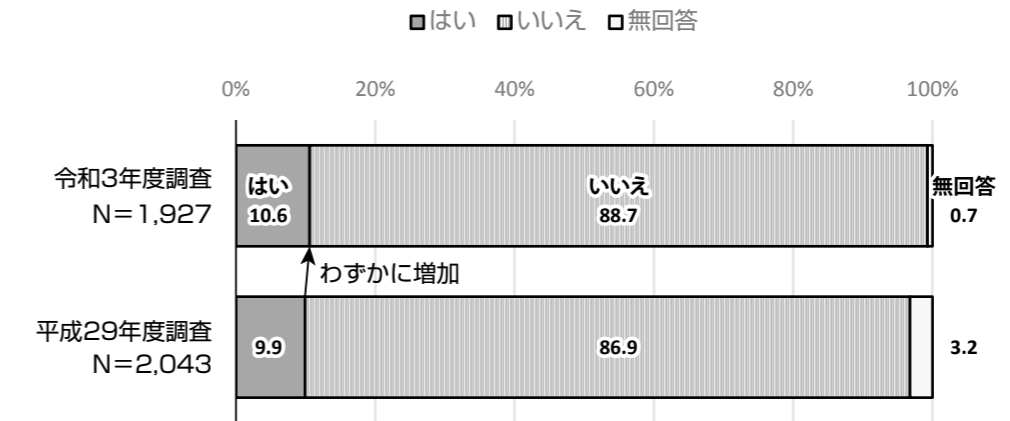


#### 問3 あなたは、「ゲートキーパー」について聞いたことがありますか。(1つに○)

「はい」の割合が10.6%、「いいえ」の割合が88.7%となっています。

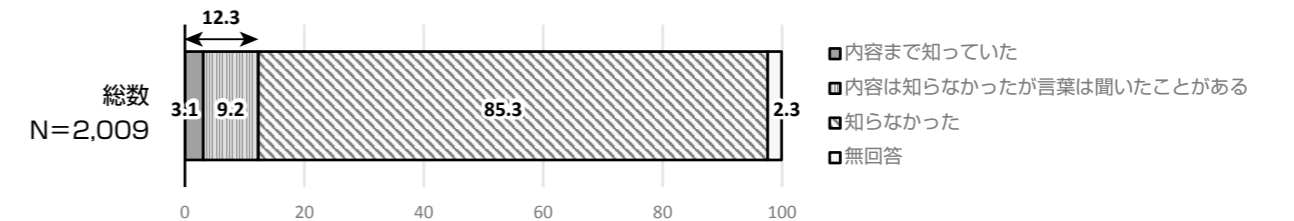
平成29年度調査と比較すると、「はい」がわずかに増加しているものの、大きな変化はみられません。

#### 【経年比較】



#### 【参考】令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省)抜粋

#### 自殺対策に関する事柄の周知度「ゲートキーパー」



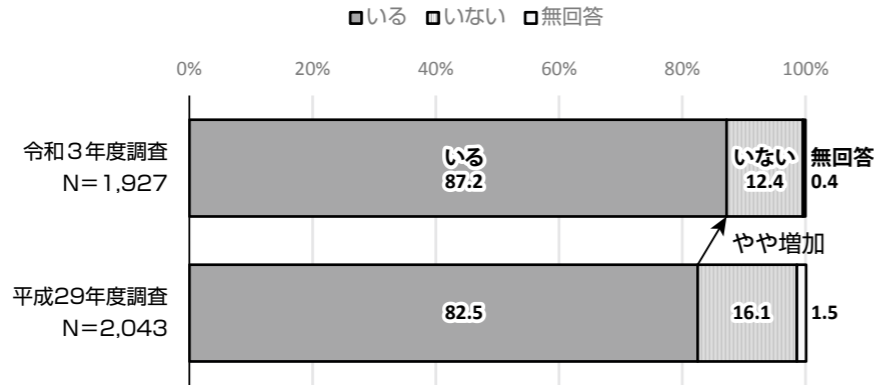
厚生労働省が行った全国の意識調査においては、ゲートキーパーについて「内容まで知っていた」「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」と答えた人の割合は、合わせて12.3%で、静岡市は全国平均よりもやや低い結果でした。

ゲートキーパーの詳細は、P33コラム④を参照ください。

問4 あなたは、普段から何気ない日常会話や悩みを相談できる相手がありますか。(1つに○)

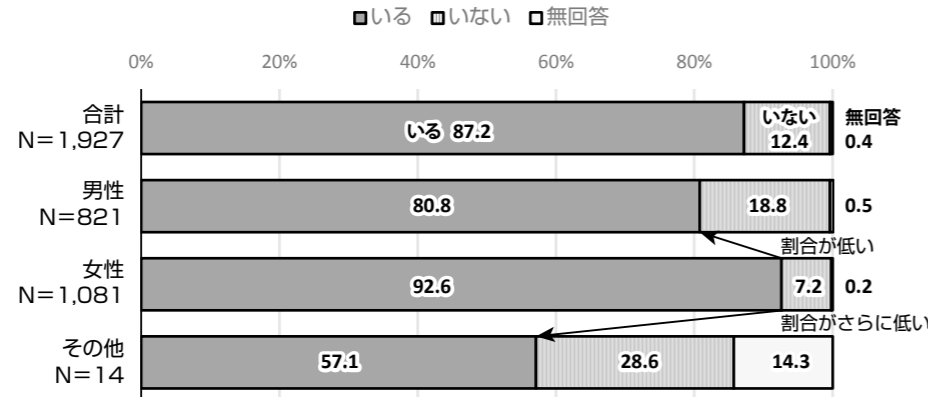
【経年比較】

平成29年度調査と比較すると、「いる」と回答した方がやや増加しました。



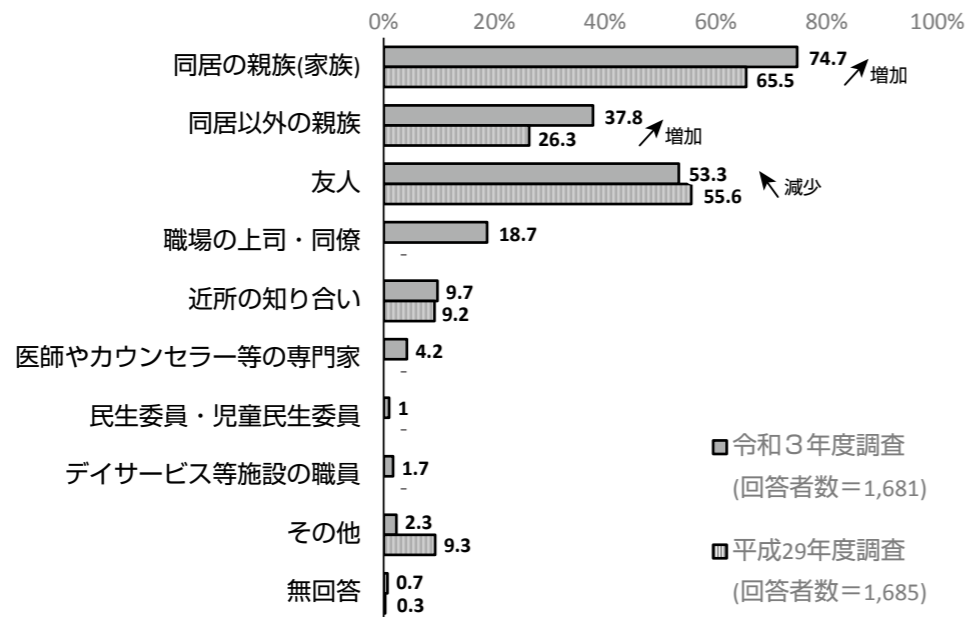
【性別】

性別でみると、男性は女性より「いる」と回答した方の割合が低く、その他の方は「いる」と回答した方の割合がさらに低くなっています。



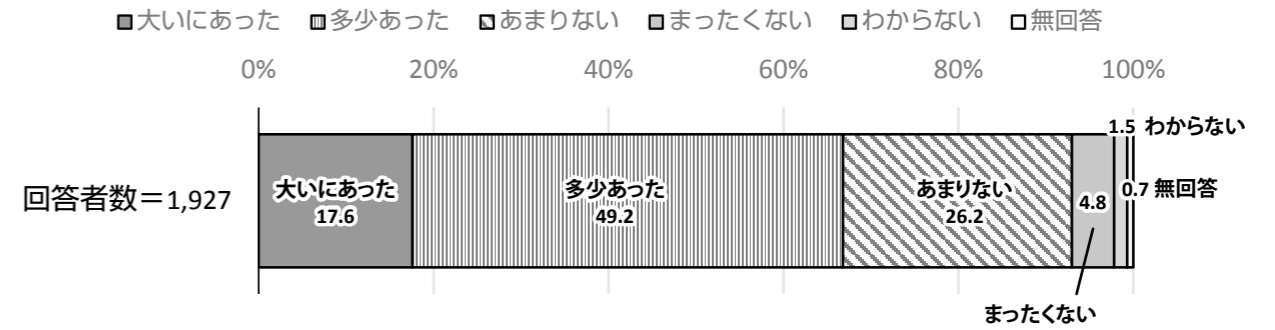
【経年比較】

相談できる相手について、平成29年度調査と比較すると、「同居の親族(家族)」「同居以外の親族」の割合が増加し、「友人」の割合が減少しています。



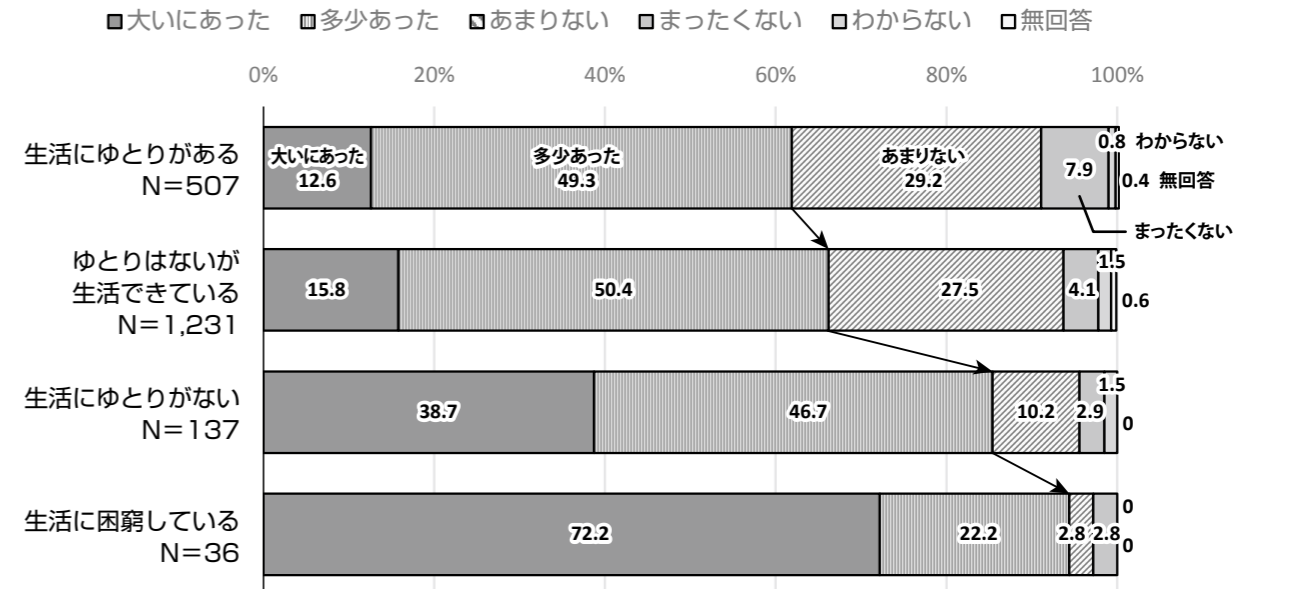
問5 あなたは、この1か月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。(1つに○)

「大いにあった」と「多少あった」をあわせた「あった」の割合が66.8%と最も高く、「あまりない」と「まったくない」をあわせた「ない」の割合が31.0%となっています。



【性別】

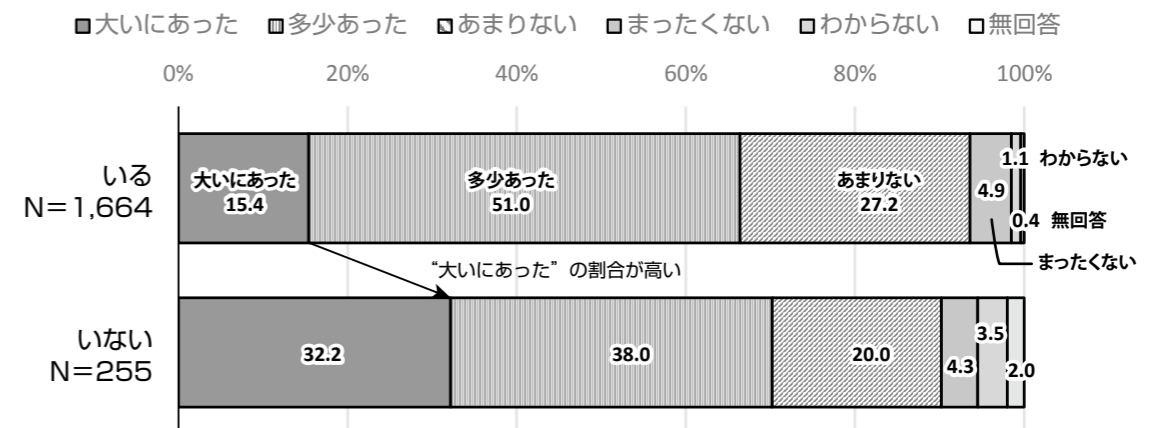
生活のゆとり別でみると、他に比べ、「生活にゆとりがない」、「生活に困窮している」と答えた方ほど、「あった」の割合が高くなっています。



生活のゆとりがない程、悩みやストレスが「あった」割合が高い

【相談できる相手の有無別】

相談できる相手の有無別でみると、「いない」と答えた方ほど、「大いにあった」の割合が高くなっています。

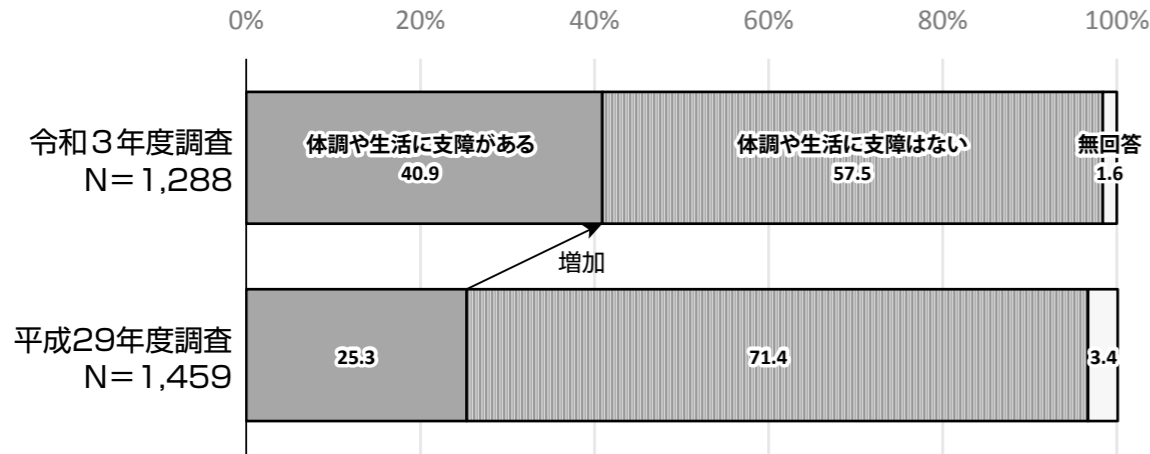


問5で「大いにあった」、「多少あった」と答えた方にお聞きします。

問5-1 その悩みやストレスなどは体調や生活に支障があるものですか。(1つに○)

【経年比較】

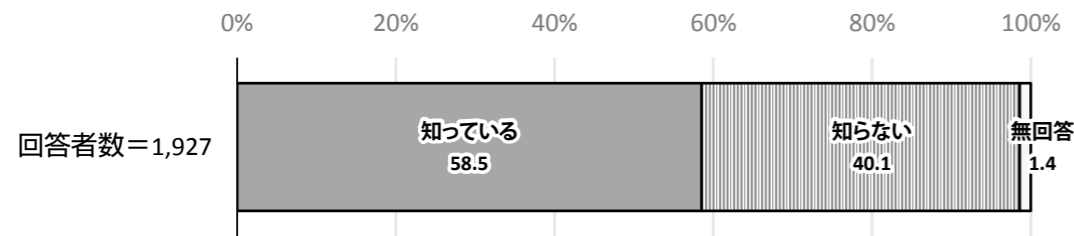
平成29年度調査と比較すると、「体調や生活に支障がある」の割合が増加しています。



※平成29年度調査では「その悩みやストレスは適度なもの(体調や生活に支障をきたさない程度のもの)ですか。(1つに○)」の設問に対し、「適度である」「適度ではない」の選択肢だったため、令和3年度調査での「体調や生活に支障がある=(適度ではない)」「体調や生活に支障はない(=適度である)」にあてはめて比較しています。

問6 精神的なストレスや不安について、次のページ例にあるような行政または民間団体等のさまざまな機関で相談できることを知っていますか。(1つに○)

「知っている」の割合が58.5%、「知らない」の割合が40.1%となっています。



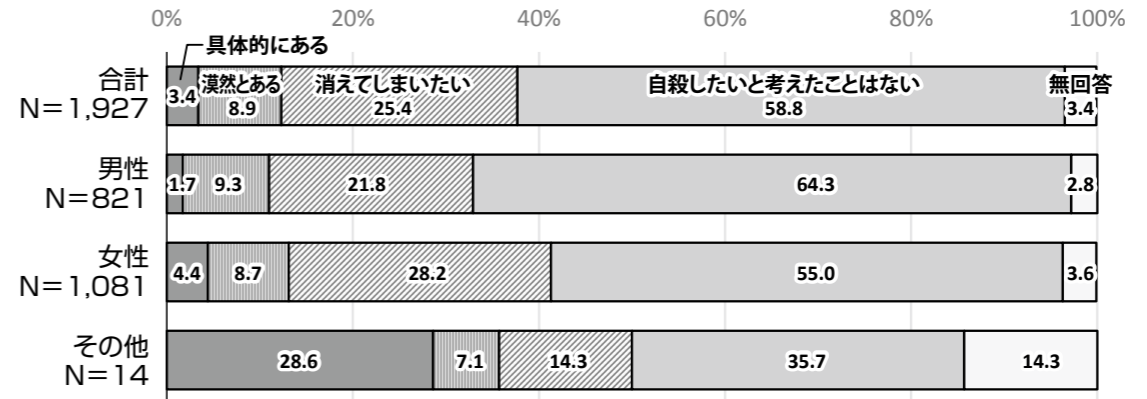
例示した相談窓口

- 1 静岡市こころの健康センター／てるてる・ハート(電話相談)
- 2 静岡市精神保健福祉課／精神科医による定例相談
- 3 静岡いのちの電話(電話相談)
- 4 静岡市ひきこもり地域支援センター「DanDan」しずおか
- 5 静岡県うちあけダイヤル 等

問9 あなたは、これまでの人生のなかで、自殺したいと考えたことはありますか。(1つに○)

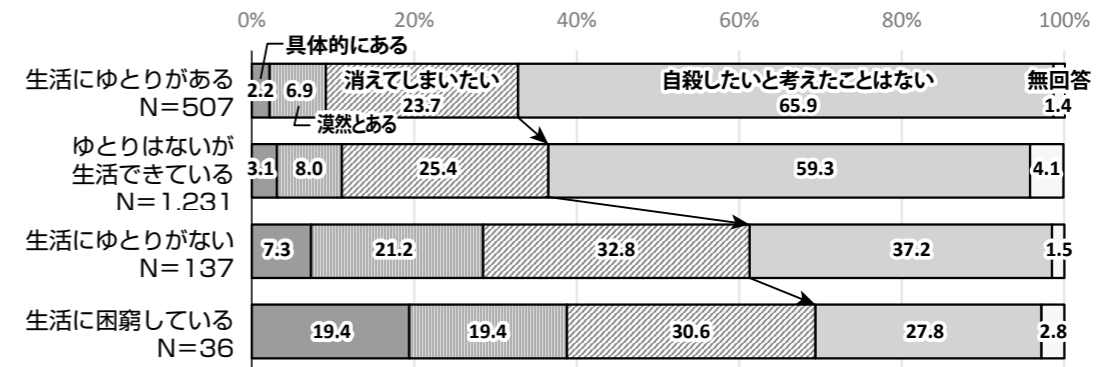
「自殺したいと考えたことはない」の割合が58.8%と最も高く、次いで「自殺とまではいかないが、消えてしまいたいと考えたことがある」の割合が25.4%となっています。

- 具体的に自殺の方法を調べるなど積極的に自殺したいと考えたことがある
- 漠然と自殺を考えたとある
- 自殺とまではいかないが、消えてしまいたいと考えたことがある
- 自殺したいと考えたことはない
- 無回答



【生活のゆとり別】

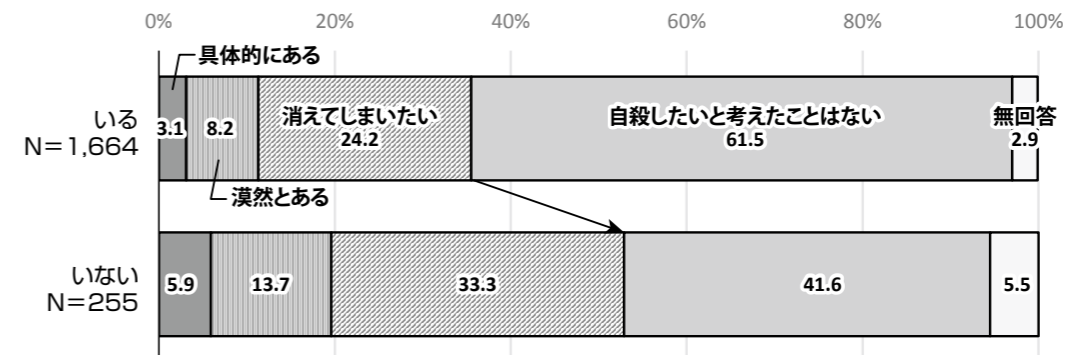
生活のゆとり別でみると、生活のゆとりがないほど、「(具体的に又は漠然と)自殺を考えたとある」、「消えてしまいたい」割合が高くなっています。



生活のゆとりがない程、自殺を考えたとある又は消えてしまいたい人の割合が高い

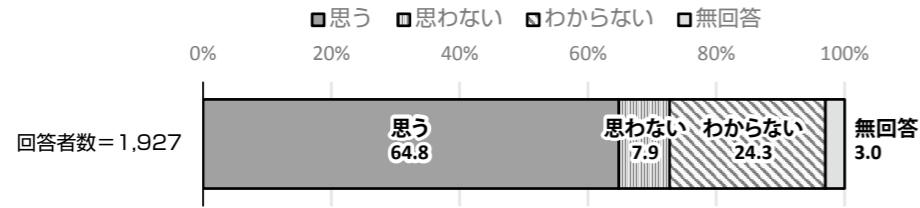
【相談できる相手の有無別】

相談できる相手の有無別でみると、「いない」と答えた人の方が「(具体的に又は漠然と)自殺を考えたとある」、「消えてしまいたい」割合が高くなっています。



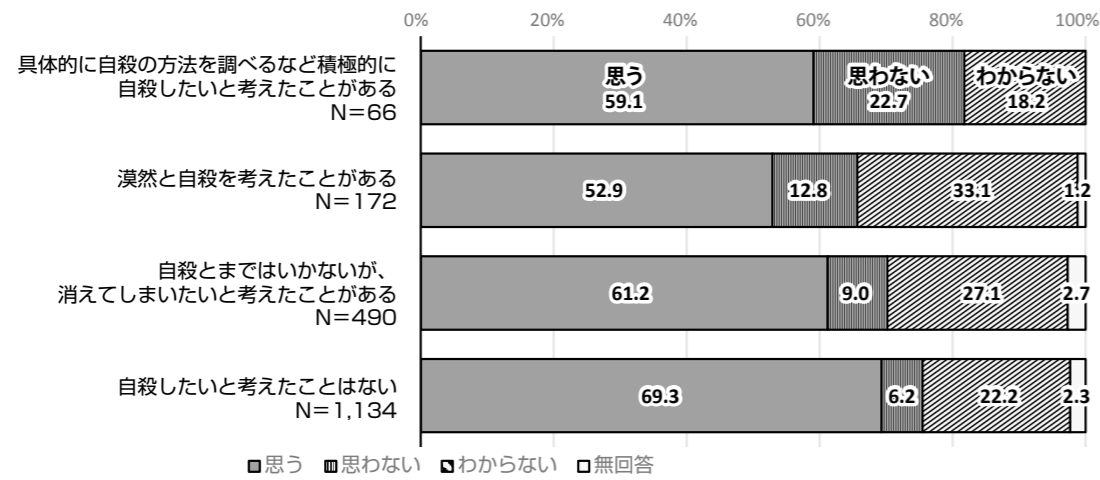
問11 もし仮に、あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、または、あなたの家族など身近な人から医療機関へ相談することを勧められたとき、医療機関へ相談しに行こうと思いますか。(1つに○)

「思う」の割合が64.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.3%となっています。



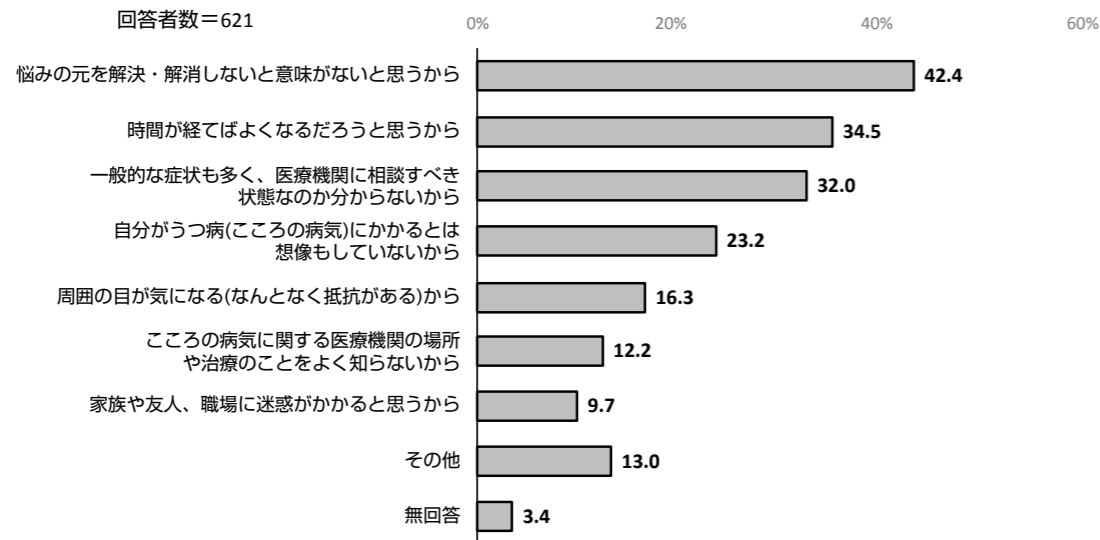
【自殺を考えたことがあるか別】

自殺を考えたことがあるか別でみると、他に比べ、具体的に自殺の方法を調べるなど積極的に自殺したいと考えたことがあるで「思わない」の割合が、漠然と自殺を考えたことがあるで「わからない」の割合が高くなっています。また、自殺したいと考えたことはないで「思う」の割合が高くなっています。



問11で「思わない」「わからない」と答えた方にお聞きます。  
問11-1 その理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

「悩みの元を解決・解消しないと意味がないと思うから」の割合が42.4%と最も高く、次いで「時間が経てばよくなるだろうと思うから」の割合が34.5%、「一般的な症状も多く、医療機関に相談すべき状態なのか分からないから」の割合が32.0%となっています。



5 前期計画の評価

(1) 数値目標

数値目標については、本市の自殺死亡率を策定時の基準値(2014~2017年平均)18.9から20%減少させ、4年間(2018~2021)の平均で15.1以下とする目標でした。

結果は15.5で、目標にわずかに届きませんでした。各年では目標値よりも低い年が多く、概ね達成できたと考えています。

| 項目    | 基準値       | 目標値       | 結果   |      |      |      | 4年平均 |
|-------|-----------|-----------|------|------|------|------|------|
|       | H26~29年平均 | H30~R3年平均 | H30年 | R1年  | R2年  | R3年  |      |
| 自殺死亡率 | 18.9      | 15.1以下    | 14.7 | 17.7 | 15.0 | 14.6 | 15.5 |

(2) 評価指標

数値目標の達成状況を補完するため、次の3つの評価指標を合わせて設定しましたが、「ゲートキーパーについて聞いたことがある人の割合」が目標を大きく下回る結果となりました。

| 項目                      | 基準値        | 目標値       | 結果        |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|
|                         | H29年市民意識調査 | R3年市民意識調査 | R3年市民意識調査 |
| こころの相談機関を知っている人の割合      | 50.4%      | 59%以上     | 58.5%     |
| ゲートキーパーについて聞いたことがある人の割合 | 9.9%       | 21%以上     | 10.6%     |
| 「悩みを相談できる相手」がいる人の割合     | 82.5%      | 91%以上     | 87.2%     |

(3) 計画掲載事業の実施状況

第3期静岡市自殺対策行動計画に掲載する143事業の実施状況については、次のとおりで、概ね計画に沿って事業を実施することができました。

| 掲載事業  | A評価      | B評価       | C評価      | —    | うち新型コロナウイルスの影響で中止した事業 |
|-------|----------|-----------|----------|------|-----------------------|
|       | 達成率80%以上 | 達成率60~79% | 達成率60%未満 | 評価不可 |                       |
| 143事業 | 133      | 7         | 0        | 3    | (3)                   |

(4) 前期計画の評価まとめ

第3期静岡市自殺対策行動計画については、掲載事業を総合的に実施・推進することにより、概ね目標を達成することができたと評価しています。一方、ゲートキーパーの認知度については、目標を下回り、かつ、全国平均(12.3%)よりも低かったことから、やや課題が残る結果となりました。

## 6 現状と課題の整理

### (1) 全国の現状・課題と対策

全国の自殺者数は3万人を超える水準から約2万人まで減少したものの、次のような課題を踏まえ、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

#### 現状・課題

- ① 自殺死亡率は依然として先進国(G7)で最も高い
- ② 令和2年コロナ禍で11年ぶりに増加に転じる
- ③ 女性の自殺者数が令和元年から2年連続で増加
- ④ 小中高生の自殺者数が令和2年過去最多

#### 新たな大綱(R4.10.14)

- ① 自殺死亡率の更なる減少
- ② コロナの影響を踏まえた対策の推進
- ③ 女性の自殺対策を重点に追加
- ④ 子ども・若者の自殺対策の更なる推進

※大綱の概要は86,87ページ参照

### (2) 静岡市の現状・課題と対策

静岡市の自殺者数は、概ね減少傾向にありますが、次のような課題を踏まえ、第4期計画の内容に反映します。

#### 現状・課題

##### 〈地域自殺実態プロフィールより〉

- ① 子ども・若者の自殺死亡率が全国の中央値よりも高い
- ② 自殺者数の多い属性から重点とすべき対象は「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」3つ

##### 〈市民意識調査より〉

- ③ ゲートキーパーの認知度が目標に届かず、かつ、全国平均(12.3%)より低い
- ④ 自殺を考えたことがある人程、うつ病のサインがあっても医療機関にかかろうとしない方が多く、その主な理由は「悩みの元を解決・解消しないと意味がないと思うから」

##### 〈評価指標について〉

- ⑤ 指標の内容が市民全体の普及啓発に係る内容が中心となっている

##### 〈その他〉

- ⑥ コロナ禍で社会全体の自殺リスクは高まっているものの、感染症対策から出前講座等が行えていない
- ⑦ 女性の自殺者は高齢者(70歳以上)で増加している
- ⑧ 全国一律で示される統計資料だけでは、現状や対策の分析が十分に行えない

#### 対策

##### 〈重点対象に反映〉

- ① 新たに「子ども・若者」を重点対象に追加
- ② 「勤労者・経営者」、「高齢者・介護者」、「生活困窮者」の重点対象を継続

##### 〈計画や取組に反映〉

- ③ ゲートキーパー養成研修を更に充実

##### 〈基本認識や計画の体系に反映〉

- ④ 基本認識として明記し、悩みやストレスの解決・解消に向けた支援が推進されるよう事業の掲載を「対象別」に変更

##### 〈評価指標等について〉

- ⑤ 基本方針ごとに評価指標を設定、かつ、対象ごとに可能な限り参考指標を設定

##### 〈事業や取組に反映〉

- ⑥ 静岡市自殺対策HPをリニューアルし、動画配信による普及啓発を充実
- ⑦ 妊産婦・子育て世代の支援を継続するとともに、重点対象「高齢者・介護者」の中で合わせて推進
- ⑧ 現状分析や効果的な自殺対策のための調査分析業務を新たに実施

## コラム ②

### 新型コロナウイルス感染症の自殺への影響

#### 静岡市自殺対策推進センター

全国の自殺者は、平成21年から継続的に減少を続けていたものの、令和2年に11年ぶりに前年自殺者数を上回り、令和3年も同程度の水準となりました。

令和2年は、著名人の自殺報道の直後に自殺者数が増加したことから、ウェルテル効果(\*)による自殺者数の増加が問題視されましたが、令和3年以降も自殺者数の減少が見られないことなどから、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されています。

リーマン・ショックのような景気悪化では、中高年男性の自殺者の増加に繋がりがやすい傾向がありますが、コロナ禍(令和3年まで)では、男性は継続的に減少し、女性や子ども・若者の自殺者数が増加するという、過去あまり例のない傾向が見られました。

新型コロナウイルス感染症と自殺の影響については、国の自殺総合対策の推進に関する有識者会議(第4回:令和3年11月8日開催)において、令和3年2月23日~6月23日までの自殺者数と新型コロナウイルス感染者数(陽性者数)の日次トレンドを示した上で、感染者数が少ないときには自殺者数が多く、感染者数が増えると自殺者数が減少する「逆相関」の傾向があると報告されました。

これに対し、有識者会議の委員から、「現場感覚ではあるものの」と前置きがあった上で、感染者数が少ないときは行動制限等のコロナ対策が行われている時期で、感染者数が多いときはコロナ対策が行われていない時期のため、感染者数との逆相関ではなく、コロナ対策と相関関係にあるのではないかと、この意見が出されました。

この時期のコロナ対策は、緊急事態宣言の発令による不要不急の外出自粛や、県境をまたぐ移動の制限、飲食店の時短営業等が行われており、ストレスフルな環境の中、社会とのつながりが希薄化し、家庭内のつながりが密になることで、家庭問題の影響を受けやすい女性や子ども・若者の自殺者が増加したのではないかと、という仮説は一定程度納得感のあるものでしたが、新型コロナウイルス感染症はこれまでの社会の在り方を大きく変えるものであり、その影響範囲が非常に広いため、現時点でその因果関係は明らかになっていません。

また、令和5年1月に発表された令和4年の自殺者数(速報値)では、継続的に減少していた男性の自殺者数が13年振りに増加に転じ、中高年男性や失業者、年金生活者等の増加が目立つなど、物価高の影響も相まってやや傾向が変わってきている可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、まだしばらく続くことが予想されますので、支援を必要としている人に必要な支援が届くよう様々な対策を講じていきたいと考えています。

※ウェルテル効果とは、マスコミの自殺報道に影響されて自殺が増える現象のこと



1 方針の検討

第4期静岡市自殺対策行動計画は、自殺実態白書によって明らかになった自殺の進行度を参考に、自殺の進行過程を次のように整理し、それぞれの段階に応じた支援を適切に行うこととします。

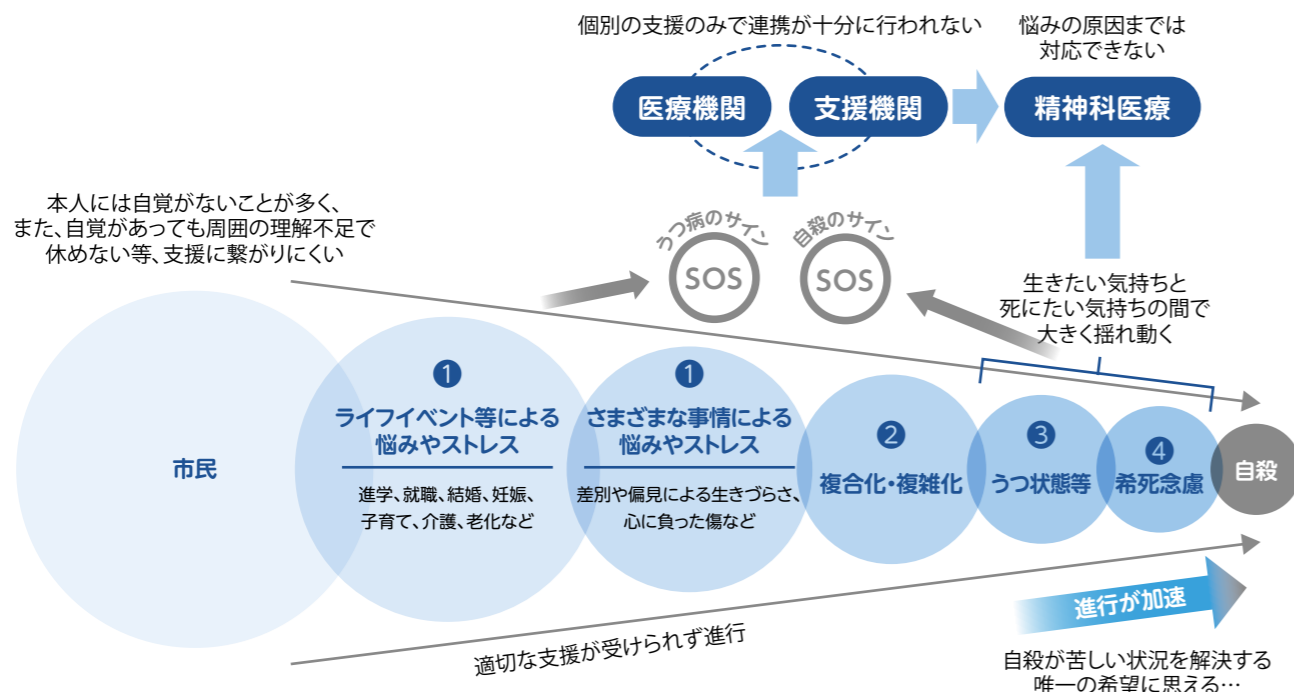
〈よくある誤解や偏見〉

- (1)自殺は、個人の意思又は選択の結果であり、特定の原因がある
- (2)本気で自殺を考える人の意志は固い(逆に「死にたい」と言う人は死なない)
- (3)自殺対策は、自殺させない取組であり、メンタルヘルスや精神医療が中心である

〈自殺の進行過程〉

- ① ライフイベントやさまざまな事情(生まれ持った個性や境遇、トラブル等)によって悩みやストレスが生じる。
  - ② これにうまく対処できず、または適切な支援を受けられなかったこと等から問題が複合化・複雑化し、本人の手に負えなくなる。
  - ③ うつ病やアルコール依存等の状態になり深刻化、自殺リスクが急激に高まる。
  - ④ 「死にたい気持ち」と「生きたい気持ち」の間で大きく揺れ動き、苦しい状況の中、自殺以外の解決策が見えなくなる心理的視野狭窄に陥る等して、自殺を図る。
- ※悩みの原因や適切な支援に繋がらない背景に、差別や偏見等の問題がある。

〈自殺の進行過程イメージ図〉



(注)自殺の進行過程は、比較的多いとされる例を示したものであり、すべてのケースに当てはまるものではありません。

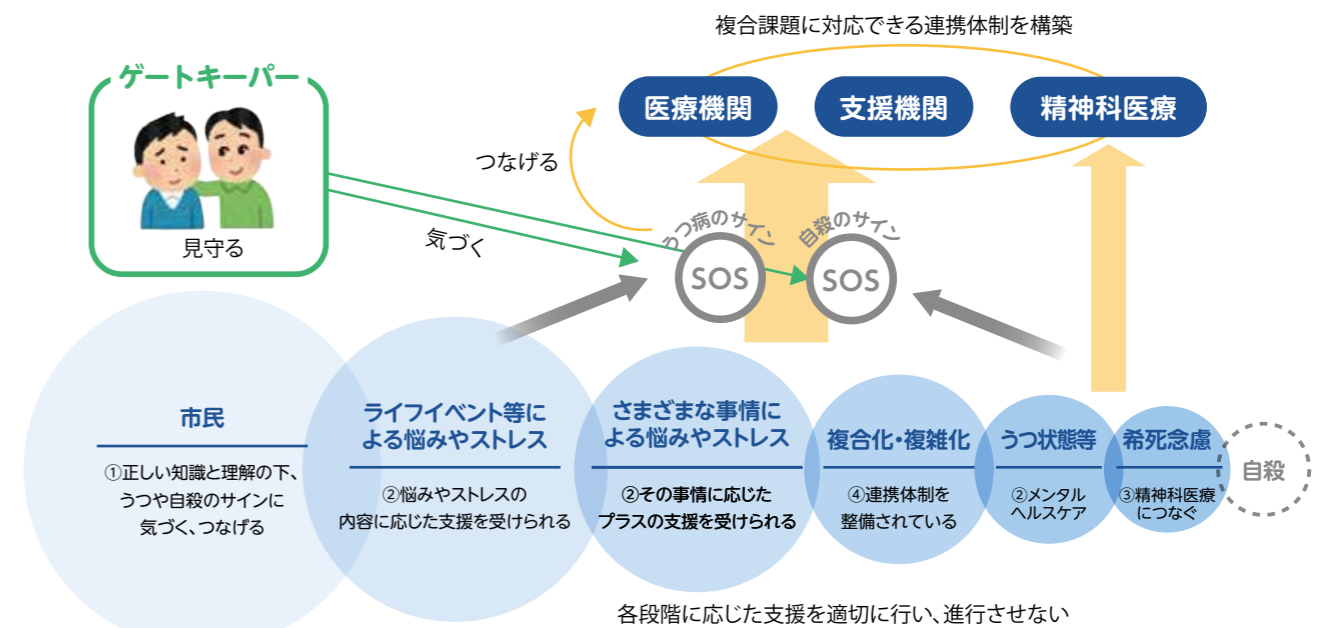
〈基本認識〉

- (1)自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、様々な要因が複合的に連鎖して引き起こされる
- (2)自殺を考える人は、「死にたい気持ち」と「生きたい気持ち」の間で大きく揺れ動いていて、様々なサイン(SOS)を発していることが多い
- (3)自殺を考える人ほど、悩みやストレスの原因の解決・解消を求めている

〈基本方針〉

- ① 普及啓発等により、早期発見・早期支援を促す。(自助・共助)
- ② 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する。(くらしを守る)
- ③ 自殺未遂者等のいのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ。(いのちを守る)
- ④ 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する。(体制整備)

〈静岡市が目指す自殺対策のイメージ図〉

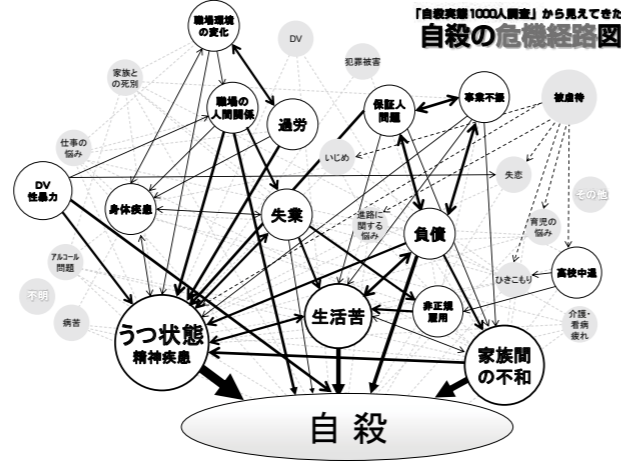


## 2 基本認識

### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、様々な要因が複合的に連鎖することにより引き起こされる

自殺は個人の意思や選択と思われがちですが、実際には様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、その過程で「うつ病」や「依存症」などを発症し、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥るなど、正常な判断ができなくなって引き起こされることが多いです。

また、コロナ禍で社会全体の自殺リスクが高まっていることにも留意する必要があります。



出典: NPO法人ライフリンク資料から引用

### (2) 自殺を考える人は、「死にたい気持ち」と「生きたい気持ち」の間で大きく揺れ動いていて、様々なサイン(SOS)を発していることが多い

「死にたい」とは「死にたいほど辛い」という意味であり、「生きたい気持ち」の表れとも言われています。

本人は、心理的に追い詰められ、正常な判断ができない状態だったり、素直に助けを求められずにいる可能性がありますので、周囲の身近な人が自殺のサイン(SOS)に気づき、必要な支援につなげることが重要です。

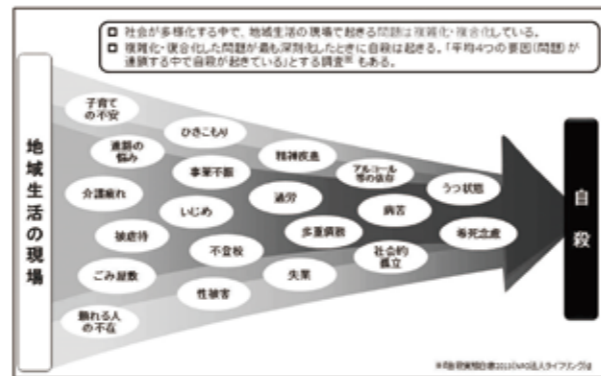


イメージ図

### (3) 自殺を考える人ほど、悩みやストレスの原因の解決・解消を求めている

自殺対策は、メンタルヘルス対策を中心に検討されることが多いですが、前述のとおり、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、その過程で「うつ病」などを発症するのであって、「うつ病」の治療をしても、悩みの原因が解決するとは限りません。

こころの健康を取り戻すため、早期受診やメンタルヘルス対策は重要ですが、併せて、悩みの原因解決・解消に向けた支援を充実させることが重要です。



出典: 市町村自殺対策の手引(厚生労働省)から引用

## 3 基本方針

### (1) 普及啓発等により、早期発見・早期支援を促します

困ったときに周囲に助けを求めたり、相談窓口や医療機関にかかりやすくするため、自殺や精神疾患等に関する正しい知識を普及し、市民のスティグマ(差別・偏見)を解消するとともに、ゲートキーパー(マインド)を普及、養成し、支援を必要とする方の早期発見・早期支援を促します。



ゲートキーパー養成研修の様子

### (2) 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援します

悩みやストレスを抱えたとき、まずは身近な人が支えになりますが、身近に相談できる人がいないときや、身近な人には相談しづらいとき、具体的なアドバイスや支援がほしいときに、悩み事に対応した窓口の職員が丁寧に話を聴き、適切に支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援等を行います。



相談の様子(地域包括支援センター)

### (3) 自殺未遂者等のいのちを守り、再度の自殺企図を防ぎます

自殺を図ったり、「死にたい」と考えている人について、早期に自殺のリスクを専門的に評価し、必要に応じて精神科医療につなげるとともに、特に緊急性が高い場合は、法令に基づく受診の援助や入院決定等を行い、市民のいのちを守ります。



イメージ図

### (4) 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築します

自殺に至る方の多くは、複合的な課題を抱えていることから、個別の支援で終わることなく、関係機関がつながり合い、相談者を総合的に支える連携体制・支援体制を構築します。

また、効果的な自殺対策を実施するための調査分析等を行います。



Life(いのち)を守る総合相談会の様子

## 4 取組の対象及び重点対象

自殺総合対策大綱の内容を踏まえつつ、自殺の進行過程を基に整理した基本方針に沿って、事業や取組の対象を次のように整理します。

また、地域自殺実態プロフィールをもとに、「子ども・若者」、「勤労者・経営者」、「高齢者・介護者」、「生活困窮者等」の4つを重点対象とします。

| 基本方針                         | 取組の対象     | 【参考】自殺総合対策大綱の重点施策  |  |
|------------------------------|-----------|--|--|
| (1) 早期支援・早期発見を促す             | 全市民       | ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す<br>⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる   |  |
| (2) 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する   | ライフステージ   | 子ども・若者【重点】   | ② 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す<br>⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ<br>⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する |
|                              |           | 妊産婦・子育て世代  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる<br>⑬ 女性の自殺対策を更に推進する(新)                          |
|                              |           | 勤労者・経営者【重点】  | ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する<br>⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する              |
|                              |           | 高齢者・介護者【重点】  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる<br>⑬ 女性の自殺対策を更に推進する(新)                          |
|                              | さまざまな事情   | 障害のある方等  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる   |
|                              |           | ひきこもりの方等   | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる   |
|                              |           | 自死遺族・遺児等   | ⑨ 遺された人への支援を充実する   |
|                              |           | 性的少数者 (LGBTQ)  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる   |
|                              |           | がん、慢性疾患等罹患者  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる   |
|                              |           | 生活困窮者等【重点】<br>こころの悩みを抱える方  | ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる<br>⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する                |
| (3) いのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ        | 自殺未遂者等    | ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする<br>⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ   |  |
| (4) 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する | 複合課題を抱える方 | ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る<br>⑩ 民間団体との連携を強化する  |  |
|                              | 関係機関、支援者  | ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る<br>⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する<br>⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする<br>⑩ 民間団体との連携を強化する |  |
|                              | 調査分析等     | ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する  |  |

## 5 数値目標

数値目標は、国の自殺総合対策大綱の数値目標(自殺死亡率をR8年までにH27年から30%以上減少させる。H27:18.5⇒R8:13.0以下。)を基に、令和8年の自殺死亡率(警察統計)を13.0以下にすることとします。なお、評価にあたっては、年によってばらつきが生じやすいことに留意します。

| 項目                        | 目標             | 積算根拠   |
|---------------------------|----------------|--|
| 自殺死亡率<br>(人口10万人あたりの自殺者数) | 13.0以下<br>(R8) | 大綱の減少率を静岡市に当てはめると、静岡市H27:19.0→R8:13.3(30%減少)となりますが、国の数値目標である、13.0以下を目標とする。 |

## 6 評価指標及び参考指標

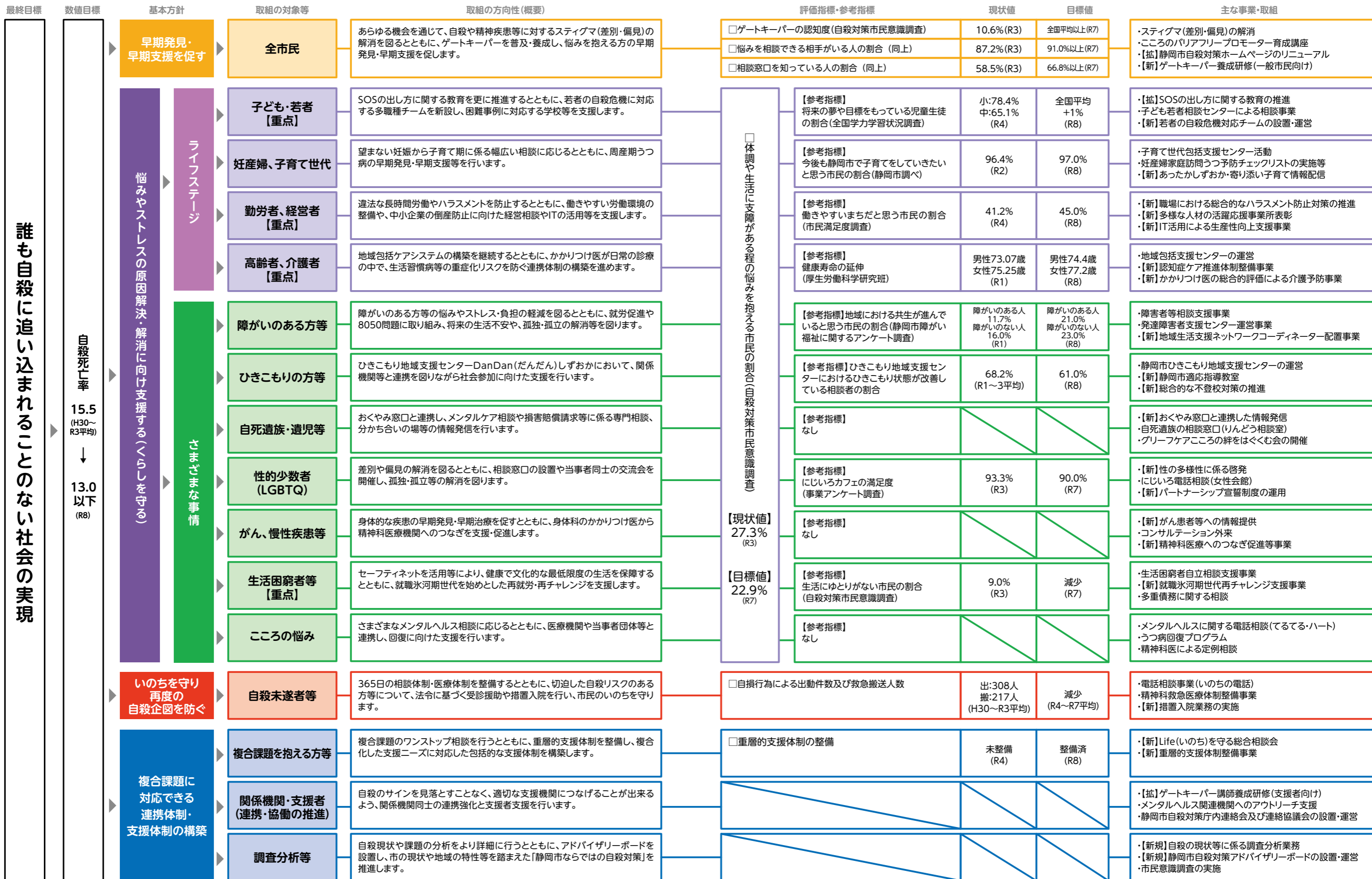
数値目標の達成状況を評価するため、基本方針ごとに評価指標を設定します。また、取組の対象ごとに参考指標を設定し、事業や取組の成果を測る参考とします。

なお、自殺対策に関連する指標の設定が困難なものも多いため、参考指標については、設定可能なもののみ設定することとします。(参考指標は体系図参照P27、28ページ)

| 基本方針                         | 評価指標                                      | 現状値                              | 目標値             | 考え方  |
|------------------------------|---|----------------------------------|-----------------|--|
| (1) 早期支援・早期発見を促す             | ゲートキーパーの認知度<br>(自殺対策市民意識調査)               | 10.6%<br>(R3)                    | 全国平均以上<br>(R7)  | 国の目標(認知度3人に1人)に合わせた指標であり、全国平均以上を目指す。<br>(参考R3全国平均:12.3%)             |
|                              | 相談窓口の認知度<br>(自殺対策市民意識調査)                  | 58.5%<br>(R3)                    | 66.8%以上<br>(R7) | R3市民意識調査における「悩みやストレスを抱える人の割合66.8%」以上を目標とする。                          |
|                              | 悩みを相談できる相手がいる人の割合(自殺対策市民意識調査)             | 87.2%<br>(R3)                    | 91.0%以上<br>(R7) | 第3期計画の目標値を踏襲する。  |
| (2) 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する   | 体調や生活に支障がある程度の悩みを抱える市民の割合<br>(自殺対策市民意識調査) | 27.3%<br>(R3)                    | 22.9%<br>(R7)   | 自殺死亡率の減少率(現状値15.5⇒13.0 16.1%減)に合わせた減少を目標とする。<br>(27.3%⇒22.9% 16.1%減) |
| (3) いのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ        | 自損行為による出動件数及び救急搬送人数(消防局統計)                | 出動:308人<br>搬送:217人<br>(H30~R3平均) | 減少<br>(直近4年平均)  | 自殺未遂者等の支援により、自損救急患者を減少させる。極めて他律的な項目のため、具体的な数値は定めない。                  |
| (4) 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する | 重層的支援体制の整備                                | 未整備<br>(R4)                      | 整備済<br>(R8)     | 計画期間中に重層的支援体制を整備し、複合課題の支援体制を整える。                                     |



# 7 計画の体系図



第3章 静岡市における自殺対策の方針

第3章 静岡市における自殺対策の方針

## 『自殺潜在能力』について～知ってほしい、依存症のこと～

静岡市依存症相談拠点・こころの健康センター  
大久保 聡子

米国の心理学者トマス・ジョイナーが提唱した、人を自殺に至らしめる3つの要素※の一つに『自殺潜在能力』という概念があります。これは「痛みへの慣れや抵抗感のなさ」を意味するもので、中でもアルコールなどの精神に作用する物質は、この痛みへの抵抗感をなくし、本能的に生き物に備わっている死への恐怖感を弱めることで、死にたい気持ちを持つ人の自殺行動を後押しし得るものと考えられています。実際、自殺者全体の15～56%にアルコール乱用または依存が見られたとの報告もあり、依存症はうつ病と並んで自殺に深く関連していると言われています。

一方、この依存症という病気についての理解は、まだまだ社会に浸透しているとはいえません。お酒や薬がやめられず失敗を繰り返している人に対して、「意思が弱い」「本人の問題だ」などと言われることがあります。本当にそうでしょうか？

私たち人間は、牛や馬などの草食動物のように、生まれてすぐに自分の足で立ちあがることはできません。生まれ落ちたその瞬間から、誰かの手を借りなければミルクすら飲めない、か弱い生き物です。それが成長とともに、道具や人、制度等、周りの力をあれこれ借りながら自らの足で立てるようになっていくのです。そう考えると、人間は生まれた時から「依存」することで生き延び、繁栄してきた生き物とも言えるでしょう。

しかし、すべての人が周りにうまく「依存」できるわけではありません。自分一人で解決しようとする傾向が強かったり、様々な事情から人に頼るのが苦手で、生きづらく感じている人もいます。コラム⑦の筆者である松本俊彦先生は、依存症を「人にうまく依存できない病」と表現していますが、この生きづらさが生み出す病を依存症であると捉えれば、まさに言い得て妙です。

私たちこころの健康センターは依存症相談拠点として、依存対象を手放せなくなるに至った背景や苦しみ、葛藤に耳を傾けながら、本人やそのご家族の回復を全力でサポートしています。誰にも言えず依存症に悩む人が「回復のために治療を受けてきます!」と堂々と打ち明けることができ、それを心から応援できる社会をつくるのが私たちの大切な役目です。そして、その試みそのものが、人を信じ、生きたい気持ちを支えるとともに、自殺を食い止めるための大切なブレーキとして機能し得るものと信じています。

※【①所属感の減弱(居場所がない・必要とされていないという感覚)】【②負担感の知覚(人に迷惑をかけている・自分がいないほうが周りは幸せになれるという感覚)】が合わさって自殺願望を生み、そこに【③自殺潜在能力】が加わって人を自殺行動へと駆り立てるという理論



### 1 早期発見・早期支援を促す 全市民

「うつ病なんて、こころの弱い人がかかるんだ」、「自殺するなんて情けない」、「死ぬくらいならやめればいいのに」――。

精神疾患や自殺の問題には多くの誤解と偏見があります。

第3章でも記載したように、自殺はさまざまな悩みやストレスが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥るなどして起こるケースが多いのですが、本人をそこまで心理的に追い込んでしまう背景に、こうした誤解や偏見の問題が多く潜んでいます。

何気ない一言や、根拠のない思い込みが、悩みを抱える人を知らず知らずのうちに追い込んでしまっているかもしれません。

正しい知識と思いやりをもって、皆で支え合える静岡市になればと願っています。

1 傾向と分析

自殺の予防には、自身や身近な人の心の不調に早期に気づき、ひとりで抱えず相談したり、休養をとったり、必要に応じて医療機関を受診するなどして、こころの健康を早期に取り戻すことが重要です。

しかし、様々な誤解や偏見が、悩みを抱える人を孤立させたり、相談することを躊躇わせたりすることで、適切な支援につながりづらくなり、問題を深刻化させてしまいます。

また、本人は心理的に追い詰められていることが多く、自分で自分の状態に気づきづらいことから、身近な人がゲートキーパーとなって、適切な支援に繋げることが重要です。

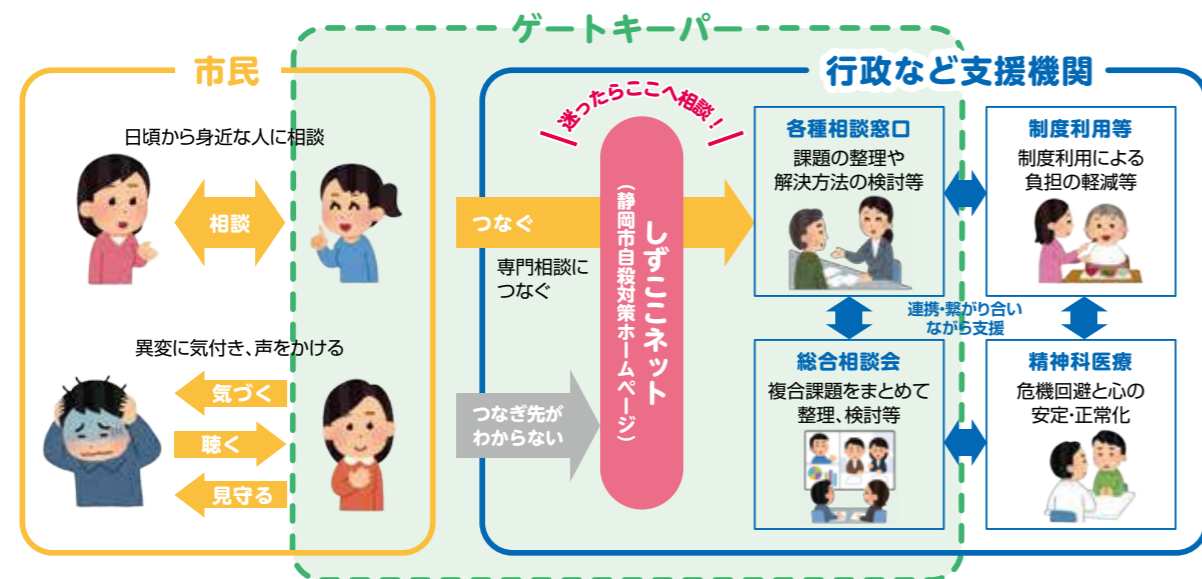
| よくある誤解・勘違い                | 実際のところ                                |
|---------------------------|---------------------------------------|
| 自殺について語ると自殺を助長するおそれがある    | 気持ちを打ち明けることで自殺の予防に繋がります               |
| 自殺について語る人は自殺するつもりはない      | 自殺という選択肢がある証拠。じっくり話を聴くことが重要           |
| 自殺は個人の意思・選択であって防ぐことができない  | 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であって、防ぐことのできる社会的な問題 |
| うつ病は、心の弱い人がかかるもので自分には縁がない | 心の強い弱いは関係なく、うつ病は誰にでも発症のリスクがある         |

2 取組の方向性

あらゆる機会を通じて、自殺や精神疾患、障がいや性的少数者(LGBTQ)などの正しい知識を普及・啓発し、スティグマ(差別・偏見)の解消を図るとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応がとれるゲートキーパーを普及・養成して、悩みを抱える方の早期発見・早期支援を推進します。

また、静岡市自殺対策ホームページの運営や、相談窓口一覧表の作成等により、悩みに応じた相談窓口や支援機関の分かりやすい情報発信を行います。

3 相談フロー例(全市民共通)



主な事業・取組

| 事業名                       | 事業概要   | 対象の詳細 | 令和8年度までの取組指標      |
|---------------------------|--|-------|-------------------|
| スティグマ(差別・偏見)の解消           | 自殺や精神疾患等に係る誤解や偏見の解消のため、自殺予防週間・自殺対策強化月間だけでなく、あらゆる機会を通じて普及啓発を行う。 | -     | 通年実施、9月及び3月に取組を強化 |
| 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(一般市民向け) | 静岡市自殺対策ホームページにて、市民向けのゲートキーパー養成研修をオンライン配信する。                    | -     | 継続配信              |
| 静岡市自殺対策ホームページの管理運営        | 自殺対策の専用ホームページを管理運営し、相談窓口や自殺対策関連イベント等の継続的な情報発信を行う。              | -     | 随時更新(月1回以上)       |
| こころのバリアフリープロモーター育成講座      | 市民一人ひとりがこころの健康や精神疾患について正しい理解ができるような健康講座等を実施する。                 | -     | 年5回以上実施           |
| 「暮らし何でも相談」の実施             | 暮らし全般にわたる相談に応じ、最適な解決方法の提案や、行政、民間団体とのネットワークを活かした最適な相談窓口を紹介する。   | -     | 継続実施(通年対応)        |

※掲載事業一覧はP71~82

迷ったらここへ相談!!

**静岡市自殺対策ホームページ「しずここネット」**

しずここネットでは、行政機関や民間団体のさまざまな相談窓口を掲載しています。令和5年度には、ホームページを一部リニューアルし、出前講座のオンライン配信や相談窓口の検索をチャットボットでできるよう利便性の向上を図る予定です。

特に自殺は考えていなくても、悩みごとの相談先や、活用できる支援を知りたいときなど、お気軽にご利用ください。お電話でもご案内しています。

アドレス <https://www.shizu-coco.net>

問合せ 静岡市自殺対策推進センター ☎ 054-209-7260

その他、メンタルヘルスの基礎知識に関するミニ動画や、自殺対策に関連するイベント、静岡市の自殺の現状などの情報を掲載しています。

ホームページトップ画面

## ひとりひとりがゲートキーパー

静岡市自殺対策推進センター

ゲートキーパーとは、身近な人の①異変に気づき、②話を聴いて、③必要な支援につなぎ、④見守る人のことを言います。辛いときや困ったときに、素直に「助けて」と言える人はあまり多くなく、周囲の身近な人が異変に気づいて、適切な支援につなげることが重要です。

特別な資格は必要ありません、相手を思いやり、声をかけることがゲートキーパーの第1歩です。

### ①異変に気づいて、声をかける

家族や友人、同僚などの身近な人の様子が普段と違う(元気がない、顔色が悪いなど)と感じたら、「元気がないけど、何かあった?」、「疲れが溜まってそうだけど、ちゃんと眠れてる?」などと声を掛けましょう。特に次の10個は、〈自殺の危険を示すサイン〉とされていますので、注意が必要です。ただし、よほどひっ迫した状況でない限り、無理強いせず、「またいつでも言ってね」と相手のペースに任せましょう。

#### 〈自殺の危険を示すサイン〉

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> うつ病の症状がある                     | <input type="checkbox"/> 職場や家庭でサポートが得られない                  |
| <input type="checkbox"/> 原因不明の身体の不調が長引く                | <input type="checkbox"/> 本人にとって価値のあるもの<br>(職、地位、家族、財産等)を失う |
| <input type="checkbox"/> 飲酒量が増す                        | <input type="checkbox"/> 重症の身体の病気にかかる                      |
| <input type="checkbox"/> 安全や健康が保てない                    | <input type="checkbox"/> 自殺を口にする                           |
| <input type="checkbox"/> 仕事の負担が急に増える、<br>大きな失敗をする、職を失う | <input type="checkbox"/> 自殺未遂に及ぶ                           |

### ②話を聴く(傾聴)

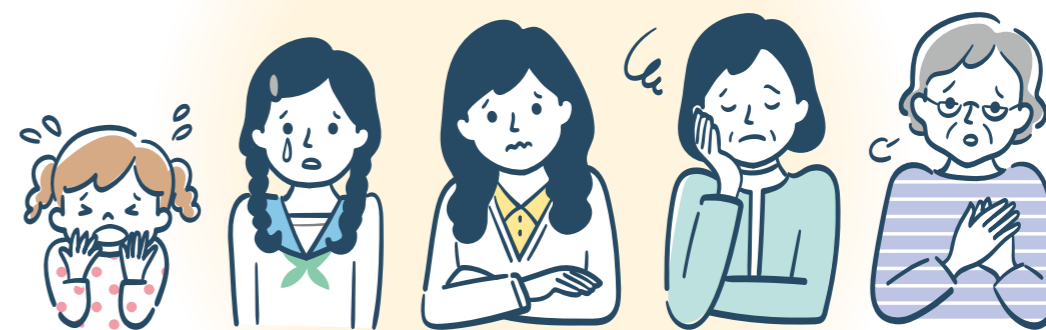
相手が話してくれそうであれば、話しやすい環境をつくるなどして話を聴きます。もし自分と考えが違っていても、相手の気持ちを尊重し、否定しないようにしましょう。また、悩みの原因を解決してあげようとアドバイスをしたり、「大したことない、大丈夫だよ!」と励ましたりしがちですが、まずはじっくり話を聴いて共感してあげることが最も重要です。話を聴いたら、「話してくれてありがとう」と労いましょう。

### ③必要な支援につなぐ

悩みの内容が専門的であったり、具体的な支援が必要な場合などは、専門の相談機関につないでください。「しずここネット」や「相談窓口一覧表」でお調べいただくか、どこに相談したらいいかわからない場合などは、本書の「迷ったらここに相談!」を活用ください。

### ④見守る

支援につないだ後も、相手の様子を気にかけるなど、見守りをお願いします。ご自身だけでは難しい場合は、ご本人に確認をとった上で、より身近な人に見守りをお願いするのも1つの方法です。見守りを行う中で、また異変を感じたら、①の声かけに戻ります。



## 2 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する (1) ライフステージに応じた支援

進学、就職、結婚、出産・子育て、昇進、転勤・転職、家族の介護、自分の老後など、人生にはさまざまなライフイベントがあり、嬉しいこともあります。悩みやストレスを抱えることも多くあります。

市民意識調査でも、悩みやストレスについて「まったくない」と回答した人は、わずか4.8%で、ほとんどの人が何かしらの悩みやストレスを抱えています。身近な人に相談しづらいときや、相談できる人がいないとき、また、利用できる制度や支援内容等をお知りになりたいときは、お気軽に行政等の相談窓口をご利用ください。

# 子ども・若者【重点】

## 1 傾向と分析

全国の小中高生の自殺者は、他の世代が継続的に減少していた平成21年以降も増加を続け、令和2年には過去最多となりました。

また、令和元年から令和2年にかけて、全世代で912人増(4.5%増)であったところ、20歳代が404人増(19.1%増)と最も多く、子ども・若者の自殺が極めて深刻な状態にあります。

静岡市の20歳未満、20歳代の自殺死亡率は、全国の中央値より高いものの、原因・動機等から目立った傾向は確認できません。

子どもの自殺は、衝動性が高い、周囲の影響を受けやすいといった特徴があるとされ、また、自殺未遂歴がある方が他の世代より多い傾向があります。

小・中・高生の自殺者数の推移



出典:自殺総合対策大綱の見直しのポイントから引用

**子どもの自殺の特徴**

- ・高い衝動性
- ・大人から見ると些細に思える動機
- ・死への親近性
- ・大人と異なる死生観
- ・純粋さ、感受性、傷つきやすさ
- ・影響されやすさ(自殺の連鎖=「群発自殺」)

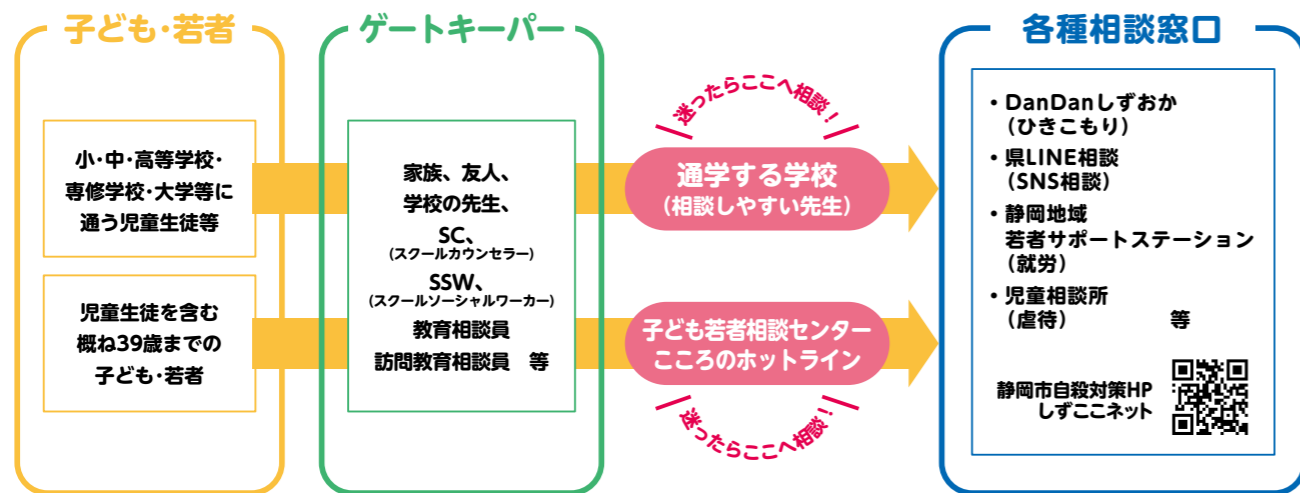
出典:第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議「学校における自殺予防の現状と課題」から引用

## 2 取組の方向性

いじめや不登校、学業・進路等に係る悩みの相談に適切に対応するとともに、SOSの出し方に関する教育のさらなる推進や、教職員等に対するゲートキーパー養成研修の実施を強化します。

また、子ども・若者の切迫した自殺危機に対応するため、多職種の専門家で構成する「若者自殺危機対応チーム」を新設し、学校等関係機関の支援を行います。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                                   | 事業概要   | 対象の詳細                   | 令和8年度までの取組指標                       |
|---------------------------------------|--|-------------------------|------------------------------------|
| SOSの出し方に関する教育の推進(市立の児童・生徒向け)          | 悩みやストレスを抱えたときの正しいSOSの出し方に関する教育を行う。   | 市立小中高等学校の児童生徒           | 全校年1回以上実施                          |
| 【新規事業】SOSの出し方に関する教育の推進(県立・私立の児童・生徒向け) | SOSの出し方研修について、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、また必要に応じてモデル授業等を行う。                   | 県立・私立の小中高等学校            | 毎年依頼を发出し、必要に応じて取組を支援する。            |
| 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(支援者向け)              | ゲートキーパー研修を実施できる講師養成研修を開催し、ゲートキーパーのすそ野の拡充と継続的な実施を図る。                          | 関係機関の研修担当者              | 年2回実施                              |
| 子ども若者相談センターによる相談事業                    | 子どもや若者に関するさまざまな相談に応じ、必要に応じてより適切な機関の紹介を行う。                                    | 概ね39歳までの子ども・若者とその家族、関係者 | 継続実施(通年対応)子ども若者相談センターにおける不登校改善率68% |
| 【新規掲載】静岡県LINE相談(自殺予防)                 | 若年層のこころの悩みに対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置する。   | -                       | 継続実施(通年対応)年間3,000件程度見込             |
| 【新規事業】若者の自殺危機対応チームの設置・運営              | 多職種の専門家で構成する「若者自殺危機対応チーム」を設置し、関係機関からの要請に応じて、自殺未遂や自傷行為等の困難事例に対し、必要な支援・助言等を行う。 | 困難事例に対応する学校等            | 要請に応じて実施                           |

※掲載事業一覧はP71~82

**子ども若者相談センター／こころのホットライン**


「子ども・若者のことについて相談したい。でも、どこへ相談したらいいのかわからない。」というとき、気軽にご相談下さい。概ね39歳までの子ども・若者に関するさまざまな相談に応じ、必要に応じてより適切な機関の紹介も行っています。

**面接相談**

- 日時等 平日午前8時30分～午後5時15分
- 場所 静岡庁舎本館4階(葵区追手町) ※応相談可
- 問合せ ☎ 054-221-1314

**電話相談(こころのホットライン)**

- 日時等 月曜～金曜日 午前9時～午後5時
- 電話番号 0120-783-370



# 妊産婦・子育て世代

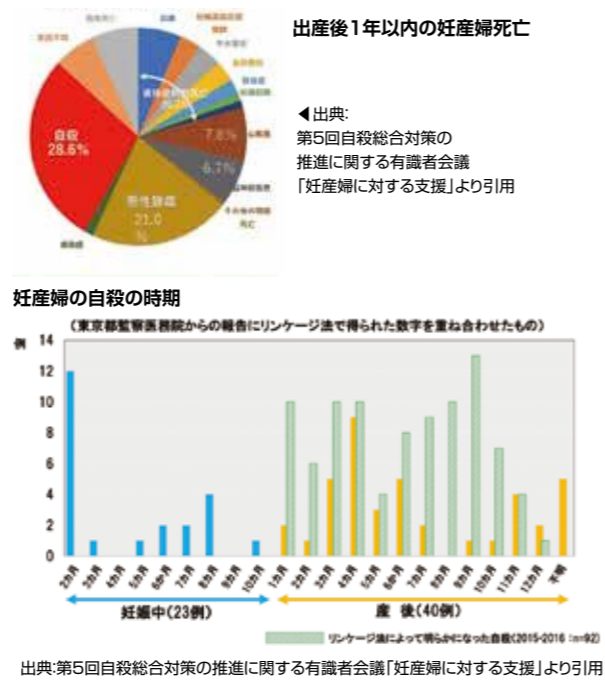
## 1 傾向と分析

妊産婦の死亡原因で最も多いのは自殺であり、妊娠初期と産後の2つのピークがあると言われています。

妊娠初期の自殺は予期しない(望まない)妊娠、産後の自殺は周産期うつ病が大きな要因と考えられ、それぞれの段階に応じた支援が必要です。

周産期うつ病は、妊娠中から産後1年頃までが多いとされ、精神科の既往歴があるとさらにリスクが高いことが知られています。

核家族化や新型コロナウイルス感染症の影響等から孤立しやすく、また共働き世帯が増えていることから、仕事や家事、親の介護等との両立に悩む方が増えていると考えられます。

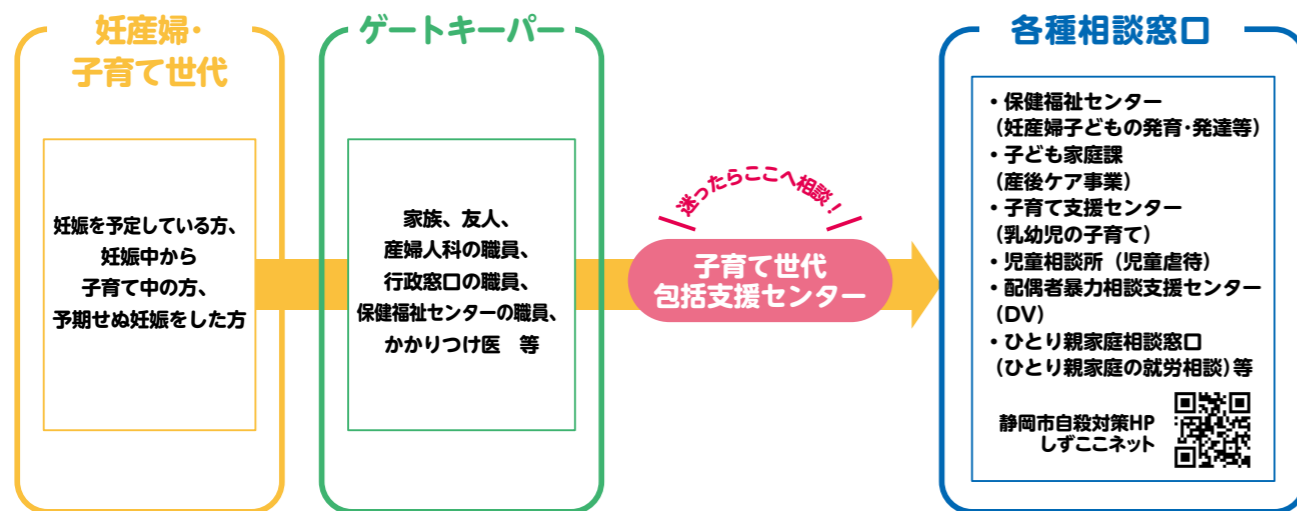


## 2 取組の方向性

予期しない(望まない)妊娠から子育て期に係る幅広い相談に応じるとともに、母子健康手帳交付時の妊婦相談や妊婦家庭訪問によるスクリーニング検査等により周産期うつ病の早期発見・早期支援を行います。

また、産後ケア事業や子育て支援センターの運営等により、産後の育児不安解消や交流の場の提供したり、子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」による継続的な子育て支援情報の発信等を行います。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                        | 事業概要  | 対象の詳細                 | 令和8年度までの取組指標                                  |
|----------------------------|---|-----------------------|---|
| 子育て世代包括支援センター活動            | 妊娠期から子育て期までのさまざまな相談(「予期しない・計画していない」妊娠や出産に関する悩みを含む)に対応する。                        | -                     | 継続実施(随時対応)                                    |
| 母子健康手帳交付妊婦相談               | 妊娠届出書提出時、妊婦や家族の状況を把握することで、妊娠期から妊婦や家族と関わりを持ち、必要に応じて関係機関につなげる等、連携を図った支援を行う。       | -                     | 継続実施(随時対応)                                    |
| 妊産婦家庭訪問うつ予防チェックリストの実施等     | 妊婦訪問や産婦訪問時、うつの早期発見の視点を持ち対応する。産婦全員(外国人等一部除外者有)に「エンジンバラ産後うつ病質問票」を使用する。            | -                     | 継続実施(随時対応)                                    |
| 産後ケア事業                     | 産後の体調や育児等に不安がある者を対象に、助産師等の専門職が、母親への身体面及び心理面のケアや育児指導等を行う。                        | 産後1年未満の母と子            | 継続実施(随時対応)                                    |
| 子育て支援センターの運営               | 子育ての不安感等を解消するため、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施する。                    | 概ね0歳から2歳児と保護者         | 継続実施(市内21か所運営)                                |
| 【新規事業】あったかしずおか・寄り添い子育て情報配信 | 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運営及びLINEによるプッシュ型「しずおかきずなLINE」の配信により、切れ目のない子育て支援情報の発信を行う。 | しずおかきずなLINEは妊娠期～満3歳まで | しずおかきずなLINE登録者数2,800人<br>ちゃむしずおか閲覧数45,600PV/月 |

※掲載事業一覧はP71～82

迷ったらここへ相談!!

### 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期までの母子の健康や育児に関するさまざまな相談に対応します。悩みを抱え支援を必要とする子育て世帯への不安感に寄り添います。

**相談員** 保健師・助産師等

**受付時間** 平日午前9時～午後4時

**【葵区】** 静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所2階 子育て支援課内 ☎ 054-221-1195

**【駿河区】** 静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所2階 子育て支援課内 ☎ 054-202-5817

**【清水区】** 静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所1階 子育て支援課内 ☎ 054-354-2666

相談の様子

第4章 妊産婦、子育て世代

第4章 妊産婦、子育て世代

# 勤労者・経営者【重点】

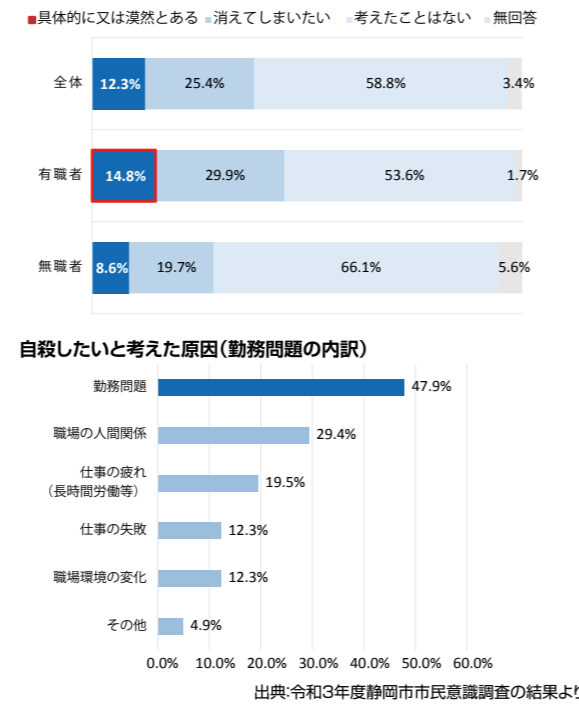
## 1 傾向と分析

市民意識調査の結果、これまでの人生で自殺を考えたことがある人の割合は、全体平均12.3%に対して、有職者は14.8%とやや高く、その原因で最も多かったのは「勤務問題」でした。内訳としては、「職場の人間関係」が最も多く、次いで「仕事の疲れ(長時間労働等)」という結果でした。

価値観や考え方が異なる者同士が共に働くことから、人間関係のトラブルは起こり得るものですが、一方で、職場内での違法なハラスメントや、長時間労働の是正などは、関係法令の遵守によって防がねばなりません。

また、有職者の自殺者数は近年減少傾向にあります。また、有職者の自殺者数は近年減少傾向にありますが、景気の影響を受けやすいことから、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺者数の増加に注意が必要です。

問:これまでの人生の中で、自殺したいと考えたことがありますか(職業別)

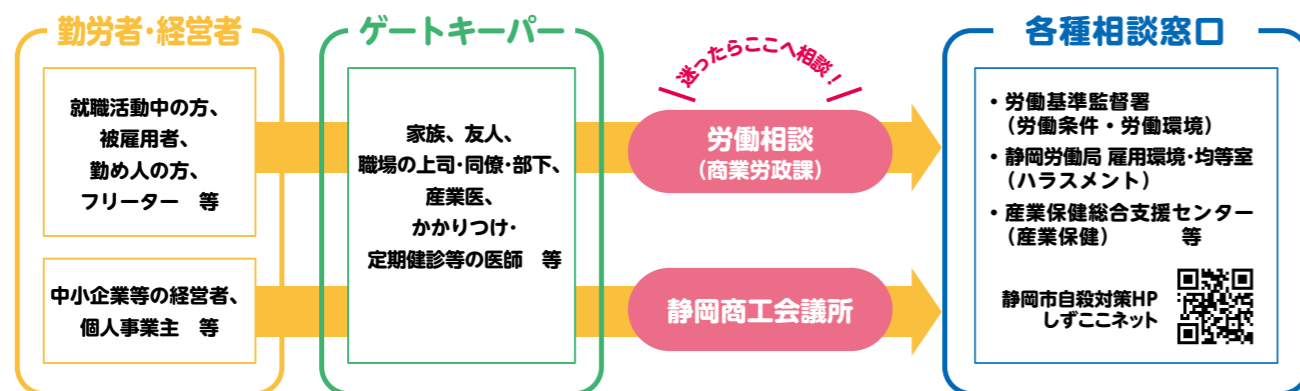


## 2 取組の方向性

労働基準法や労働施策総合推進法など、関係法令の遵守について、労働基準監督署や労働局雇用環境・均等室による指導の徹底を図るとともに、労働者や経営者からのメンタルヘルス相談や労働相談等に応じます。

また、多様な人材の活躍等に積極的に取り組む事業所を表彰する等して、働きやすい環境整備を促進するとともに、コロナ禍や人材不足に対応したITの活用や、中小企業等の経営再建を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺者数の増加抑制を図ります。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                           | 事業概要  | 対象の詳細      | 令和8年度までの取組指標 |
|-------------------------------|---|------------|--------------|
| 【新規掲載】職場における総合的なハラスメント防止対策の推進 | 関係法令に基づき、事業主が講ずべきハラスメント防止対策に係る指導を行う。  | -          | 継続実施(通年対応)   |
| 職場のメンタルヘルス相談                  | 仕事のストレスに悩む労働者、その家族、メンタルヘルス対策を実施したいと考える事業主等の相談に臨床心理士が応じる。                              | -          | 年12回実施       |
| 労働相談                          | 雇用、労働、労務管理全般に関する相談に社会保険労務士が応じる。   | -          | 3か所、各年12回    |
| 【新規掲載】多様な人材の活躍応援事業所表彰         | 多様な人材の活躍のために働き方改革やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む事業所を表彰をすることにより、働きやすい環境を整備し、生活の安定を図る。     | -          | 5事業所表彰/年     |
| 【新規掲載】IT活用による生産性向上支援事業        | 中小企業等の経営課題である人材不足を解消するため、「ITなんでも相談窓口」を設置し、ITの利活用やデジタル化に向けた専門指導を行うことで、少ない人員での生産性向上を図る。 | 中小企業の経営者等  | 継続実施(週3日)    |
| 経営安定特別相談室                     | 中小企業等の倒産を防止するため、経営再建や危機回避のための相談に応じる。  | 中小企業/個人事業主 | 継続実施(通年対応)   |

※掲載事業一覧はP71~82

迷ったらここへ相談!!

| 労働相談   | 静岡商工会議所  |
|--|--|
| 解雇・賃金・労働時間・治療との両立など、労働条件に関する様々な疑問・悩みの相談に応じています。(予約制)   | 中小企業や個人事業主を対象に、経営支援、融資・資金、経営再生、事業継承などのあらゆる経営上の相談に応じています。   |
| <b>相談員</b> 社会保険労務士が対応します<br><b>日時</b> 原則第2~4水曜日(1日3名、1人45分程度)<br><b>予約先</b> 静岡市 商業労政課 ☎ 054-354-2430 | <b>相談員</b> 相談内容によって異なります。<br><b>日時</b> 詳しくはホームページをご覧ください、お問合せください。<br><b>問合せ</b> 静岡事務所 ☎ 054-253-5111<br>清水事務所 ☎ 054-353-3401                              |
| 働く人のための <b>無料</b> <b>労働相談</b>  | <b>静岡商工会議所</b><br>The Shizuoka Chamber of Commerce and Industry<br><b>アドレス</b> <a href="https://www.shizuoka-cci.or.jp">https://www.shizuoka-cci.or.jp</a> |

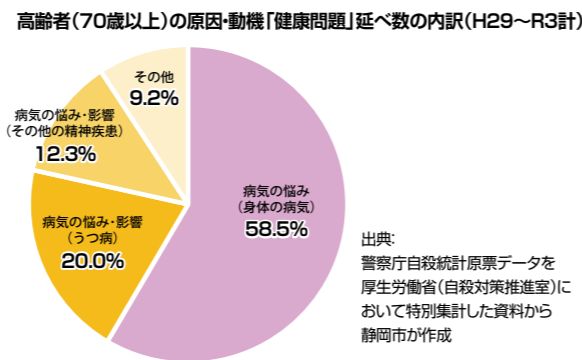
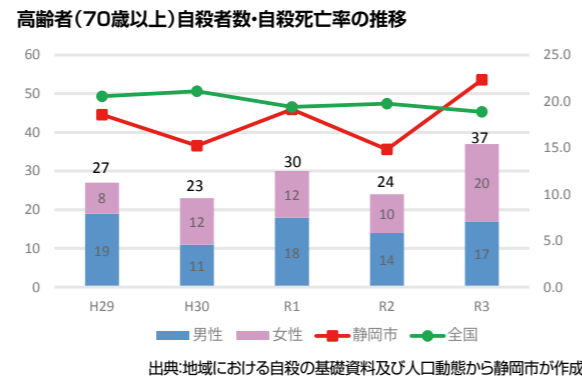
# 高齢者・介護者【重点】

## 1 傾向と分析

静岡市における高齢者の自殺は、ここ数年増加傾向にあり、中でも女性の自殺者数の増加が目立ちます。原因・動機別では、「健康問題」が9割以上と最も高く、その内訳でも「病気の悩み(身体の病気)」が他の世代と比較して顕著に高い傾向があります。

年齢を重ねるに従って、身体的な疾患を抱える方が増えることはイメージしやすいですが、こうした身体的苦痛がうつ病等の引き金になり得ることへの理解が必要です。

また、配偶者や兄弟などの近親者の喪失による孤独感や「家族に迷惑をかけたくない」といった介護負担に対する遠慮やプライド等も大きな要因と考えられ、認知症診断後1年以内の自殺リスクが上昇したとする研究結果もあります。

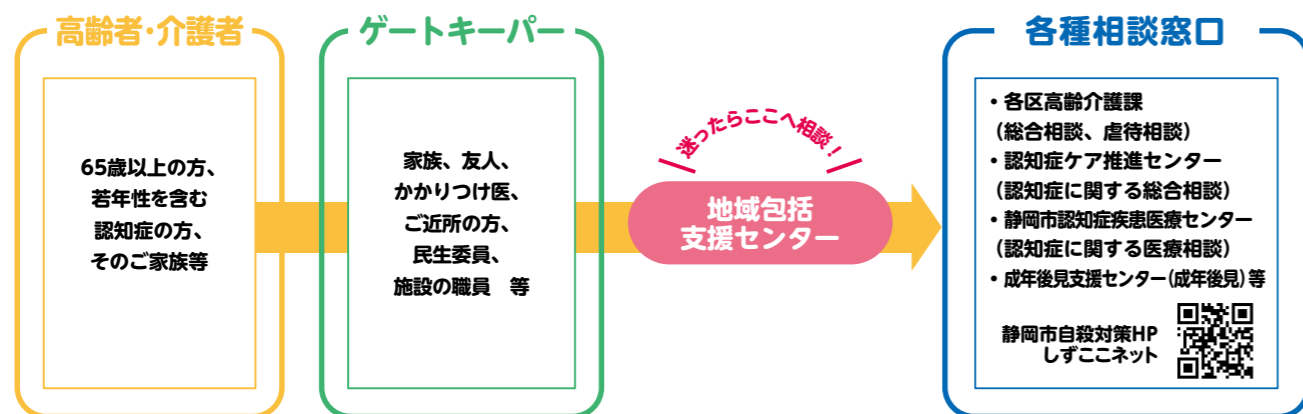


## 2 取組の方向性

高齢者が医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けることができるよう、静岡型地域包括ケアシステムの推進を引き続き取り組みます。

また、かかりつけ医が日常の診療の中で、生活習慣病の重症化リスクを防いだり、自殺リスクのある方を精神科医療につないだりする連携体制の構築を進めます。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                          | 事業概要  | 対象の詳細           | 令和8年度までの取組指標            |
|------------------------------|---|-----------------|-------------------------|
| 地域包括支援センターの運営                | 高齢者に係る総合的な相談に応じ、必要に応じて訪問支援や関係機関等と連携を図る。   | -               | 継続実施<br>(29センターを委託して運営) |
| 【新規掲載】ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク推進事業 | 企業との見守り協定の締結、高齢者実態調査、S救セットの配布等による見守りネットワークを構築する。                                | -               | 見守り協定締結数70件             |
| 【新規掲載】認知症ケア推進体制整備事業          | 認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるよう、産学官民が連携して、認知症本人やご家族の支援の充実と、全世代に向けた認知症の理解促進体制を構築する。 | -               | 来場者数年5,000人             |
| ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業         | ひとり暮らしの緊急時に対する不安の軽減を図るとともに、発生した緊急事態に迅速に対応する。                                    | ひとり暮らし高齢者等      | 継続実施                    |
| 【新規事業】かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業  | かかりつけ医が日常の受診の際にフレイルに関する総合的評価を実施し、状態に応じた介護予防サービス等につなげる。                          | フレイルが疑われる状態の高齢者 | 継続実施                    |
| 【新規事業】精神科医療へのつなぎ促進等事業        | 自殺対策に関する診療報酬加算について、算定・活用に向けたリーフレットを作成・配布し、かかりつけ医や救急病院等からの適切な精神科医療へのつなぎを促進する。    | 医療機関等           | 継続実施                    |


※掲載事業一覧はP71～82

迷ったらここへ相談!

### 地域包括支援センター(愛称:まるけあ)

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう市内29か所にある地域包括支援センターが、保健、福祉、医療、介護等のあらゆる相談に応じています。

- 相談員** 保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等
- 問合せ** 対応時間や場所等は、センターによって異なります。静岡市のホームページをご覧ください。地域包括ケア推進本部へお問合せください。
- 問合せ** ☎ 054-221-1203
- アドレス** [https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003229.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003229.html)



相談の様子



## 本当に『自分のことは自分が一番わかっている』って言えますか？

静岡市こころの健康センター

「自分のことは自分が一番、わかっている」「相談したところで解決しないから相談するだけムダ」という言葉をよく耳にすることがあります。

では、そういった人が自分の抱える悩みや問題を脇に置いて、もしくは無かったことにして、毎日を楽しんだり、それこそ自分らしく生活できているかというところではありません。悩みや問題は常に頭の片隅にあり、時間が空いた時や自分が疲れた時、嫌なことがあった時にふと出てきて、気づけば自分の心や頭をいっぱい埋めてしまいます。

このような辛い状態が続くと、眠れなくなったり、やる気がなくなったり、イライラしやすくなり、自分らしさが奪われ、ひいては大切な家族や友人などにも大きな影響を及ぼすことがあります。

では、そうなる前にどのように対処すればいいか？それは『身近な人や信頼できる人に話をする』ということになります。これを読んでいる方の中には「なんだ、そんなことか。」と思った方もいるのではないのでしょうか。そんな方のために今から『身近な人や信頼できる人に話をする』ことの3つの大きな効果について伝えさせていただきます。

まず1つ目は“自分の悩みや問題が整理できること”です。悩みや問題を言葉にすることで悩みや複雑にこんがらかった問題が形になり、急に輪郭を帯びてきます。悩みや問題が形作られることによって格段に整理しやすくなることに気づくでしょう。

そして2つ目の効果が“悩みや問題と距離が取れるようになる”ということです。深刻な悩みや問題と常に一緒にいるのは紛れもなくあなた自身であり、そのような状態が続けば心身ともに大きなダメージを受けるのは当たり前のことです。身近な人や信頼できる人に話すことで、一旦、悩みや問題を自分の内面から外に出すことが可能となり、悩みや問題と距離を取ることができます。そうすることで、悩みや問題が内面にある時と比べて冷静に、そして客観的に見ることができるようになるでしょう。

3つ目が一番、大きな効果になります。自分の悩みや問題を身近な人や信頼できる人が、わかってくれたり、もしくは話を聞いてくれただけで“心が楽になったり、気持ちが晴れる”という効果があることです。思い返してもらおうと、こんな経験をしたという方は少なくないのではないのでしょうか。ここで気づいてもらいたいのが、悩みや問題が解決した訳でなく、良いヒントが見つかった訳でもないけれど、“ただ話を聞いてもらった”という事実だけで心が楽になったり、気持ちが晴れる”という効果があるということです。それが自分の信頼できる人や親しい人であれば、効果は更に高まりますし、もし、そのような人が近くにいなくても、相談窓口などで話を聞いてもらうだけでも大きな違いがあります。ここでポイントになるのが、自分以外の身近な人に苦悩や気持ちを理解してもらえたり、受けとめてもらったという事実です。

これまでお伝えしたとおり、身近な人に話をすることには3つの大きな効果があり、例えば問題が解決しなくとも話をすることの意味を、改めて理解していただけたのではないかと思います。

悩みがない人はいないと思います。これを読んでいただいたあなたも身近な人に話すことから始めてみませんか？



## 2 悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する (2) さまざまな事情を抱える方の支援

さまざまな事情を抱える方は、ライフイベント等によって誰もが生じる悩みやストレスに加え、それぞれの事情に起因する悩みやストレスを抱えることから、問題が複雑化・複雑化しやすい傾向があります。

過去の研究結果等から「自殺リスクが高い」とされるさまざまな事情を掲載していますが、自殺は個人の問題ではなく、社会全体の問題です。

このため、「自殺リスクが高い」とは、「周囲の理解やサポートが少ない」ことを意味しています。



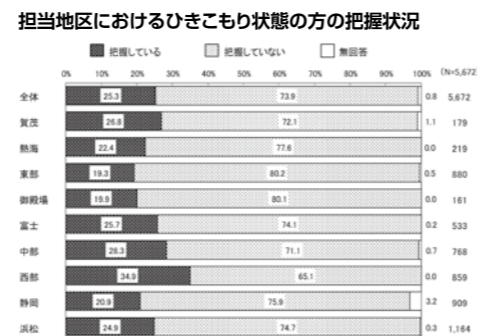
# ひきこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方

## 1 傾向と分析

令和元年度に静岡県が行ったひきこもり等に関する調査では、民生委員等が把握しているひきこもり状態の方は静岡市に256人とされたものの、担当地区のひきこもり状態を把握していると回答した方が20.9%に留まったため、その全体は1,000人を優に超える可能性があります。

ひきこもりには、精神疾患や発達障がいなどにより周囲との摩擦が生じてひきこもる場合と、対人関係の問題等が引き金となり、社会参加が困難になって社会的にひきこもる場合があるとされており、その背景に応じたさまざまな支援が必要です。

また、ひきこもり状態の方の約半数(49.0%)は不登校を経験しているというデータもあり、不登校児童・生徒への支援も重要です。



出典:令和元年度静岡県ひきこもり等に関する状況調査報告書から引用

### 本人が抱えている問題

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 人間関係・コミュニケーションの問題 | 80.1% |
| 就職活動や、仕事への定着の困難   | 76.8% |
| 精神的な疾病・障害に関する問題   | 66.9% |
| 経済的に余裕がない、または困窮   | 66.2% |
| 不登校を経験している        | 49.0% |
| 身体的な疾病・障害に関する問題   | 29.8% |
| 支出面の問題            | 29.1% |
| 家族へのDV・虐待(過去を含む)  | 27.2% |
| 住まいに関する問題         | 27.2% |

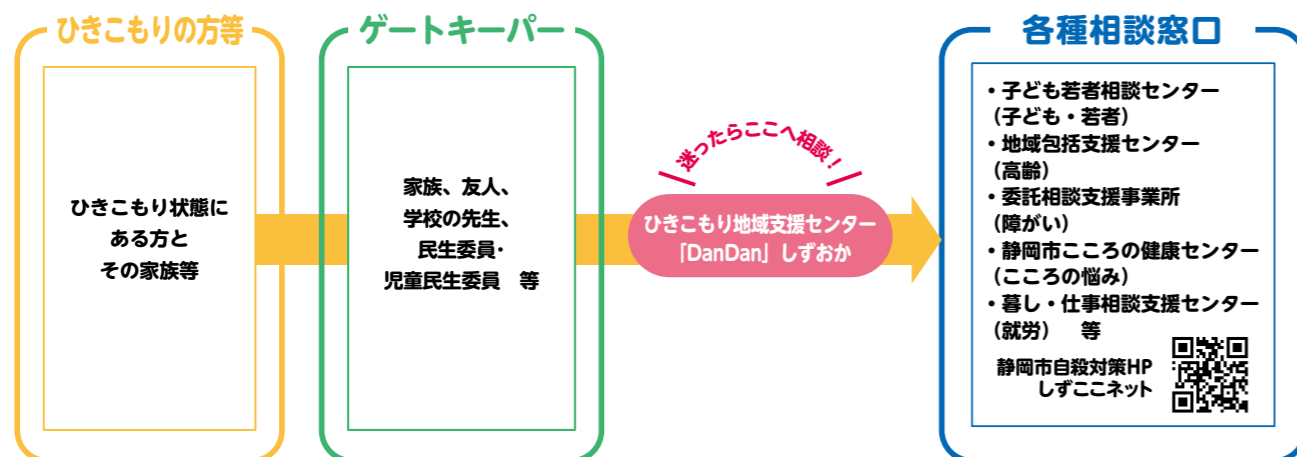
出典:厚生労働省 令和3年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料「ひきこもりの実態と社会的背景・要因の理解」から引用

## 2 取組の方向性

ひきこもりの専用相談窓口として、静岡市ひきこもり地域支援センターDanDan(だんだん)しずおかにおいて、電話相談や面談相談による助言・情報提供の他、訪問支援、本人の居場所支援、家族教室等を実施し、関係機関等と連携を図りながら社会参加に向けた支援を行います。

また、不登校児童・生徒の発現率減少に向け、段階に応じた不登校対策を行うとともに、適応指導教室等による学習支援・居場所支援などを行います。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                        | 事業概要   | 対象の詳細              | 令和8年度までの取組指標                         |
|----------------------------|--|--------------------|--------------------------------------|
| 静岡市ひきこもり地域支援センターの運営        | 概ね6か月以上ひきこもっている本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供を行う。また、必要に応じて関係機関等の連携を図る。   | ひきこもり状態にある本人やその家族等 | 継続実施(通年対応) ひきこもり状態が改善している相談者の割合61.0% |
| 【新規掲載】静岡市適応指導教室            | 適応指導教室を設置し、集団生活への適応や学校生活への自主的な復帰を支援するためのカウンセリング、学習支援等を計画的かつ組織的に行う。 | 不登校状態にある、市内在住の小中学生 | 継続実施(市内3か所) 不登校改善率(過去3年間の平均以上)       |
| 【新規掲載】総合的な不登校対策の推進         | 研修システム確立、教育相談員の配置、ICT教材の活用、訪問教育相談員の配置等により、総合的な不登校対策を推進する。          | -                  | 継続実施                                 |
| 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域の相談・支援等の活動を行う。                               | -                  | 継続実施(年間220,000件以上)                   |
| 電話相談事業                     | 自殺を始め、精神的に孤立し、悩み苦しんでいる方に、電話で寄り添い、自立のための支援を行う。                      | -                  | 毎日12時～21時実施                          |

※掲載事業一覧はP71～82

迷ったらここへ相談!!

## ひきこもり地域支援センターDanDan(だんだん)しずおか

ひきこもりで悩んでいる方やそのご家族等の相談に応じています。(予約制)地域の関係機関と連携を図りながら、相談者とともに「だんだん」と社会参加に向けての糸口を探ります。

- 相談員 公認心理師などの「ひきこもり支援コーディネーター」
- 日時等 火曜～土曜日の午前9時から午後5時まで(祝日、年末年始を除く。)
- 場所 市立南部図書館2階(駿河区南八幡町)
- 問合せ ☎ 054-260-7755
- その他 相談のほか、居場所の提供や、訪問支援、家族教室等も行っています。



相談の様子

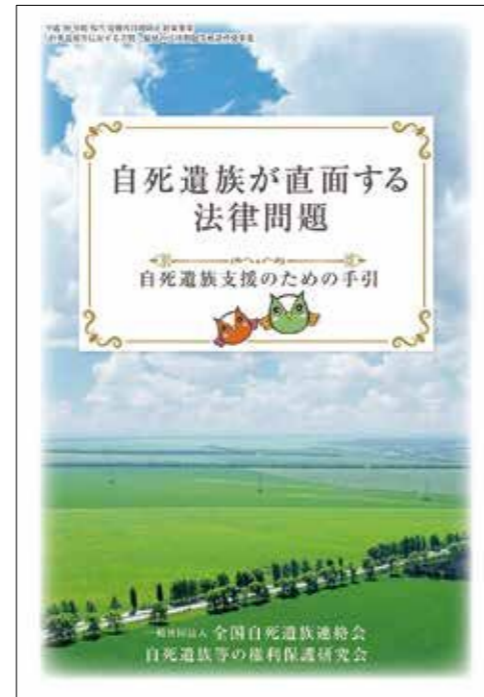
# 自死遺族・遺児等

## 1 傾向と分析

NPO法人ライフリンクが自殺実態調査の際に行った自死遺族調査では、自死遺族の約4人に1人が「自身も死にたい」と回答しました。

背景には、今後の生活に対する不安や、止めることができなかったという自責の念等があり、また、大切な人を自死で失ったことに対する気持ちの整理がつかないまま、さまざまな手続きを行わなければならなかったり、自死の手段や場所によっては損害賠償請求をされたりと、大きな負担がかかる一方で、自殺に対する偏見等から周囲に相談できず、孤立しやすいということが考えられます。

また遺族に限らず、自死は職場の同僚や婚約者、親しい友人や恋人等にも大きな影響を与えます。特に、子どもはその影響を受けやすいことが指摘されていることから、自殺の連鎖が起きないように特に注意が必要です。



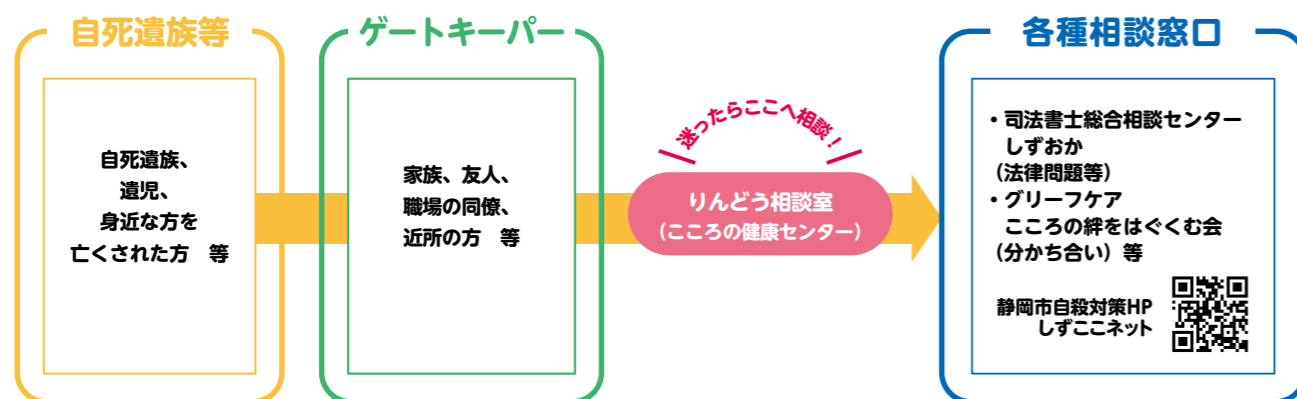
出典:「自死遺族が直面する法律問題」自死遺族支援の手引より引用

## 2 取組の方向性

おくやみ窓口の設置により、亡くなられた後の事務手続きに関する負担軽減を図るとともに、自死遺族支援のリーフレットを作成・配架し、損害賠償請求等に係る専門相談や、メンタルケア相談、分かち合いの場等の情報発信を行います。

また、事業所や学校等に対する心理的動揺や被害の拡大防止、ストレス障害の軽減のための支援活動を合わせて行います。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                             | 事業概要  | 対象の詳細                    | 令和8年度までの取組指標                       |
|---------------------------------|---|--------------------------|------------------------------------|
| 【新規事業】<br>おくやみ窓口と連携した情報発信       | 各区のおくやみ窓口と連携し、自死遺族等に対する支援について、必要な情報提供を行う。                             | -                        | 継続実施                               |
| 自死遺族の相談窓口 (りんどう相談室)             | 自死遺族の相談に応じることで精神的なケアを行う。(予約制)   | -                        | 継続実施 (週3日)                         |
| グリーンケアこころの絆をはぐくむ会の開催            | 自死や病死、事故死で大切な人を亡くした方の悲嘆の気持ち、喪失の悲しみ語り分かち合う集いを開催する。                     | -                        | 分かち合いを年12回(毎月1回)実施<br>講演会を年1回開催    |
| 司法書士総合相談センターしずおかの運営             | 司法書士による無料面接相談・電話相談  | -                        | 面接相談:毎週2回開催※県内6会場にて実施<br>電話相談:通年対応 |
| 【新規掲載】<br>事件・事故後のこころの健康危機管理支援事業 | 事業所等において発生した人の生命に関わる事件、事故等の惨事に遭遇した者の心理的な被害の拡大防止、ストレス障害の軽減を図るための支援を行う。 | 生命に関わる事件、事故等に遭遇した事業所、学校等 | 継続実施                               |

※掲載事業一覧はP71~82

迷ったらここへ相談!!

### りんどう相談室

かけがえのない大切な人を自殺で突然失うことは大きな衝撃です。突然訪れた悲しみに、どう向き合えばよいかかわからず悩んでいませんか?安心して、辛い気持ちを話せる場所がありますか?

誰にも話せなかったことを、話してみる事でこころの重荷を少しずつ減らせる様、専門の職員がお話を伺います。

- 相談員 公認心理師など
- 日時等 月曜、水曜、金曜日の午前 (祝日、年末年始を除く)
- 場所 静岡市こころの健康センター(葵区柚木)
- 問合せ ☎ 054-262-3011



相談室の様子

# 性的少数者(LGBTQ)

## 1 傾向と分析

性的少数者(LGBTQ)とは、性的指向(恋愛対象の性別)が異性でない方と、性自認(自己の性別の認識)が生物学的・身体的または戸籍上の性と一致しない方等の総称であり、当事者が抱える困難は、その内容によってさまざまです。

共通して言えることとして、外見等から判別しづらい(目に見えにくい)ことと、まだまだ周囲の理解が得られにくいことがあります。いじめの被害やアウティング被害にあう方も多く、またこうした被害を恐れてか、家族を含め誰にも伝えていない人が約6~7割いるなど、その生きづらさや悩みをひとりで抱えています。

自殺を考えたことがある人の割合も高く、社会全体の理解と配慮が必要です。

**L Lesbian レズビアン**  
女性として女性に対して恋愛感情や性的欲求を持つ人、女性同性愛者。

**G Gay ゲイ**  
男性として男性に対して恋愛感情や性的欲求を持つ人、男性同性愛者。

**B Bisexual バイセクシュアル**  
女性に対しても、男性に対しても、恋愛感情や性的欲求を持つ人、両性愛者。

**T Transgender トランスジェンダー**  
「出生時に割り当てられた性別」と「性自認」が異なる人。身体の性別に違和感を感じている人。一方、「出生時に割り当てられた性別」と「性自認」が一致している人を「シスジェンダー (Cisgender)」という。  
\*医師が診断する精神疾患名の「性同一性障害 (GI: Gender Identity Disorder)」とは異なる概念。

**Q Questioning クエスチョニング**  
自分自身の「性の在り方」を決めたくない人、迷っている人、わからない人など。

**Q Queer クィア**  
性的マイノリティの総称。もともとは「風変わりな、奇妙な」という意味で、長らく性的マイノリティに対する侮蔑語・差別語として使われていた。そのネガティブな言葉を、差別と闘うために逆手に取って、性的マイノリティを包括し連帯するポジティブな言葉として、当事者自身が誇りをもって使用してきた経緯がある。

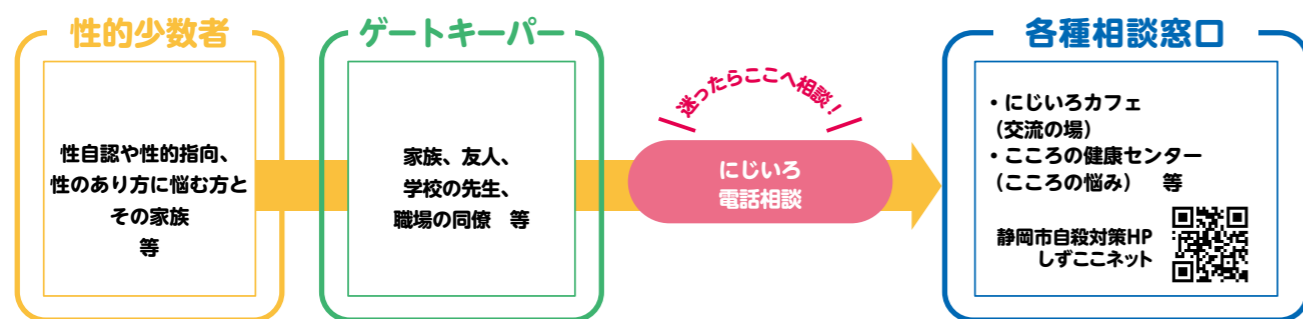
出典:「性的マイノリティ(LGBTQ+)の自殺対策を自治体で進めていくために」から引用

## 2 取組の方向性

性の多様性に関する普及啓発を行い、差別や偏見の解消を図るとともに、多様な性のあり方を踏まえたさまざまな配慮を促します。

また、相談窓口の設置や、当事者同士の交流会を開催し、性的少数者の孤独・孤立や困難な状況の解消を図ります。

## 3 相談フロー(例)



**用語説明** アウティング: 他人の性的指向や性自認を本人の了解なしに他者に伝えること

## 主な事業・取組

| 事業名                   | 事業概要  | 対象の詳細        | 令和8年度までの取組指標 |
|-----------------------|---|--------------|--------------|
| 【新規掲載】性の多様性に係る啓発      | 啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や、企業向けガイドラインを活用し、市政出前講座等を通じた啓発事業を実施する。  | 全市民          | 継続実施         |
| 【新規掲載】にじいろ個別相談        | LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決を支援する。   | 当事者(又は当事者家族) | 継続実施(年6回)    |
| にじいろ電話相談(女性会館)        | 性的少数者や家族、関係者を取り巻く性の多様性に関する相談に応じる。   | 性的少数者の家族や関係者 | 継続実施(毎月1回)   |
| にじいろカフェ               | 交流会を開催し、性的少数者等の孤独や困難な状況を解消できる場をつくる。   | -            | 継続実施(年6回)    |
| 【新規掲載】パートナーシップ宣誓制度の運用 | 性のあり方により現在の婚姻制度を利用することができない性的少数者カップル等の生活上の困難や生きづらさの解消を図るとともに、性の多様性に関する市民の皆さんの理解を促進するため、パートナーシップ宣誓制度を実施する。 | -            | 継続実施         |
| 【新規掲載】いじめ防止対策の推進      | 静岡市いじめ防止等のための基本方針に基づき、各校のいじめ防止対策を推進する。  | 市立小中高等学校     | 継続実施         |

※掲載事業一覧はP71~82

**にじいろ電話相談**

自分のセクシュアリティや性別の違和感について悩んでいる方、またはそのご家族や学校・会社・友人関係など周囲の方からのご相談に応じています。

**アイセル 21 にじいろ電話相談**  
毎月第2土曜日 14:00~17:00

相談員 専門の研修を受けた相談員が個別相談に応じます  
日時等 右参照  
その他 匿名OK。相談無料。相談者の秘密を厳守します。

054-248-2216

第4章 性的少数者(LGBTQ)

第4章 性的少数者(LGBTQ)

# がん、慢性疾患等罹患者

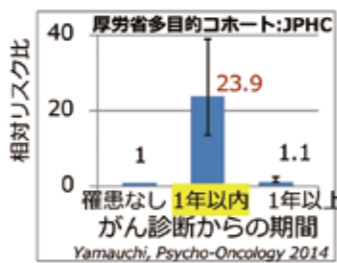
## 1 傾向と分析

がん等の生命に関わる疾患や、現代の医療では完治が困難な慢性疾患等の罹患者は、病状や治療によって、大きな苦痛(身体的ストレス)を伴うとともに、将来の不安や終わりの見えない絶望感などから、うつ病等を併発しやすく、がん診断後の自殺リスクは、罹患のない方と比較して約24倍であったとする研究結果もあります。

まずは、生活習慣の改善や、定期的な健診等により、病気に罹らない、または、病気に罹っても早期に発見し、重症化させないことが重要です。また、がんや慢性疾患等の方への関わりにおいては、患者や家族の心情を配慮した適切な伝え方や、メンタルケア・相談体制の整備、身体科医療から精神科医療への連携を推進する必要があります。

### がん診断後自殺リスク24倍

40歳以上の男女約14万人を20年以上追跡



出典:第4回がん共生のあり方に関する検討会「がん患者の自殺対策について」から引用



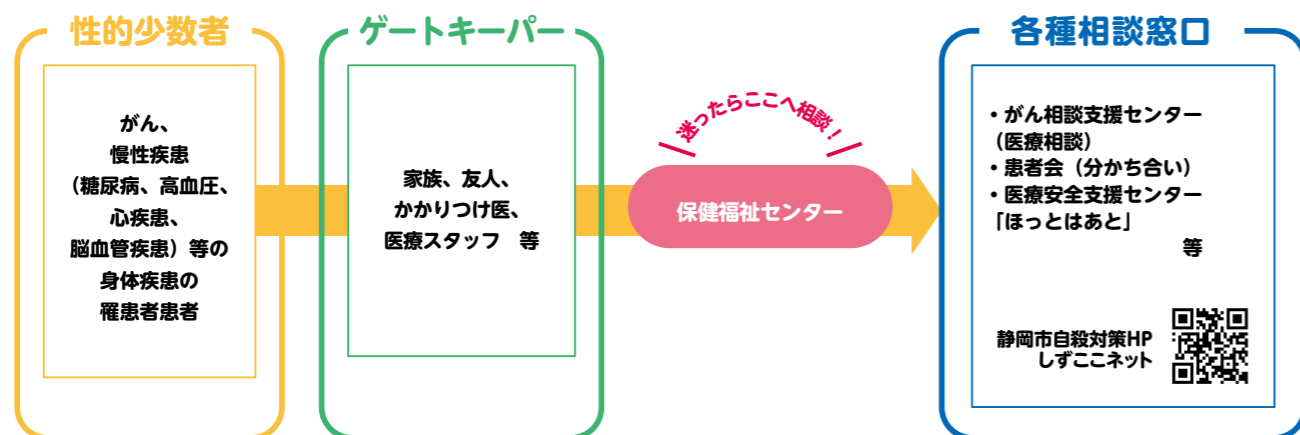
出典:静岡市

## 2 取組の方向性

がん検診や特定健康診査等の受診を促したり、生活習慣病予防に関する個別保健指導や、健康教育・健康相談等を通じて、身体的な疾患の早期発見・早期治療を促します。

また、コンサルテーション外来の実施や、こころの連携指導料の周知・活用促進等により身体科のかかりつけ医から精神科医療機関へのつなぎを支援・促進します。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                             | 事業概要  | 対象の詳細           | 令和8年度までの取組指標     |
|---------------------------------|---|-----------------|------------------|
| がん検診(大腸がん検診)                    | がんによる死亡者数の中で大幅に増加している大腸がんの早期発見・早期治療を図るため、大腸がん検診を実施する。                         | 40歳～69歳の市民      | 大腸がん検診の受診率 25.4% |
| 健康相談                            | 子どもから高齢者まで、全てのライフステージで健康づくりのため、保健・医療・福祉に係る総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行う。     | -               | 継続実施(通年対応)       |
| 【新規掲載】がん患者等への情報提供               | がん患者やご家族の支援に資する相談体制・情報提供体制の充実を図るための事業を実施する。                                   | -               | 継続実施             |
| コンサルテーション外来                     | かかりつけ医が精神疾患を合併している患者の診療を行うにあたり、依頼に応じ精神科医が専門的助言を行う。                            | 医療機関等の職員        | 継続実施(週1日) ※予約制   |
| 【新規事業】かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業(再掲) | かかりつけ医が日常の受診の際にフレイルに関する総合的評価を実施し、状態に応じた介護予防サービス等につなげる。                        | フレイルが疑われる状態の高齢者 | 継続実施             |
| 【新規事業】精神科医療へのつなぎ促進等事業(再掲)       | 自殺対策に関連する診療報酬加算について、算定・活用に向けたリーフレットを作成・配布し、かかりつけ医や救急病院等からの適切な精神科医療へのつなぎを促進する。 | 医療機関等           | 継続実施             |

※掲載事業一覧はP71～82

迷ったらここへ相談!!

## 保健福祉センター

赤ちゃんからお年寄りまで、すべてのライフステージでの健康づくりのため、各種事業を実施するとともに、保健、福祉、医療に係る総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行っています。(市内9か所)

相談員 保健師または看護師等

日時等 平日午前8時30分から午後5時まで

### 保健福祉センター一覧

| 保健福祉センター | 住所(町名まで) | 電話番号         | 保健福祉センター | 住所(町名まで) | 電話番号         |
|----------|----------|--------------|----------|----------|--------------|
| 城東       | 葵区城東町    | 054-249-3180 | 大里       | 駿河区中野新田  | 054-288-1111 |
| 南部       | 駿河区曲金    | 054-285-8111 | 藁科       | 葵区羽鳥本町   | 054-277-6712 |
| 東部       | 葵区千代田    | 054-261-3311 | 清水       | 清水区渋川    | 054-348-7711 |
| 北部       | 葵区昭府     | 054-271-5131 | 蒲原       | 清水区蒲原    | 054-385-5670 |
| 長田       | 駿河区鎌田    | 054-259-5112 |          |          |              |

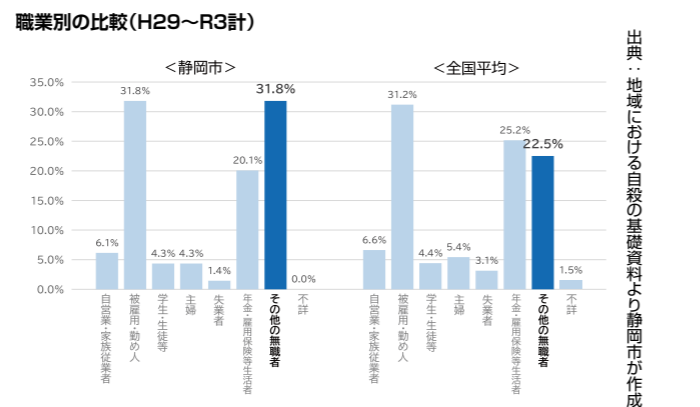
# 生活困窮者、失業者、無職者【重点】

## 1 傾向と分析

自殺者数と完全失業率には強い相関関係があることが知られており、静岡市自殺対策市民意識調査の結果においても、「生活のゆとり」と「自殺を考えたことがある人」の割合については優位な差が認められます。

生活基盤の不安定さや借金などから将来を悲観したり、失業等によって、社会とのつながりや居場所、生きがい等を喪失したりすることで、自殺のリスクが高まると考えられ、コロナ禍における企業倒産も相まって、特に注意が必要です。

また、警察統計によると、全体の自殺者数に占める「その他無職者」の割合が、直近5年間で全国平均22.5%に対し、静岡市は31.8%と高く、さらに年齢別で50歳代が最も多いことから、いわゆる8050問題や、就職氷河期世代とも重なります。

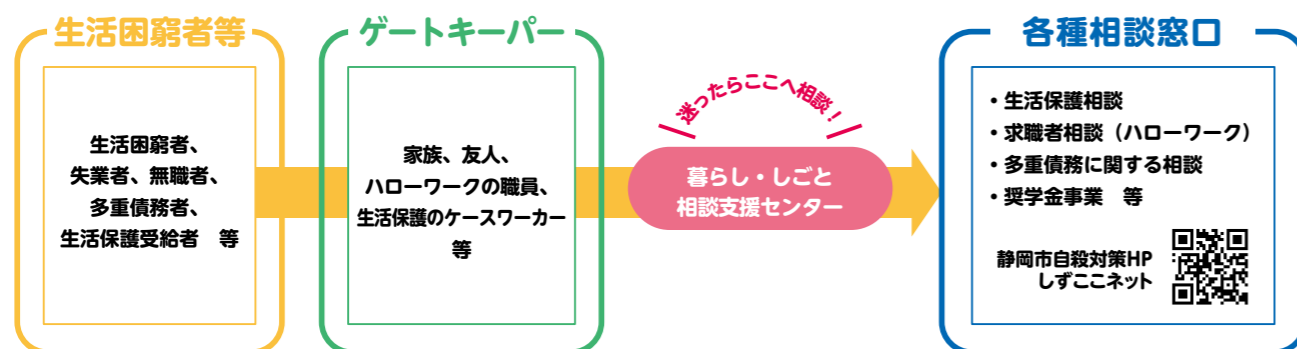


## 2 取組の方向性

専門家による債務整理や、生活困窮者等に対する相談支援等を実施するとともに、生活保護等のセーフティネットを活用することで、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

また、就職氷河期世代を始めとした全世代の再就労・再チャレンジを支援します。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                              | 事業概要   | 対象の詳細       | 令和8年度までの取組指標      |
|----------------------------------|--|-------------|-------------------|
| 生活困窮者自立相談支援事業                    | 各区に自立相談支援窓口(暮らし・しごと相談支援センター)を設置し、生活困窮者の自立支援プランの作成や、早期自立に向けた必要な支援を実施する。 | -           | 継続実施(通年対応)        |
| 生活保護相談                           | 生活保護等に関する市民及び生活保護受給者からの相談に応じる。   | 市民及び生活保護受給者 | 継続実施(通年対応)        |
| 求職者に対する相談                        | 求職者に対する相談業務及び職業紹介を行う。  | 求職者         | 継続実施(通年対応)        |
| 多重債務に関する相談                       | 消費生活センターにおいて無料相談を実施するとともに、必要に応じて法律の専門家へつなぐ。                            | 多重債務者       | 継続実施(通年対応)        |
| クレサラ相談                           | 弁護士による多重債務に関する無料面接相談(予約制)  | 多重債務者       | 毎月20回             |
| 【新規事業】就職氷河期世代再チャレンジ支援事業【令和6年度まで】 | 就労困難者受入モデルの創出や、静岡市就職氷河期支援プラットフォーム構成員によるライフデザイン事業支援、支援人材育成講座を実施する。      | 就職氷河期世代     | 関係機関で実施できるよう体制を整備 |

※掲載事業一覧はP71~82


迷ったらここへ相談!

### 暮らし・しごと相談支援センター

暮らしや仕事でお困りの方、不安のある方のご相談に応じ、困りごとを整理し、相談者の状況に合わせたプランを作成して、就職のための支援等、生活の立て直しのお手伝いを行います。  
(市内3か所。お住まいの区のセンターへご相談ください。)

**相談員** 研修を受けた職員  
**日時等** 平日午前9時から午後5時まで

【葵区】 ☎ 054-249-3210 (葵区城東町) 城東保健福祉エリア内  
【駿河区】 ☎ 054-286-9550 (駿河区南八幡町) 地域福祉共生センター「みなくる」内  
【清水区】 ☎ 054-371-0305 (清水区宮代町) 清水社会福祉会館はーとぴあ清水内



相談の様子

# こころの悩みを抱える方

## 1 傾向と分析

自殺に至る背景で最も危険なのが「うつ病(抑うつ状態)」と言われています。脳の神経伝達物質が不足し、情報伝達が上手く行われなくなること、感情が落ち込み、悪い方へ悪い方へ無意識に考えてしまうことから、自殺のリスクを加速させてしまうと考えられています。

また、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症も、本人の健康悪化や生活苦、家庭内での不和を引き起こしやすく、自殺のリスクが高いとされます。

さらに、いじめ・犯罪・虐待・DV・性被害・災害等の被害経験がある方は、それがトラウマ(心的外傷)となり、被害から数年・数十年経ったあとも苦しい思いをしているケースが多いものの、周囲に打ち明けづらかったり、時間が経つほど、その辛さを理解されにくいことなどから、心理的に孤立しやすく、過去のトラウマ体験が自殺の遠因になっているという研究結果もあります。



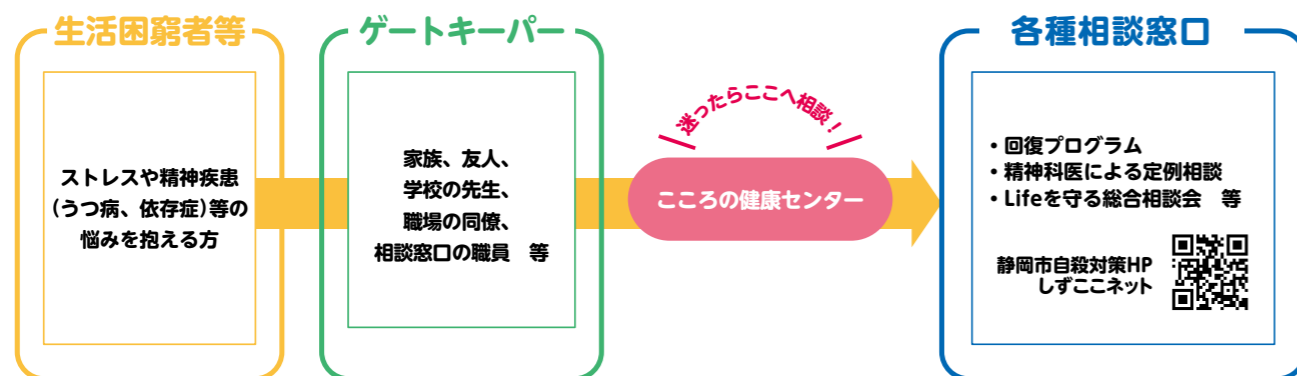
出典:働く人のメンタルヘルスポータルサイト  
こころの耳「精神障がいへの知識とその正しい理解」より引用

## 2 取組の方向性

こころの健康センター(てるてる・ハートを含む)において、うつ病や依存症をはじめとしたさまざまなメンタルヘルス相談に応じます。

また、認知行動療法を主軸としたうつ病回復プログラムや、ギャンブル依存の回復プログラムを実施するとともに、その段階やニーズに応じて、医療機関や当事者団体、リハビリ施設等と連携し、回復に向けた支援を行います。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                       | 事業概要  | 対象の詳細             | 令和8年度までの取組指標                    |
|---------------------------|---|-------------------|---------------------------------|
| メンタルヘルスに関する電話相談(てるてる・ハート) | メンタルヘルスに関する電話相談を実施する。                                       | -                 | 継続実施(通年対応)                      |
| 依存症相談(依存症相談拠点)            | アルコール・ギャンブル・薬物等依存症に関連する問題について、本人、家族、支援機関からの相談に応じる。          | -                 | 継続実施(通年対応)                      |
| うつ病回復プログラム                | 認知行動療法を主軸としたうつ病回復プログラムを実施する。                                | -                 | 年間2クール実施                        |
| 酒害相談                      | 断酒会会員による無料の酒害相談を実施し、アルコール依存症に悩む方及びその家族に対して、断酒に向けた助言及び指導を行う。 | アルコール依存症に悩む方とその家族 | 毎月1回開催                          |
| ギャンブル依存回復プログラム            | ギャンブル依存からの回復を目指したプログラムを実施する。                                | ギャンブル依存症の方        | 個別プログラム: 随時実施<br>集団プログラム: 月2回実施 |
| 精神科医による定例相談               | 医療機関への受診や、精神疾患の疑いのある方の支援方法を実施する。                            | -                 | 各区にて毎月1回実施                      |

※掲載事業一覧はP71~82

迷ったらここへ相談!!

## こころの健康センター

うつ病などのメンタルヘルスに関する悩み、アルコール問題、薬物問題、ギャンブル問題、事件や事故または家族との死別等、各種こころの問題に関する相談に応じています。(予約制)

- 相談員: 公認心理師、精神保健福祉士、保健師
- 問合せ: 月曜・水曜・金曜日 午前9時から正午まで(祝日、年末年始を除く。)
- 問合せ: こころの健康センター(葵区柚木) ☎054-262-3011



こころの健康センター外観



## うつ病は「こころの風邪」って本当?

静岡市こころの健康センター

みなさんはうつ病ってどんな病気だと思いますか?うつ病の症状は意欲の低下や憂うつな気分(こころの症状)、うまく眠れない、食欲低下、疲労感、頭が重い(からだの症状)、といった誰でも経験するようなものばかりです。それゆえにうつ病と気づきにくく、うつ病の人自身が「自分の頑張りが足りないだけ」と考え治療から遠ざかるということもあります。

また、うつ病はよく「こころの風邪」と言われます。それほど一般的な病気であるとはいえるのですが、実際診察をしていると風邪という言葉からイメージされるような軽いものではなく、「こころの肺炎」になってしまっているという印象です。風邪であればしばらくすれば改善しますが、肺炎を起こしてしまったら点滴治療、場合によっては入院が必要です。同じように、うつ病になった場合には適切な治療が必要になります。

日々からだの調子に気を配り、健診を受けている人は多い一方で、こころの調子を測り、ケアを意識している人が少ないのはなぜでしょう?頭のどこかに、こころの病気はこころの弱い人になる、自分になるわけがない、という思いがあるのではないのでしょうか。誰も不調に陥る可能性があるのはからだの病気と変わりありません。だからこそ必要なことは、ちょっとした変化に気づいた時点でケアし症状悪化を予防すること、悪化してしまった場合にはきちんと治療を受けていくことなのです。

早期に不調に気づいて相談できれば、「こころの風邪」の時点でケアができます。こころの中に溜まったもやもやを吐き出すことで苦しさが減ったり、周りの人が話を聞いてくれることで安心感が得られ、元気を取り戻せるかもしれません。ただし、不調に気づいても自ら相談する人ばかりではありません。そこで重要になるのが、周囲の人間が『なんだかいつもと違う』と気づいて声をかけられるかということです。本人は自らつらいと言わないかもしれません。そんなときは、本人が自覚しやすい体調について尋ねてみたり、相手のことを心配しているというこちらの気持ちを伝えて、安心して話ができるような環境づくりを意識してみてください。また『なんとなく不調だけどよくわからない』というときは、KOKOROBO※1のメンタルヘルスチェックを勧めてみることもできます。それでもうつ症状、特に「抑うつ気分」や「何に対しても興味を持てない」状態がほとんど一日中、毎日、2週間以上続いている場合、日常生活への支障がある場合には、専門機関へ相談しましょう。

※1:ご自身のパソコン・スマホからいくつかの質問に答えるだけでAIが今の心の状態を解析し、その結果に合わせたメンタルヘルスサービスを紹介します。(令和5年3月現在)



## 3 いのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ 自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方

「死にたい」とは「死にたいほど辛い」という意味であり、自傷行為や希死念慮等は、本人が辛い中必死に出しているSOSです。

誰かに話すことで問題を客観視できたり、一人で抱える辛さを和らげたりできますので、遠慮せずに死にたい気持ちを吐き出すことが重要です。

身近に話せる人がいないときは、静岡いのちの電話などにお電話ください。

死にたい気持ちを受け止める側にも大きな負担がかかりますが、「話してくれて、ありがとう」まずはこの一言から始めましょう。

受診の目安や医療機関が分からない場合等は、お気軽に精神保健福祉課等にご相談ください。

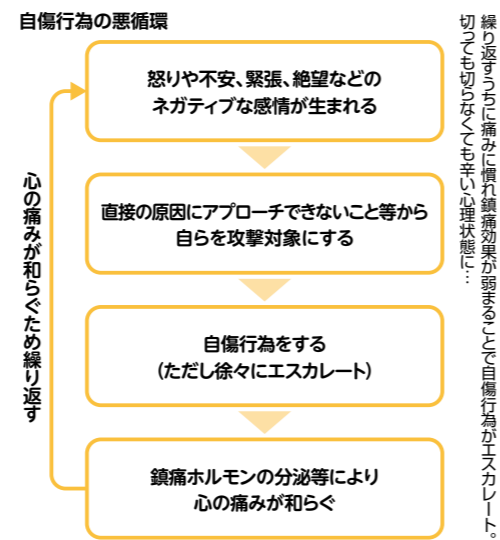
# 自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方

## 1 傾向と分析

警察統計によると、自殺で亡くなった方のうち約5人に1人が自殺未遂歴があり、年齢が若いほど自殺未遂歴がある人の割合が高く、男性よりも女性の方が多い傾向にあります。

また、自傷行為については、それによって心の痛みを和らげようとする一種の危機回避行動でもある一方で、繰り返すうちに鎮痛効果が弱まってエスカレートし、自殺のリスクを高めてしまいます。

10代のうちに自傷行為を行った若者が、10年後に自殺で死亡している確率は、そうでない若者と比較して数百倍にまで高まるとする指摘もあります。

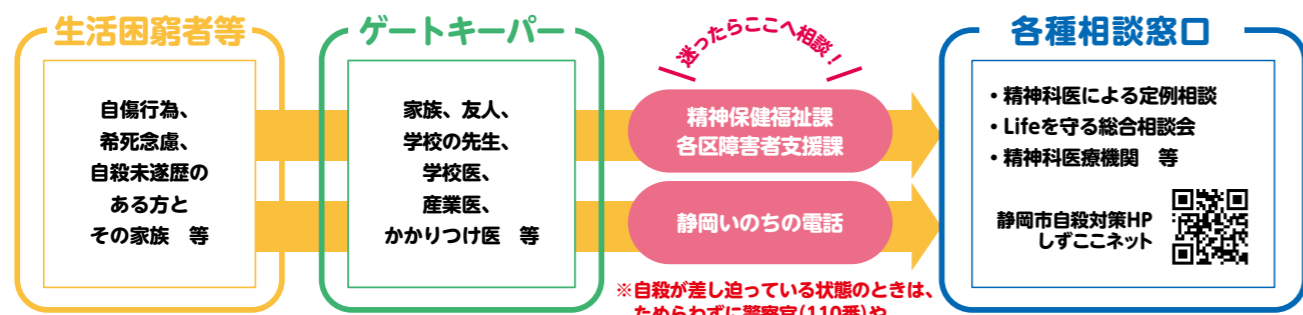


## 2 取組の方向性

SOSの出し方に関する教育を推進し、こころの不調を感じた際の正しいSOSの出し方について普及啓発を行うとともに、自傷行為や自殺行動に対する理解促進を図り、適切な対応を促します。

また、静岡いのちの電話に対する事務事業補助を行い、死にたい気持ちを抱える相談者の電話相談に365日体制で応じます。その上で、具体的な自殺行動や切迫した自殺リスクのある方について、精神科医療につながるよう、精神保健福祉法に基づく相談や受診援助、措置入院等を行い、市民の生命を守るとともに、退院後支援事業等を通じ、繰り返し措置入院することがないよう支援します。

## 3 相談フロー(例)



**自傷行為:**主に自殺という結果を目的とせず、自らを傷つける行為  
**自殺企図:**主に自殺という結果を目的として、自らを傷つける行為または自殺行動をとること  
**自殺未遂:**自殺企図の結果、幸い自殺に至らなかったこと  
**措置入院:**精神障がいによる自傷他害のおそれのある者について、知事または政令市市長が行政処分として行う強制的な入院

## 主な事業・取組

| 事業名                                       | 事業概要   | 対象の詳細         | 令和8年度までの取組指標            |
|---|--|---------------|-------------------------|
| SOSの出し方に関する教育の推進(市立の児童・生徒向け)(再掲)          | 悩みやストレスを抱えたときの正しいSOSの出し方に関する教育を行う。                         | 市立小中高等学校の児童生徒 | 全校年1回以上実施               |
| 【新規事業】SOSの出し方に関する教育の推進(県立・私立の児童・生徒向け)(再掲) | SOSの出し方研修について、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、また必要に応じてモデル授業等を行う。 | 県立・私立の小中高等学校  | 毎年依頼を发出し、要請に応じて取組を支援する。 |
| 電話相談事業(静岡いのちの電話)                          | 自殺を始め、精神的に孤立し、悩み苦しんでいる方に、電話で寄り添い、自立のための支援を行う。              | -             | 毎日12時~21時実施             |
| 精神科救急医療体制整備事業                             | 静岡県、浜松市と連携し、県内の精神科救急体制を整備する。                               | 精神障がい者とその家族   | 24時間365日体制整備            |
| 精神保健福祉相談等の実施                              | 精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談等に応じ、必要に応じて訪問指導や受診援助等を行う。              | -             | 継続実施(通年対応)              |
| 【新規掲載】措置入院業務の実施                           | 精神保健福祉法に基づき、精神障がいによる自傷他害のおそれのある者について、措置入院等必要な決定を行う。        | -             | 継続実施                    |

※掲載事業一覧はP71~82

### 精神保健福祉課・各区障害者支援課

精神保健や精神障がい福祉に関する相談に応じ、必要に応じて訪問指導や病院受診の援助等を行います。

**相談員** 精神保健福祉士、保健師

**日時等** 平日午前8時30分から午後5時15分

**問合せ** 精神保健福祉課 ☎054-249-3179  
 葵区障害者支援課 ☎054-221-1589  
 駿河区障害者支援課 ☎054-287-8690  
 清水区障害者支援課 ☎054-354-2168

**その他** 警察官通報による措置業務については、24時間365日に対応しています。

### 静岡いのちの電話


死にたい・消えてしまいたい程の淋しい悲しい、つらい気持ちを抱える方の気持ちに寄り添い、相談に応じます。

**相談員** 研修を受講したボランティア

**日時等** 毎日正午から午後9時

**電話番号** ☎054-272-4343

**その他** 匿名でご相談いただけます。相談無料(電話料金のみ)



## 「見える傷」の背後には「見えない傷」がある

国立精神・神経医療研究センター  
松本 俊彦

リストカットなどの自傷はしばしば誤解されています。「誰かの気を惹くためにやっている」「人騒がせなアピール的な行動だ」……などなど。しかし、これは間違いです。なぜなら、自傷の96%はひとりぼっちの状況で行われており、しかも、誰にも告白されないからです。

自傷の多くは、つらい気持ちに襲われたときに、誰にも頼ることなく独力でその気持ちを和らげるために行われます。ある少女は自傷についてこう語りました。「心の痛みを身体の痛み置き換えているんです。心の痛みは意味不明で怖いけど、身体の痛みならば、「あ、ここに傷があるから痛くて当然なんだ」って納得できるんです。まるで「身体の痛み」を使って「心の痛み」に蓋をしているかのような、あるいは、皮膚を「切る」と同時につらい気持ちを意識のなかで「切り離す」ような、とても孤独な対処法です。

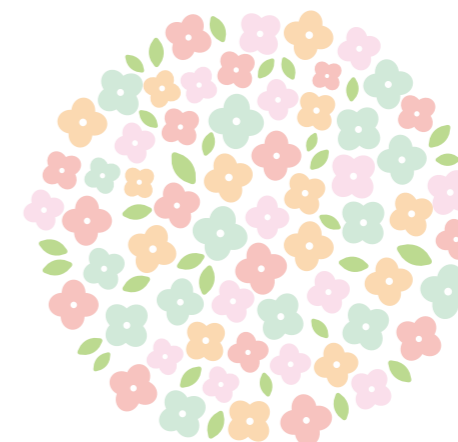
こう言い換えてもよいでしょう。自傷とは、「死にたいくらいつらい今を生き延びるため」の行為である、と。その意味では、自傷は自殺とは異なります。しかし、「死ぬため」に自傷していなくとも、自傷していないときには、心のなかはいつも「消えたい」「死にたい」という気持ちでいっぱいです。そして、次第につらい気持ちを大きくなり、自傷という一時しのぎでは手に負えなくなったとき、自殺の危機が高まります。つまり、たとえ「リストカットなんかじゃ死なない」といえたとしても、「リストカットをする奴は死なない」とは到底いえず、支援が必要な人たちなのです。

「見える傷(=身体の傷)」の背後には「見えない傷(=心の傷)」があります。もしも友だちが自傷をしてたら、きっと何かしらトラブルを抱えているはず。見て見ぬふりをせずに声をかけ、もしも正直に告白してくれたなら、「よく話してくれたね」とねぎらいましょう。その際、「もう二度と切らないで」「馬鹿なことはやめて」「自分を大切にしろ」などと説教するのはやめてください。それでは、二度と自傷について相談できなくなるばかりか、自傷せざるを得ないつらい気持ちやつらい現実についても相談できなくなります。

なお、友だち同士でカウンセリングをするのは控えるべきです。なぜなら多くの場合、とても複雑な問題を抱えていて、友だちには、到底、手に負えないからです。代わりに、カウンセラーや保健室の先生などの専門家、あるいは、信頼できる大人につながるように励ましましょう。そして友だちとしてのあなたは、これまでと同じようにその人に接してほしいと思います。



## 4 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する

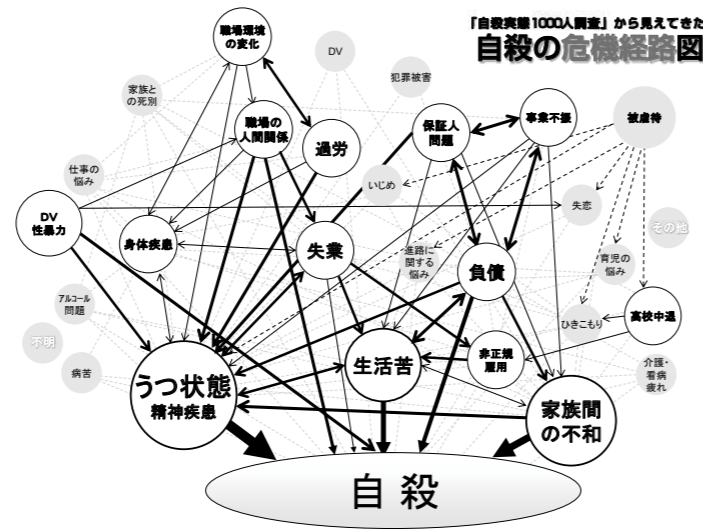


# 複合課題を抱える方、制度の狭間にある方

## 1 傾向と分析

自殺実態調査により、自殺は平均4つの危機要因が複合的に連鎖して引き起こされることが分かっています。問題が複合化する前に対処できれば良いですが、既に複合化してしまった課題に対して、当事者がそれぞれの相談窓口を自ら訪れ、全体の調整や優先順位をつけながら対処するのは極めて困難であるため、複合課題にワンストップで対応できる相談窓口が必要です。

こうした取組は、重層的支援体制整備事業に通じるものであり、複合課題や既存の制度では対応できない狭間のニーズに対応できる体制整備が必要です。



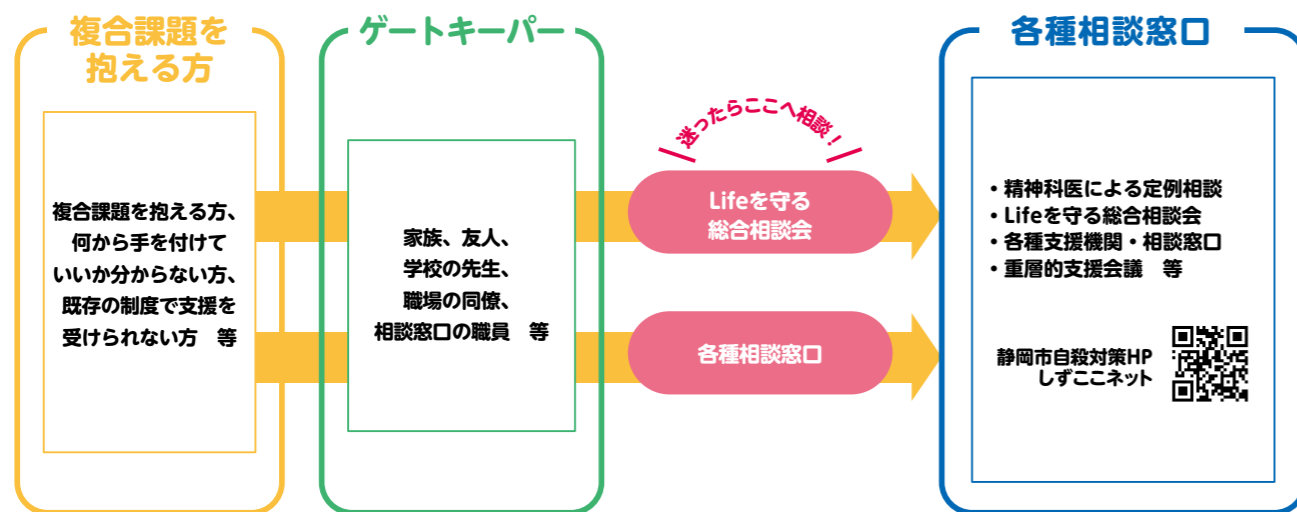
出典:NPO法人ライフリンク資料から引用

## 2 取組の方向性

多職種が一堂に会する総合相談会を開催し、複合化・複雑化した課題を抱える方の悩みやストレスの解消に向け、ワンストップで対応します。

また、重層的支援体制の整備を行い、対象者の属性を問わない相談支援(断らない相談)、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

## 3 相談フロー(例)



## 主な事業・取組

| 事業名                                 | 事業概要   | 対象の詳細 | 令和8年度までの取組指標                       |
|-------------------------------------|--|-------|------------------------------------|
| 【新規掲載】<br>Life(いのち)を守る総合相談会【コロナ禍対策】 | 複雑困難な問題を抱える市民及びその支援者等からの相談に対し、医師、弁護士、看護師、社会保険労務士、公認心理師等の多職種が一堂に会すワンストップ総合相談会を開催。 | -     | 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着くまで継続実施(年24回程度) |
| 【新規掲載】<br>重層的支援体制整備事業               | 対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複合化・複雑化支援ニーズに対応した重層的支援体制を整備する。   | -     | 整備                                 |
| 【新規掲載】<br>医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会       | 生活支援に関する専門家(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士)による総合相談。                | -     | 年6回開催                              |

※掲載事業一覧はP71~82

迷ったらここへ相談!!

## Life(いのち)を守る総合相談会

長引くコロナ禍の影響で生活や健康への不安やストレスが高まり、様々な問題を抱える方のメンタルヘルスの更なる悪化が懸念されます。静岡市では、複雑困難な問題を抱える当事者や、その支援者を対象に、医師・弁護士・社会保険労務士・公認心理師等の多職種が一堂に会すワンストップ総合相談会を開催します。※予約制、1日2枠

- 相談員 各分野の専門職
- 日時等 原則第2土曜、第4木曜  
午後2時30分から午後4時30分
- 問合せ 精神保健福祉課  
☎ 054-249-3179



相談会の様子

基本方針4: 複合課題に対応できる連携体制・支援体制を整備する  
関係機関、支援者(連携・協働の推進)



1 傾向と分析

自殺は、平均4つの危機要因が複合的に連鎖して引き起こされることから、「自殺対策」を意識したとき、個別の分野による支援だけでは不十分で、支援を行う一人ひとりがゲートキーパーとして機能し、必要な支援機関に適切につなぐ支援者同士の連携が必要となります。

連携体制の構築には、連絡会の開催や協働によるケースワーク等を通じて、顔の見える関係づくりと他分野・他機関の支援について、理解を深めることが重要です。

また一方で、支援者自身にも負荷がかかることから、スーパーバイズの実施等、支援者支援も必要となります。

2 取組の方向性

相談窓口の支援者等が、相談者の自殺のサインを見落とすことなく、適切な支援機関につなげることが出来るよう、支援者向けのゲートキーパー養成研修を拡充します。

また、各種連絡会・連絡協議会の開催や支援者支援(スーパーバイズ)等を通じて、支援者の資質向上とメンタルケアを行います。

主な事業・取組

| 事業名                       | 事業概要  | 対象の詳細        | 令和8年度までの取組指標 |
|---------------------------|---|--------------|--------------|
| 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(市職員向け)  | eラーニングを活用し、対人業務に従事する市職員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施する。            | 対人業務に従事する市職員 | 年1回実施        |
| 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(支援者向け)  | ゲートキーパー研修を実施できる講師養成研修を開催し、ゲートキーパーのすそ野の拡充と継続的な実施を図る。     | 関係機関の研修担当者   | 年2回実施        |
| 静岡市自殺対策庁内連絡会及び連絡協議会の設置・運営 | 自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。 | -            | 年2回実施        |
| メンタルヘルス関連機関へのアウトリーチ支援     | 関係機関に対して、精神疾患を抱える方に関係者が適切に対応できるよう技術的援助を行う。              | 関係機関等の職員     | 年24回以上実施     |

※掲載事業一覧はP71~82

調査分析等



1 傾向と分析

自殺対策をより一層推進するためには、自殺者や自殺未遂者等の増加につながった要因や、減少につながった取組等を明らかにし、有効な対策を講じたり、取組をさらに推進したりすることが重要です。

しかし、自殺はさまざまな問題が複雑に絡み合って引き起こされるものであり、また、自殺で亡くなられた方の背景に何があったのかを詳細に把握することはできないことから、その分析や評価が難しく、PDCAサイクルを回しづらいという課題があります。

特に静岡市の現状や地域の特性に応じた自殺対策をどのように講じるべきかについて、国等から示されるデータやプロフィールだけでは検討が困難なため、静岡市独自の調査分析等を行う必要があります。

2 取組の方向性

大学等研究機関と連携し、静岡市の自殺の現状や課題の調査分析をより詳細に行うとともに、自殺対策に関する有識者で構成するアドバイザリーボードを設置し、静岡市の現状や地域の特性等を踏まえ、「静岡市ならではの自殺対策」を推進します。

主な事業・取組

| 事業名                           | 事業概要   | 対象の詳細 | 令和8年度までの取組指標       |
|-------------------------------|--|-------|--------------------|
| 市民意識調査の実施                     | 自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策行動計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集と提供を行う。              | -     | 計画期間中に1回(R7年度実施予定) |
| 【新規事業】自殺の現状等に係る調査分析業務         | 本市の自殺の現状や傾向について、専門的な見地から調査分析を行い、施策の立案や事業の改善等につなげる。               | -     | 継続実施               |
| 【新規事業】静岡市自殺対策アドバイザリーボードの設置・運営 | 自殺対策に関する本市の課題究明や効果的な施策の立案等のため、優れた見識を有する者で構成するアドバイザリーボードを設置・運営する。 | -     | 年4回開催              |

※掲載事業一覧はP71~82

## 重層的支援体制整備事業って何？

静岡市福祉総務課

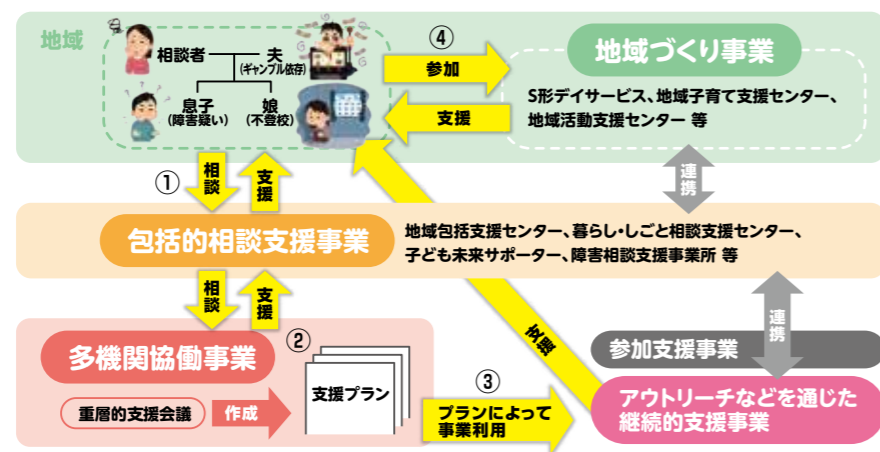
これまで、一般的な行政等の福祉サービスは、高齢や障がい、児童福祉や生活困窮など、分野ごとに整備され支援制度を充実させてきました。そうすることで、分野ごとのニーズに合う専門的できめ細やかな支援を実施してきました。

しかしながら、昨今の生活の困りごとは、様々な問題が複雑に絡み合って複合化し、解決が困難になっている状況があります。このような状況に対応するため、世代や属性に捉われず、必要な支援に結びつかない人を丸ごと受け止め、分野を横断した支援体制を構築する必要があります。行政や専門機関が連携を深め、包括的な相談支援体制を作ることで、様々な困難事例を解決に向けて支援する制度が「重層的支援体制整備事業」です。

具体的には、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、地域の中で世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備し、地域における交流・社会参加・学びの機会を増やす「地域づくり事業」、本人のニーズを踏まえ社会とのつながりを作り、定着支援を行う「参加支援事業」の3つが事業の柱となります。その3つの事業を支えるために、支援が届いていない人との信頼関係の構築に向けた支援を行う「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と、支援機関の役割分担を図るなど重層的支援体制整備事業の中で中核を担う役割を果たす「多機関協働事業」があります。これら5つの事業を一体的に取り組みすることで、重層的支援体制の構築を目指します。

一体的な実施の例としては、まず「包括的相談支援事業」で相談を受け止められた後に(下図①)、複雑化・複合化しており解決が困難な事例については「多機関協働事業」でその事例の支援プランを多機関で検討します(下図②)。その支援プランに基づいて、「参加支援事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の利用で社会とつながり生活が送れるように支援を進め(下図③)、「地域づくり事業」で整備されている居場所への参加が実現する(下図④)などの例が考えられます。

図:重層的支援体制整備事業活用の一例



“重層的”とは様々な支援が連携し、折り重なることを表現した言葉です。つまり、重層的支援体制整備事業とは多様な支援を重ね合わせた充実した体制で、誰一人取り残さない社会を目指す事業です。

## 資料

- ・第4期静岡市自殺対策行動計画掲載事業一覧
- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)抜粋
- ・自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)概要
- ・計画策定の経過
- ・静岡市自殺対策連絡協議会
- ・静岡市自殺対策庁内連絡会
- ・相談窓口一覧表(令和5年2月時点)
- ・参考資料等一覧

# 第4期 静岡市自殺対策行動計画 掲載事業一覧 全194事業

## 【全市民】38事業

| No. | 事業名                        | 事業内容   | 対象の詳細                         | 相談の手法     | 主な相談員      | 令和8年度までの取組目標  | 担当                  |
|-----|----------------------------|--|-------------------------------|-----------|------------|---|---------------------|
| 1   | 女性のための総合相談(女性会館)           | 家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談に女性相談員が応じる。                                   | 女性                            | 対面、電話     | 研修を受講した相談員 | 継続実施(通年対応)  | 男女共同参画・人権政策課        |
| 2   | 【新規事業】女性のための支援者養成事業        | 女性のための相談者を養成し、増加・多様化する女性の相談に対応する。  | 女性                            | -         | -          | 3年毎に実施  | 男女共同参画・人権政策課        |
| 3   | メンズほっとライン静岡                | 家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など男性の悩みに関する相談に男性相談員が応じる。                                   | 男性                            | 電話        | 研修を受講した相談員 | 継続実施(毎月2回)  | 男女共同参画・人権政策課        |
| 4   | 【新規事業】女性相談プラットフォーム運営事業     | 様々な課題・困難を抱える女性への支援として、相談に繋がる入り口として自立支援窓口・居場所を開設し、相談者を支える仕組みとなるプラットフォームを運営する。 | 女性                            | 対面        | -          | 継続実施(年11回)  | 男女共同参画・人権政策課        |
| 5   | 【新規掲載】人権啓発事業               | 人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、人権啓発講演会・人権啓発事業・スポーツ組織との連携事業等を行う。               | -                             | -         | -          | 継続実施  | 男女共同参画・人権政策課        |
| 6   | 【新規掲載】LGBTQ職員研修            | 性の多様性及びLGBTQなど性的少数者に関する知識を習得し、市民応対能力の向上及び業務への活用を図る。                          | 男女共同参画推進会議担当者会議委員及び窓口業務等担当課職員 | -         | -          | 継続実施(年1回)   | 男女共同参画・人権政策課        |
| 7   | 生涯学習施設等における社会教育事業の実施       | 高齢者学級や家庭教育学級、女性学級等を実施することで、生きがいづくりや仲間づくりの場を提供する。                             | 高齢者、保護者、女性                    | -         | -          | ①高齢者学級・年37学級<br>②家庭教育学級・年28学級、家庭教育講演会及び家庭教育セミナーの実施<br>③女性学級・年25学級 | 生涯学習推進課             |
| 8   | 【新規掲載】市民相談事業               | 金銭貸借、相続、離婚等の生活相談から弁護士法律相談等の専門相談を実施する。  | -                             | 対面、電話     | 職員         | 継続実施(通年対応)  | 生活安全安心課<br>各地区地域総務課 |
| 9   | 犯罪被害者等支援総合案内窓口             | 犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介を行う。   | 犯罪被害者及びそのご家族                  | 対面、電話     | 職員         | 継続実施(通年対応)  | 生活安全安心課             |
| 10  | 【新規掲載】多文化共生総合相談センター        | 外国人住民等が安心して生活できるよう、生活上の相談や情報提供を多言語ややさしい日本語で行う相談窓口を運営する。                      | -                             | 対面、電話、SNS | 外国語指導員     | 継続実施  | 国際交流課               |
| 11  | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動 | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域の相談・支援等の活動を行う。   | -                             | 対面、電話     | -          | 継続実施(年間220,000件以上)  | 福祉総務課民生委員・児童委員協議会   |
| 12  | 健康相談                       | 子どもから高齢者まで、全てのライフステージで健康づくりのため、保健・医療・福祉に係る総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行う。    | -                             | 対面、電話     | -          | 継続実施(通年対応)  | 健康づくり推進課(各区健康支援課)   |
| 13  | 普及啓発冊子の配布                  | 「うつ病」、「アルコール依存」、「若者のメンタルヘルス」、「職場のメンタルヘルス」など精神疾患やメンタルヘルスに関する啓発冊子を作成・配布する。     | -                             | -         | -          | 研修会及び窓口にて配布   | こころの健康センター          |
| 14  | こころのバリアフリープロモーター育成講座       | 市民一人ひとりがこころの健康や精神疾患について正しい理解ができるような健康講座等を実施する。                               | -                             | -         | -          | 年5回以上実施   | こころの健康センター          |
| 15  | 相談窓口カードの作成及び配布             | 相談窓口カードを作成し、配布する。  | -                             | -         | -          | 研修、キャンペーン等で相談窓口カードを配布   | こころの健康センター          |
| 16  | 医療安全支援センター(医療相談窓口)         | 医療に関する様々な相談について、中立的立場でお話をうかがい、自ら解決するための助言等を行う。                               | -                             | 対面、電話、メール | 看護師、薬剤師    | 継続実施(通年対応)  | 生活衛生課               |
| 17  | 静岡市自殺対策ホームページの管理運営         | 自殺対策の専用ホームページを管理運営し、相談窓口や自殺対策関連イベント等の継続的な情報発信を行う。                            | -                             | -         | -          | 随時更新(月1回以上)   | 精神保健福祉課             |
| 18  | スティグマ(差別・偏見)の解消            | 自殺や精神疾患等に係る誤解や偏見の解消のため、自殺予防週間・自殺対策強化月間だけでなく、あらゆる機会を通じて普及啓発を行う。               | -                             | -         | -          | 通年実施、9月及び3月に取組を強化   | 精神保健福祉課             |
| 19  | 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(一般市民向け)  | 静岡市自殺対策ホームページにて、市民向けのゲートキーパー養成研修をオンライン配信する。                                  | -                             | -         | -          | 継続配信  | 精神保健福祉課             |
| 20  | 地域自殺対策推進センター事業             | 自殺の現状や自殺対策に関する情報収集を行い、市民や関係機関に情報提供等することで、自殺対策を推進する。                          | -                             | -         | -          | 継続実施  | 精神保健福祉課             |
| 21  | 静岡市立図書館による「こころの健康」特別展示     | 展示コーナーに自殺や精神保健などについて、市民に対して、正しい知識などを普及する為に図書等の展示を行い、啓発活動をする。                 | -                             | -         | -          | 全館(12館)で9月、2月、3月のどこかで1ヶ月ほど実施                                      | 中央図書館               |

| No. | 事業名                 | 事業内容   | 対象の詳細                         | 相談の手法       | 主な相談員                     | 令和8年度までの取組目標   | 担当                          |
|-----|---------------------|--|-------------------------------|-------------|---------------------------|--|-----------------------------|
| 22  | 【新規掲載】人権教育指導者研修会    | 人権教育研究指定校の取組成果報告のほか、同和問題や性の多様性など分科会ごとにテーマを定めて研修を行う。  | 学校や地域社会において人権教育の指導的立場にある人や関係者 | -           | -                         | 年1回開催  | 静岡県教育委員会教育政策課<br>人権・教員育成班   |
| 23  | 情報提供                | 問合せ内容に応じて、トラブルの解決に役立つ法制度、相談窓口、支援機関・団体などに関する情報を提供する。  | -                             | 電話          | 研修を受講した職員                 | 継続実施(随時対応)   | 日本司法支援センターサポートダイヤル          |
| 24  | 総合相談(ふれあい福祉相談)      | 弁護士、精神保健福祉士、司法書士、社会保険労務士などの専門職と協力し、知的障がい児者・認知症・法律・労働などの生活上の様々な心配事や悩み事に対する相談窓口を開設し、市民からの各種相談並びに支援を行う。   | -                             | 対面、電話       | 弁護士、精神保健福祉士、司法書士、社会保険労務士等 | 通年開催   | 静岡市<br>社会福祉協議会              |
| 25  | 自殺予防市民啓発講演会等        | 自殺予防の普及啓発のための市民公開講演会を開催する。   | -                             | -           | -                         | 年1回実施  | 静岡<br>いのちの電話                |
| 26  | 自殺予防講演会及び映画会等       | 自殺予防の普及啓発のための講演会、映画会等を開催する。  | -                             | -           | -                         | 年1回実施  | 静岡<br>いのちの電話                |
| 27  | 電話相談事業              | 自殺を始め、精神的に孤立し、悩み苦しんでいる方に、電話で寄り添い、自立のための支援を行う。  | -                             | 電話          | 研修を受講したボランティア             | 毎日12時~21時実施  | 静岡<br>いのちの電話                |
| 28  | フリーダイヤル自殺予防電話相談事業   | 厚生労働省助成事業、日本いのちの電話連盟傘下のセンターが、毎月10日に24時間(午前8時~翌8時)電話相談を行う。  | -                             | 電話          | 研修を受講したボランティア             | 毎月10日実施  | 静岡<br>いのちの電話                |
| 29  | インターネット相談事業         | 日本いのちの電話連盟が運営するネット相談に参加し、ICTを活用した電子メールによる相談を行う。  | -                             | メール         | 研修を受講したボランティア             | 適宜実施   | 静岡<br>いのちの電話                |
| 30  | 電話相談員養成事業           | 電話相談員等を養成、増員することで相談時間の延長、月1回のフリーダイヤル日の拡充を図り、毎日24時間の相談受信を目指す。   | -                             | -           | -                         | 受講者に対して年間通して実施   | 静岡<br>いのちの電話                |
| 31  | 求職者に対する相談           | 求職者に対する相談業務及び職業紹介を行う。  | 求職者                           | 対面、オンライン、電話 | -                         | 継続実施(通年対応)   | 静岡公共職業安定所                   |
| 32  | 司法書士総合相談センターしずおかの運営 | 司法書士による無料面接相談・電話相談   | -                             | 対面、電話       | 司法書士                      | 面接相談:毎週2回開催※県内6会場にて実施<br>電話相談:通年対応                       | 静岡県司法書士会                    |
| 33  | 貸金業相談・紛争解決センターの運営   | 貸金業界の指定紛争解決機関(金融ADR)として、次の業務を行う。<br>・貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応<br>・返済困難な相談者に対する債務解決支援<br>・多重債務の再発防止を図るための支援(生活再建支援カウンセリング)<br>・貸付自粛申告の受付(郵便・WEB可) | 債務者、多重債務者                     | 対面、電話       | 職員                        | 相談・苦情・紛争受付件数(静岡県居住者目標)<br>-相談:300件<br>-全国<br>-相談:20,000件 | 日本貸金業協会<br>静岡県支部            |
| 34  | 「暮らし何でも相談」の実施       | 暮らし全般にわたる相談に応じ、最適な解決方法の提案や、行政、民間団体とのネットワークを活かした最適な相談窓口を紹介する。   | -                             | 対面、電話       | 研修を受講した職員                 | 継続実施(通年対応)   | 静岡県労働者福祉基金協会ライフサポートセンターしずおか |
| 35  | 【新規掲載】心の健康相談        | 毎年こころの日(7/1)に駅前や大型ショッピングセンターなど精神科看護師による心の健康相談を開設する。  | -                             | 対面          | 看護師                       | 年1回実施  | 日本精神科看護協会<br>静岡県支部          |
| 36  | 被災者法律相談援助           | 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定する範囲、期間に限り、生活の再建に当たり必要な法律相談を実施する。   | -                             | 対面、電話       | 弁護士・司法書士                  | 継続実施(随時対応)   | 日本司法支援センター<br>静岡地方事務所       |
| 37  | 交通事故相談              | 弁護士による交通事故に関する無料面接相談(予約制)  | 交通事故被害者                       | 対面          | 弁護士                       | 毎月16回  | 静岡県弁護士会                     |
| 38  | 犯罪被害者相談             | 弁護士による犯罪被害に関する無料面接相談(随時)   | 犯罪被害                          | 対面          | 弁護士                       | 随時対応   | 静岡県弁護士会                     |

## 【子ども・若者】29事業

| No. | 事業名                                  | 事業内容   | 対象の詳細              | 相談の手法 | 主な相談員     | 令和8年度までの取組目標            | 担当      |
|-----|--------------------------------------|--|--------------------|-------|-----------|-------------------------|---------|
| 39  | 生活困窮者子どもの学習意欲向上事業                    | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが進学意欲を持つことができるよう、家庭支援員を派遣し支援する。          | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども | 対面、電話 | 研修を受講した職員 | 継続実施(年間50世帯以上)          | 福祉総務課   |
| 40  | 【新規事業】SOSの出し方に関する教育の推進(県立・私立の児童生徒向け) | SOSの出し方研修について、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、また必要に応じてモデル授業等を行う。 | 県立・私立の小・中・高等学校     | -     | -         | 毎年依頼を发出し、要請に応じて取組を支援する。 | 精神保健福祉課 |
| 41  | 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(支援者向け)             | ゲートキーパー研修を実施できる講師養成研修を開催し、ゲートキーパーのすそ野の拡充と継続的な実施を図る。        | 関係機関の研修担当者         | -     | -         | 年2回実施                   | 精神保健福祉課 |

| No. | 事業名  | 事業内容   | 対象の詳細                        | 相談の手法           | 主な相談員                                  | 令和8年度までの取組目標                             | 担当                            |
|-----|--|--|------------------------------|-----------------|--|--|-------------------------------|
| 42  | 【新規事業】若者の自殺危機対応チームの設置・運営   | 多職種の専門家構成する「若者自殺危機対応チーム」を設置し、関係機関からの養成に応じて、自殺未遂や自傷行為等の困難事例に対し、必要な支援・助言等を行う。            | 困難事例に対応する学校等                 | —               | —                                      | 要請に応じて実施                                 | 精神保健福祉課                       |
| 43  | 児童館の運営   | 地域における児童健全育成の拠点として、子どもの健康を増進し、情報を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供する。              | 18歳未満の子どもの保護者                | 対面、電話           | 児童厚生員                                  | 継続実施(市内13か所運営)                           | 子ども未来課                        |
| 44  | 放課後児童クラブの運営  | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設け、家庭に代わる遊びや生活の場を提供する。                     | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童 | —               | —                                      | 239室で実施                                  | 子ども未来課                        |
| 45  | 24時間いじめ電話相談  | いじめに悩む子どもとその家族や関係者のための電話相談を行う。   | —                            | 電話              | 公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、教職員免許状を有する者  | 24時間365日実施相談者の満足度100%                    | 青少年育成課                        |
| 46  | 子ども若者相談センターによる相談事業   | 子どもや若者に関するさまざまな相談に応じ、必要に応じてより適切な機関の紹介を行う。  | 概ね39歳までの子ども・若者とその家族、関係者      | 対面、電話           | 職員                                     | 継続実施(通年対応)子ども若者相談センターにおける不登校改善率68%       | 青少年育成課                        |
| 47  | 【新規事業】ヤングケアラー支援事業  | ヤングケアラー(本来大人が担うと想定されている家事や家族のケア等を日常的に行っている子ども)の負担軽減を目的とし、コーディネーターの配置や家事代行ヘルパーの派遣等を行う。  | ヤングケアラー                      | 対面、オンライン、電話、メール | 職員                                     | 継続実施(随時対応)支援前と比較し負担が軽減したと感じる子の割合100%     | 青少年育成課                        |
| 48  | SOSの出し方に関する教育の推進(市立の児童・生徒向け)   | 悩みやストレスを抱えたときの正しいSOSの出し方に関する教育を行う。   | 市立小中高等学校の児童・生徒               | 対面              | 臨床心理士<br>公認心理師                         | 全校年1回以上実施                                | 児童生徒支援課<br>教育総務課<br>精神保健福祉課   |
| 49  | スクールカウンセリング事業  | 児童生徒の心の問題に対するため、スクールカウンセラー及び教育相談員を小・中・高等学校に配置し、児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、学校における組織的対応力の向上を図る。 | 市立小中高等学校の児童・生徒とその保護者         | 対面、電話           | 臨床心理士<br>公認心理師                         | 学校の規模等に応じて配置又は派遣                         | 児童生徒支援課<br>教育総務課              |
| 50  | 【新規掲載】スクールソーシャルワーカー活用事業  | スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣し、学校生活における諸問題を抱える児童生徒を支援し、問題の解決を図る。                                | 市立小中高等学校の児童・生徒とその保護者         | 対面、訪問           | 社会福祉士、<br>精神保健福祉士                      | (小中学校)拠点校に配置し、支援を実施(高等学校)各校1名配置し、支援を実施   | 児童生徒支援課<br>教育総務課              |
| 51  | 【新規掲載】総合的な不登校対策の推進   | 研修システム確立、教育相談員の配置、ICT教材の活用、訪問教育相談員の配置等により、総合的な不登校対策を推進する。                              | —                            | 対面、電話、手紙        | 職員                                     | 継続実施                                     | 児童生徒支援課<br>教育総務課              |
| 52  | 【新規掲載】奨学金給付事業  | 高校、専修学校、短期大学及び大学に入学する就学困難な学生・生徒に対し、教育奨励費を給付する。   | 選考基準を満たす者                    | —               | —                                      | 継続実施                                     | 児童生徒支援課                       |
| 53  | 【新規掲載】奨学金貸与事業  | 高校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に入学、在学する学生・生徒に対し、学費を貸与する。  | 選考基準を満たす者                    | —               | —                                      | 継続実施                                     | 児童生徒支援課                       |
| 54  | 【新規掲載】いじめ防止対策の推進   | 静岡市いじめ防止等のための基本方針に基づき、各校のいじめ防止対策を推進する。   | 市立小中高等学校                     | —               | —                                      | 継続実施                                     | 児童生徒支援課<br>教育総務課              |
| 55  | 小中学校の学習指導要領の実施に基づく生命尊重の教育  | 道徳教育、保健教育、人権教育など、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊厳やかけがえのない自他の生命を大切にすることを教育を行う。                       | 市立小中学校の児童・生徒                 | —               | —                                      | 継続実施                                     | 教育センター<br>学校教育課<br>児童生徒支援課    |
| 56  | 【新規掲載】静岡県LINE相談(自殺予防)  | 若年層のこころの悩みに対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置する。   | —                            | SNS(LINE)       | 公認心理師、<br>精神保健福祉士等                     | 継続実施(通年対応)年間3,000件程度見込                   | 静岡県<br>障害福祉課                  |
| 57  | 【新規掲載】若者こころの悩み相談窓口   | 若年層のこころの悩みに対応するため、24時間365日受付可能な電話相談を実施する。  | —                            | 電話              | 公認心理師、<br>精神保健福祉士等                     | 継続実施(通年対応)年間3,000件程度見込                   | 静岡県<br>障害福祉課                  |
| 58  | 【新規掲載】人権に対する正しい理解や人権教育と指導方法について理解を深めるための研修を行う。                                       | 人権に対する正しい理解や人権教育と指導方法について理解を深めるための研修を行う。   | 教職員同士の理解促進を含む。               | —               | —                                      | 年1回開催                                    | 静岡県教育委員会<br>教育政策課<br>人権・教員育成班 |
| 59  | 【新規掲載】静岡県人権教育の手引き  | 人権教育を行う上で活用しやすい実践例やワークシート、チェックシートなどを掲載した冊子を配布する。                                       | 保護者や教職員同士の理解促進を含む。           | —               | —                                      | 県立学校の各教諭及び県内教育機関等へ配布又は配信                 | 静岡県教育委員会<br>教育政策課<br>人権・教員育成班 |
| 60  | 【新規掲載】不登校やいじめ問題、ヤングケアラー等の悩みを抱える生徒や保護者の相談に対応するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを県立高校に配置する。 | 不登校やいじめ問題、ヤングケアラー等の悩みを抱える生徒や保護者の相談に対応するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを県立高校に配置する。         | 県立高等学校の生徒、保護者及び学校関係者         | 対面              | 公認心理師、<br>臨床心理士、<br>社会福祉士、<br>精神保健福祉士等 | 拠点校への配置の継続配置校の拡充                         | 静岡県<br>教育委員会<br>高校教育課         |
| 61  | 【新規掲載】放課後に生徒同士やスタッフと気軽に会話したり相談したりすることができる安心・安全な場として居場所カフェを設置、運営する。(令和4年度は静岡中央高校に設置)  | 放課後に生徒同士やスタッフと気軽に会話したり相談したりすることができる安心・安全な場として居場所カフェを設置、運営する。(令和4年度は静岡中央高校に設置)          | 設置高等学校の生徒                    | 対面              | NPO法人職員、<br>学生ボランティア等                  | 週1回を基本として定期的に実施単位制定時制の高等学校(県内3校)に事業展開の予定 | 静岡県<br>教育委員会<br>高校教育課         |
| 62  | 【新規掲載】インターネット上における書き込みの監視調査を行う。  | インターネット上における書き込みの監視調査を行う。  | 県立高等学校及び県立中学校の生徒             | —               | —                                      | 委託業者による監視調査を継続して実施                       | 静岡県<br>教育委員会<br>高校教育課         |

| No. | 事業名   | 事業内容  | 対象の詳細                | 相談の手法           | 主な相談員 | 令和8年度までの取組目標    | 担当                   |
|-----|---|---|----------------------|-----------------|-------|-----------------|----------------------|
| 63  | 【新規掲載】公立高等学校生徒指導主事研修会   | 県内公立高等学校及び希望する私立高等学校の生徒指導主事による研修において、いじめ問題や自殺予防に関する情報共有する。  | 公立高等学校及び私立高等学校生徒指導主事 | —               | —     | 年1回実施(6月頃開催予定)  | 静岡県教育委員会<br>高校教育課    |
| 64  | 【新規掲載】県内10地区で生徒指導上の諸問題等について情報交換するのと同時に、スクールロイヤーによる指導や心の教育をテーマとした研修会を実施する。 | 県内10地区で生徒指導上の諸問題等について情報交換するのと同時に、スクールロイヤーによる指導や心の教育をテーマとした研修会を実施する。                                     | 公立高等学校及び私立高等学校生徒指導主事 | —               | —     | 県内10地区で年間に複数回実施 | 静岡県教育委員会<br>高校教育課    |
| 65  | 福祉教育の推進   | 主に小学校・中学校の総合学習の時間において、障がい者等の当事者を講師として迎え、講話や体験を通じて乳幼児から高齢者、障がいのあるなしに関わらず多様な人間が地域で支え合いながら共生していくことの大切さを学ぶ。 | —                    | —               | —     | 継続実施            | 静岡市社会福祉協議会           |
| 66  | 【新規掲載】心の看護便   | 心の看護便とし心のセルフケアリーフレット等を配布、また希望する場合には看護師によるメンタルヘルスの出前講座を行う。   | 県内の小学校               | —               | 看護師   | 年1回実施           | 日本精神看護協会静岡支部         |
| 67  | 静岡地域若者サポートステーションの運営   | 若者の就労支援を通じて人生の生きがいを見つけるサポートを行う。また、それに関わるボランティアサポーターの育成・研修を行い地域での見守りや支え合いを生み出す。                          | —                    | 対面、オンライン、電話、メール | —     | 継続実施(通年対応)      | NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡 |

### 【妊産婦・子育て世代】12事業(再掲を含む)

| No.   | 事業名                        | 事業内容  | 対象の詳細                   | 相談の手法     | 主な相談員               | 令和8年度までの取組目標                                  | 担当                 |
|-------|----------------------------|---|-------------------------|-----------|---------------------|---|--------------------|
| 68    | 子育て支援センターの運営               | 子育ての不安感を解消するため、子育てに関する相談、情報提供、親子の交流の場を提供するとともに様々なイベントを実施する。                     | 概ね0歳から2歳児と保護者           | 対面、電話、メール | 保育士                 | 継続実施(市内21か所運営)                                | 子ども家庭課             |
| 43(再) | 児童館の運営(再掲)                 | 地域における児童健全育成の拠点として、子どもの健康を増進し、情報を豊かにするため、各種教室や読み聞かせ、クラブ活動など児童に健全な遊びを提供する。       | 18歳未満の子どもの保護者           | 対面、電話     | 児童厚生員               | 継続実施(市内13か所運営)                                | 子ども未来課             |
| 69    | 【新規事業】あつたかきずおか・寄り添い子育て情報配信 | 静岡県子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」の運営及びLINEによるプッシュ型「しずおかきずなLINE」の配信により、切れ目のない子育て支援情報の発信を行う。 | しずおかきずなLINEは妊娠期～満3歳まで   | —         | —                   | しずおかきずなLINE登録者数2,800人<br>ちゃむしずおか閲覧数45,600PV/月 | 子ども家庭課             |
| 70    | ひとり親家庭相談窓口                 | 就労・就職・転職・生活に関する相談に応じ、個々に合った自立支援を行う。   | ひとり親家庭等                 | 対面、電話     | 就労支援専門員             | 継続実施(通年対応)                                    | 子ども家庭課             |
| 71    | 産後ケア事業                     | 産後の体調や育児等に不安がある者を対象に、助産師等の専門職が、母親への身体面及び心理面のケアや育児指導等を行う。                        | 出産後1年未満の母と子             | 対面        | 助産師                 | 継続実施(随時対応)                                    | 子ども家庭課             |
| 72    | 子育て世代包括支援センター活動            | 妊娠から子育て期までのさまざまな相談(「予期しない計画していない」妊娠や出産に関する悩みを含む)に対応する。                          | —                       | 対面、電話     | 助産師、<br>保健師、<br>看護師 | 継続実施(通年対応)                                    | 子ども家庭課<br>各区子育て支援課 |
| 73    | ママケアサービス                   | 民間の宿泊施設を利用し、保育士や子育て経験者による子育ての相談、母親同士の交流、母親の休息の場を同一会場で提供する。                      | 生後4か月以上1歳未満の赤ちゃんを子育て中の母 | 対面        | 保育士他                | 継続実施(通年対応)                                    | 子ども家庭課             |
| 74    | 妊産婦家庭訪問うつ予防チェックリストの実施等     | 妊婦訪問や産婦訪問時、うつの早期発見の視点を持ち対応する。産婦全員(外国人等一部除外者有)に「エジンバラ産後うつ病質問票」を使用する。             | —                       | 対面        | 保健師                 | 継続実施(随時対応)                                    | 子ども家庭課<br>各区健康支援課  |
| 75    | 母子健康手帳交付妊婦相談               | 妊婦届出書提出時、妊婦や家族の状況を把握することで、妊娠から妊婦や家族と関わりを持ち、必要に応じて関係機関につなげる等、連携を図った支援を行う。        | —                       | 対面        | 保健師                 | 継続実施(随時対応)                                    | 子ども家庭課<br>各区健康支援課  |
| 76    | 家庭児童相談室                    | 各区の家庭児童相談員が子育ての悩み、子どもの発達上の相談に応じ、必要な援助を行う。                                       | —                       | 対面、電話     | 心理士、<br>保健師等        | 継続実施(通年対応)                                    | 子ども家庭課             |
| 77    | 子育て短期支援事業                  | 保護者の体調不良、育児疲れ等により一時的に養育が困難なとき、児童福祉施設等に入室し、育児不安や児童虐待の防止、子育て家庭の支援を図る。             | —                       | —         | —                   | 252人日/年                                       | 子ども家庭課             |
| 78    | 【新規掲載】産婦健康診査事業             | 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成する。                             | 産後2週間、1か月の産婦            | —         | —                   | 継続実施  | 子ども家庭課             |

### 【勤労者・経営者】25事業(再掲を含む)

| No.   | 事業名                    | 事業内容  | 対象の詳細                        | 相談の手法 | 主な相談員       | 令和8年度までの取組目標 | 担当     |
|-------|------------------------|---|------------------------------|-------|-------------|--------------|--------|
| 44(再) | 放課後児童クラブの運営(再掲)        | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を目的に、小学校や児童館等に専用室を設け、家庭に代わる遊びや生活の場を提供する。                  | 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生の児童 | —     | —           | 239室で実施      | 子ども未来課 |
| 79    | 【新規掲載】IT活用による生産性向上支援事業 | 中小企業等の経営課題である人材不足を解消するため、「ITなんでも相談窓口」を設置し、ITの活用やデジタル化に向けた専門指導を行うこと、少ない人員での生産性向上を図る。 | 中小企業の経営者等                    | 対面    | IT活用アドバイザー等 | 継続実施(週3日)    | 産業振興課  |



| No. | 事業名                                      | 事業内容   | 対象の詳細                     | 相談の手法           | 主な相談員                   | 令和8年度までの取組目標                      | 担当                            |
|-----|--|--|---------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 80  | 職場のメンタルヘルス相談                             | 仕事のストレスに悩む勤労者、その家族、メンタルヘルス対策を実施したいと考える事業主等の相談に臨床心理士が応じる。   | —                         | 対面              | 臨床心理士                   | 年12回実施                            | 商業労政課                         |
| 81  | 労働相談                                     | 雇用、労働、労務管理全般に関する相談に社会保険労務士が応じる。  | —                         | 対面              | 社会保険労務士                 | 3か所、各年12回                         | 商業労政課                         |
| 82  | 【新規掲載】多様な人材の活躍応援事業表彰                     | 多様な人材の活躍のために働き方改革やワークライフバランスの実現に向けて積極的に取り組む事業所を表彰することにより、働きやすい環境を整備し、生活の安定を図る。                     | —                         | —               | —                       | 5事業所表彰/年                          | 商業労政課                         |
| 83  | 【新規掲載】総合労働相談コーナーにおける相談対応                 | 労働局雇用環境・均等室及び各労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、さまざまな労働問題の相談に応じる。                                      | —                         | 対面、電話           | 職員                      | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働局雇用環境・均等室                 |
| 84  | 【新規掲載】職場における総合的なハラスメント防止対策の推進            | 関係法令に基づき、事業主が講ずべきハラスメント防止対策等に係る指導を行う。  | —                         | 対面、電話           | 職員                      | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働局雇用環境・均等室                 |
| 85  | 【新規掲載】長時間労働に関する相談対応等                     | 長時間労働に関する労働基準法の相談対応、監督指導(労働基準法関係)。   | 労働者を雇用する経営者、労働者及びその家族     | 対面、電話、手紙        | 労働基準監督官                 | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働基準監督署方面                   |
| 86  | 【新規掲載】メンタルヘルス対策に関する相談対応等                 | メンタルヘルス対策に関する労働安全衛生法の相談対応、監督指導(労働安全衛生法関係)。   | 労働者を雇用する経営者、労働者及びその家族     | 対面、電話、手紙        | 労働基準監督官、厚生労働事務官         | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働基準監督署安全衛生課                |
| 87  | 【新規掲載】ストレスチェック制度に関する相談対応等                | ストレスチェック制度に関する労働安全衛生法の相談対応、監督指導(労働安全衛生法関係)。  | 労働者を雇用する経営者、労働者及びその家族     | 対面、電話、手紙        | 労働基準監督官、厚生労働事務官         | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働基準監督署安全衛生課                |
| 88  | 【新規掲載】精神疾患の労災保険給付に関する相談対応                | 精神疾患の労災保険給付に関する相談対応。   | 労働者を雇用する経営者、労働者及びその家族     | 対面、電話、手紙        | 労働基準監督官、厚生労働事務官         | 継続実施(通年対応)                        | 静岡労働基準監督署労災課                  |
| 89  | 経営安定特別相談室                                | 中小企業等の倒産を防止するため、経営再建や危機回避のための相談に応じる。   | 中小企業/個人事業主                | 対面、オンライン、電話、メール | 中小企業診断士                 | 相談件数:年5件                          | 静岡商工会議所経営支援課                  |
| 90  | 静岡県中小企業再生支援協議会(R4年度より静岡県中小企業活性化協議会に組織変更) | 経営が悪化しつつある中小企業に対し、再生支援を行う。   | 中小企業/個人事業主                | 対面、オンライン、電話、メール | 中小企業診断士                 | 計画完了件数:年70件<br>経営改善支援申請受付件数:年160件 | 静岡県中小企業活性化協議会                 |
| 91  | 静岡県経営改善支援センター((R4年度より静岡県中小企業活性化協議会に統合)   | 金融支援が必要な中小企業に対し、経営改善計画等の策定支援を行う。   | 中小企業/個人事業主                | 対面、オンライン、電話、メール | 中小企業診断士                 | 利用申請受付件数:年127件                    | 静岡県中小企業活性化協議会                 |
| 92  | 静岡県よろず支援拠点                               | 複数の支援機関・専門家がチームを組んで、中小企業の経営上のあらゆる悩みに対応する。  | 中小企業/個人事業主                | 対面、オンライン、電話、メール | 中小企業診断士                 | 相談者数:年3,000名                      | 静岡県よろず支援拠点                    |
| 93  | 法律相談                                     | 弁護士による中小企業経営に関わる法律相談に応じる。  | 中小企業/個人事業主                | 対面、オンライン、電話、メール | 弁護士                     | 年28件                              | 静岡商工会議所経営支援課                  |
| 94  | 健康経営の推進                                  | 協会けんぽ並びに損保会社との三者協定に基づき、企業における「従業員の健康に配慮する新たな経営手法の導入」を推進する。   | 勤労者                       | 対面、オンライン、電話、メール | 生損保資格保有者                | 継続実施(通年対応)                        | 静岡商工会議所会員サービス課                |
| 95  | 各種セミナー、研修の開催                             | メンタルヘルス等に関するセミナー等を開催する。  | 産業医、保健師、看護師、衛生管理者、人事労務担当  | —               | —                       | 継続実施(通年対応)                        | 静岡産業保健総合支援センター                |
| 96  | 個別事業場への訪問支援                              | メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の導入について専門家を個別に事業場に派遣し支援する。また、管理職向けメンタルヘルス教育及び若年労働者の自殺対策としてのメンタルヘルス教育の実施支援を行う。 | 中小規模事業場                   | —               | —                       | 継続実施(通年対応)                        | 静岡産業保健総合支援センター                |
| 97  | 産業保健に関する相談                               | メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度他各種対策の専門的な相談に対応する。   | 企業                        | 対面、電話、メール、手紙    | 医師、臨床心理士、カウンセラー、社会保険労務士 | 継続実施(通年対応)                        | 静岡産業保健総合支援センター                |
| 98  | 産業保健情報の提供                                | メンタルヘルス情報他各種産業保健情報をメールマガジン、ホームページ、情報誌により提供する。  | 企業                        | —               | —                       | メールマガジンは月1回以上の配信、ホームページは随時更新する。   | 静岡産業保健総合支援センター                |
| 99  | 小規模事業場の健康相談等                             | 産業医選任義務のない小規模事業場(労働者50人未満)に対する産業保健サービス(労働者の健康管理に係る相談、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導等)を無料で提供する。              | 企業(労働者50人未満の小規模事業場)で働く勤労者 | 対面              | 登録産業医、登録保健師等            | 年64回開催<br>年35回開催                  | 静岡市地域産業保健センター<br>清庵地域産業保健センター |
| 101 | 働く人の電話相談                                 | 世界自殺予防デー(9/10)に合わせ、3日間のフリーダイヤルを開設し、働く方の電話相談を実施する。  | —                         | 電話              | 産業カウンセラー                | 年3日間(9/10~9/12)                   | (一社)日本産業カウンセラー協会静岡事務所         |
| 102 | 静岡相談室 無料電話相談                             | 産業カウンセラーによる心の悩みを抱える方のための電話相談。  | —                         | 電話              | 産業カウンセラー                | 毎週2回開催                            | (一社)日本産業カウンセラー協会静岡事務所         |

### 【高齢者・介護者】24事業

| No. | 事業名  | 事業内容   | 対象の詳細                                | 相談の手法           | 主な相談員                | 令和8年度までの取組目標                           | 担当   |
|-----|--|--|--------------------------------------|-----------------|----------------------|--|--|
| 103 | 【新規掲載】ふれあい収集   | 高齢者及び障がい者等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行う。   | ご家族や知人の協力を得られない高齢者(65歳以上又は障がい者のみの世帯) | —               | —                    | 年1,100件                                | 収集業務課  |
| 104 | 地域包括支援センターの運営  | 高齢者に係る総合的な相談に応じ、必要に応じて訪問支援や関係機関等と連携を図る。  | —                                    | 対面、電話、メール       | 主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等 | 継続実施(29センターを委託して運営)                    | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 105 | 認知症カフェ普及促進事業   | 身近な地域で、認知症の人やその家族、さらに地域の専門職、住民等が交流し、認知症に関する相談やケア情報を共有することで、認知症の人の家族の負担を軽減でき、居場所となる「認知症カフェ」を開設する。 | 認知症である者の看護や介護の経験がある医療、介護等の専門職        | 対面、オンライン        | —                    | 日常生活圏域の19圏域に開設                         | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 106 | S型デイサービス   | 地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援する。                       | 家に閉じこもりがちな高齢者                        | —               | —                    | 継続実施(市274会場)内                          | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 107 | 静岡県高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会  | 高齢者虐待の防止等に係る施策を効果的に実施すること、及び高齢者虐待の防止等に参画する関係機関間のネットワークを構築し、連携協力体制を整備する。                          | —                                    | —               | —                    | 年2回実施                                  | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 108 | 【新規掲載】かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業  | かかりつけ医が日常の受診の際にフレイルに関する総合的評価を実施し、状態に応じた介護予防サービス等につなげる。   | フレイルが疑われる状態の高齢者                      | 対面              | 医師(かかりつけ医)           | 継続実施                                   | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 109 | 【新規掲載】認知症ケア推進体制整備事業  | 認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるよう、産学官民が連携して、認知症本人やご家族の支援の充実と、全世代に向けた認知症の理解促進体制を構築する。                  | —                                    | —               | —                    | 来場者数:年5,000人                           | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 110 | 【新規掲載】静岡県MCI改善プログラム普及事業  | 動画配信や実践を通じて、静岡県MCI(軽度認知機能障害)改善プログラムの普及を行う。   | —                                    | —               | —                    | 延べ参加者数:4,000人                          | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 111 | 【新規掲載】認知症疾患医療センター運営事業  | 認知症疾患に関する識別診断とその初期対応研修等を行う認知症疾患医療センターを運営する。  | 認知症の人とその家族                           | 対面、電話           | 精神保健福祉士等             | 継続実施                                   | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 112 | 【新規掲載】「自宅でずっと」在宅医療・介護連携推進事業  | 身近な地域(小圏域)で多職種と地域住民が連携し、チームで在宅医療・介護を支える体制を整備する。  | —                                    | —               | —                    | 継続実施                                   | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 113 | 【新規掲載】医療・介護・福祉関係者等からの相談に対し、各種サービス調整に関する助言や情報提供、関係機関の調整等、総合的なコーディネートを行う「スーパーバイザー」を配置する。 | 医療・介護・福祉関係者等からの相談に対し、各種サービス調整に関する助言や情報提供、関係機関の調整等、総合的なコーディネートを行う「スーパーバイザー」を配置する。                 | 医療・介護・福祉の支援者                         | 対面、オンライン、電話、メール | 保健師、看護師、主任介護支援専門員等   | スーパーバイザー2名配置                           | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 114 | 【新規掲載】ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク推進事業   | 企業との見守り協定の締結、高齢者実態調査、S救セットの配布等による見守りネットワークを構築する。   | —                                    | —               | —                    | 見守り協定締結数70件                            | 高齢者福祉課   |
| 115 | 【新規掲載】判断能力が低下した市民を法的に支援する成年後見制度の利用を促進する。また、資力のない方に対する報酬助成等を行う。                         | 判断能力が低下した市民を法的に支援する成年後見制度の利用を促進する。また、資力のない方に対する報酬助成等を行う。   | 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方         | 対面              | 有資格者                 | 専門職相談会:年36回<br>市長申立及び報酬助成:随時対応         | 福祉総務課<br>高齢者福祉課<br>各区高齢介護課<br>障害福祉企画課<br>精神保健福祉課<br>各区障害者支援課 |
| 116 | 【新規掲載】生涯現役地域づくり環境整備事業[令和6年度まで]   | 人生100年時代と言われる中、多くの元気な高齢者が生涯現役で企業や地域で活躍できる環境を整備する。  | —                                    | 対面              | 職員                   | 年代や属性を問わない多様な就労困難者の就労及び社会参加促進事業へ展開(予定) | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部   |
| 117 | 【新規掲載】高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施   | 後期高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施し、自主的な健康の保持増進を促すことにより、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図る。                       | —                                    | 対面、電話           | 保健師、栄養士、歯科衛生士等       | 個別支援・継続実施<br>団支援:年10会場程度               | 健康づくり推進課   |
| 118 | 高齢者総合相談  | 各区高齢介護課の窓口で高齢者の相談に応じる。   | —                                    | 対面、電話           | 職員                   | 継続実施(通年対応)                             | 高齢者福祉課   |
| 119 | 高齢者実態調査  | 民生委員が高齢者の居宅を訪問し、生活実態を把握することにより地域の福祉活動に活かすとともに、必要に応じて介護保険サービス等の利用を促す。                             | —                                    | —               | —                    | 継続実施                                   | 高齢者福祉課   |
| 120 | ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業   | ひとり暮らしの緊急時に対する不安の軽減を図るとともに、発生した緊急事態に迅速に対応する。   | ひとり暮らし高齢者等                           | —               | —                    | 継続実施                                   | 高齢者福祉課   |
| 121 | 配食型見守りサービス   | 日常的に食事の準備に支障がある高齢者の自立を図るため、居宅に食事を配達することにより、安否確認を行う。  | —                                    | —               | —                    | 継続実施                                   | 高齢者福祉課   |
| 122 | 介護支援者育成事業  | 学習会等を開催することにより、介護者を支えるボランティアを育成し、ボランティア活動の普及促進を図り、介護者の心身の負担を軽減する。                                | —                                    | —               | —                    | 継続実施                                   | 高齢者福祉課   |
| 123 | 家族介護慰労金支給事業  | 在宅において、寝たきり等の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の維持、向上を図る。   | —                                    | —               | —                    | 継続実施                                   | 高齢者福祉課   |
| 124 | 高齢者・障害者相談  | 弁護士による高齢者・障がい者のための無料面接相談(予約制)。   | —                                    | 対面              | 弁護士                  | 毎月4回                                   | 静岡県弁護士会  |

| No. | 事業名                  | 事業内容                                       | 対象の詳細                        | 相談の手法 | 主な相談員 | 令和8年度までの取組目標                     | 担当                                 |
|-----|----------------------|--|------------------------------|-------|-------|----------------------------------|------------------------------------|
| 125 | 高齢者のための電話相談          | 弁護士による高齢者のための無料電話相談(随時)                    | —                            | 電話    | 弁護士   | 随時対応                             | 静岡県弁護士会                            |
| 126 | 成年後見制度の利用に関する司法書士の紹介 | 成年後見制度を利用して、高齢者・障がい者の権利と財産を守るための司法書士を紹介する。 | 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方 | 電話    | 司法書士  | 相談会、公開講座等の紹介<br>依頼:随時対応電話相談:通年対応 | 公益社団法人成年後見センター<br>リーガルサポート<br>静岡支部 |

## 【障がいのある方とその家族】 14事業(再掲を含む)

| No. | 事業名                                    | 事業内容  | 対象の詳細                                | 相談の手法                 | 主な相談員          | 令和8年度までの取組目標                       | 担当   |
|-----|--|---|--------------------------------------|-----------------------|----------------|------------------------------------|--|
| 103 | 【新規掲載】<br>ふれあい収集(再掲)                   | 高齢者及び障がい者等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行う。  | ご家族や知人の協力を得られない高齢者(65歳以上又は障がい者のみの世帯) | —                     | —              | 年1,100件                            | 収集業務課  |
| 127 | 【新規掲載】<br>成年後見利用促進事業<br>(成年後見利用支援事業)   | 判断能力が低下した市民を法的に支援する成年後見制度の利用を促進する。また、資力のない方に対する報酬助成等を行う。  | 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方         | 対面                    | 有資格者           | 専門職相談会:年36回市長<br>申立及び報酬助成:<br>随時対応 | 福祉総務課<br>高齢者福祉課<br>各区高齢介護課<br>障害福祉企画課<br>精神保健福祉課<br>各区障害者支援課 |
| 128 | 障害者等相談支援事業                             | 障がいに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援並びに関係機関との連絡調整を行う。  | 本人、家族、支援者                            | 対面、電話、メール             | 相談支援専門員        | 継続実施(身体3か所、知的4か所、精神3か所)            | 障害福祉企画課<br>精神保健福祉課   |
| 129 | 障害者110番事業                              | 日常相談、権利擁護に関する相談に応じる。  | —                                    | 対面、電話、メール             | 相談支援専門員        | 継続実施(通年対応)                         | 障害福祉企画課  |
| 130 | 発達障害者支援センター運営事業                        | 発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係機関等との連携を図る。                  | 発達障がい児者及びその家族等                       | 対面、電話                 | 相談支援専門員        | 継続実施(通年対応)                         | 障害福祉企画課  |
| 131 | 静岡市障害者自立支援協議会の設置及び運営                   | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。                        | —                                    | —                     | —              | 年2回実施                              | 障害福祉企画課<br>精神保健福祉課   |
| 132 | 静岡市発達障害者支援地域協議会の設置及び運営                 | 地域における発達障がい児者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。                        | 発達障がい児者及びその家族等                       | —                     | —              | 年2回実施                              | 障害福祉企画課  |
| 133 | 静岡市障害者虐待防止センターの設置                      | 障がい者虐待の防止及び早期発見・早期対応を目的として、虐待の届出や、発見者からの通報の受理、障がい者や養護者に対する相談、指導及び助言を行う。                               | 障がい者虐待                               | 対面、電話、メール             | 相談支援専門員        | 継続実施<br>(市内11か所で通年対応)              | 障害福祉企画課<br>精神保健福祉課   |
| 134 | 静岡市障害者相談員設置事業                          | ①障害者相談員を設置して、身体・知的障がいのある方の相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぐ。<br>②毎月定例日に各区障害者支援課にて、聴覚障がいのある方の各種相談に当事者が応じる。          | ①身体・知的障がいのある方<br>②聴覚障がいのある方          | ①対面、電話、メール、SNS<br>②対面 | 当事者(又は当事者家族)   | 継続実施(身体30名、知的30名、聴覚3名配置)           | 障害福祉企画課  |
| 135 | 【新規掲載】<br>地域生活支援ネットワーク<br>コーディネーター配置事業 | 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で生活するための5つの機能(相談、緊急時の受入、体験の機会、場、専門性、体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する。 | —                                    | —                     | —              | 地域生活支援ネットワーク<br>コーディネーター2名配置       | 障害福祉企画課  |
| 136 | 【新規掲載】<br>医療的ケア児等支援事業                  | 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談及び支援等を行うとともに、地域の医療的ケア児等コーディネーターに対し、個別指導や引継ぎ後のフォロー等を行う。                          | 医療的ケア児及び重症心身障がい児者                    | 対面、オンライン、電話           | 社会福祉士、看護師又は保健師 | 医療的ケア児等コーディネーター2名配置                | 障害福祉企画課  |
| 137 | 生活応援ガイド「すまいる」の発行                       | 福祉制度や相談窓口を紹介する冊子を作成し、療育手帳判定面接時に説明を加えながら配付することで生活を応援する情報を提供し自立と社会参加の促進を図る。                             | 知的障がい者及びその家族                         | —                     | —              | 随時改訂、増刷2.3年毎に<br>増刷(500部)          | 地域リハビリテーション推進センター  |
| 124 | 高齢者・障害者相談(再掲)                          | 弁護士による高齢者・障がい者のための無料面接相談(予約制)。  | —                                    | 対面                    | 弁護士            | 毎月4回                               | 静岡県弁護士会  |
| 126 | 成年後見制度の利用に関する司法書士の紹介(再掲)               | 成年後見制度を利用して、高齢者・障がい者の権利と財産を守るための司法書士を紹介する。  | 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した方         | 電話                    | 司法書士           | 相談会、公開講座等の紹介<br>依頼:随時対応電話相談:通年対応   | 公益社団法人成年後見センター<br>リーガルサポート<br>静岡支部                           |

## 【ひきこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方】 7事業(再掲を含む)

| No. | 事業名                            | 事業内容                                 | 対象の詳細 | 相談の手法 | 主な相談員 | 令和8年度までの取組目標           | 担当                |
|-----|--------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|------------------------|-------------------|
| 11  | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲) | 民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域の相談・支援等の活動を行う。 | —     | 対面、電話 | —     | 継続実施<br>(年間220,000件以上) | 福祉総務課民生委員・児童委員協議会 |

| No. | 事業名                        | 事業内容   | 対象の詳細              | 相談の手法              | 主な相談員                     | 令和8年度までの取組目標                                | 担当               |
|-----|----------------------------|--|--------------------|--------------------|---------------------------|---|------------------|
| 138 | 静岡市ひきこもり地域支援センターの運営        | 概ね6か月以上ひきこもっている本人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供を行う。また、必要に応じて関係機関等の連携を図る。   | ひきこもり状態にある本人やその家族等 | 対面、オンライン、電話、メール、手紙 | 公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士 | 継続実施(通年対応)ひきこもり状態が改善している相談者の割合61.0%         | 青少年育成課           |
| 139 | 【新規掲載】<br>静岡市適応指導教室        | 適応指導教室を設置し、集団生活への適応や学校生活への自発的な復帰を支援するためのカウンセリング、学習支援等を計画的かつ組織的に行う。 | 不登校状態にある、市内在住の小学生  | —                  | —                         | 継続実施(市内3か所)<br>適応指導教室通級生の不登校改善率(過去3年間の平均以上) | 青少年育成課           |
| 51  | 【新規掲載】<br>総合的な不登校対策の推進(再掲) | 研修システム確立、教育相談員の配置、ICT教材の活用、訪問教育相談員の配置等により、総合的な不登校対策を推進する。          | —                  | 対面、電話、手紙           | 職員                        | 継続実施  | 児童生徒支援課<br>教育総務課 |
| 27  | 電話相談事業(再掲)                 | 自殺を始め、精神的に孤立し、悩み苦しんでいる方に、電話で寄り添い、自立のための支援を行う。                      | —                  | 電話                 | 研修を受講したボランティア             | 毎日12時～21時実施                                 | 静岡いのちの電話         |
| 28  | フリーダイヤル自殺予防電話相談事業(再掲)      | 厚生労働省助成事業、日本いのちの電話連盟傘下のセンターが、毎月10日に24時間(午前8時～翌8時)電話相談を行う。          | —                  | 電話                 | 研修を受講したボランティア             | 毎月10日実施                                     | 静岡いのちの電話         |
| 29  | インターネット相談事業(再掲)            | 日本いのちの電話連盟が運営するネット相談に参加し、ICTを活用した電子メールによる相談を行う。                    | —                  | メール                | 研修を受講したボランティア             | 適宜実施  | 静岡いのちの電話         |

## 【自死遺族等】 5事業(再掲を含む)

| No. | 事業名                               | 事業内容  | 対象の詳細                    | 相談の手法 | 主な相談員      | 令和8年度までの取組目標                           | 担当                             |
|-----|-----------------------------------|---|--------------------------|-------|------------|--|--------------------------------|
| 140 | 自死遺族の相談窓口(ひんどう相談室)                | 自死遺族の相談に応じることで精神的なケアを行う。(予約制)   | —                        | 対面    | 公認心理師等     | 継続実施(週3日)                              | こころの健康センター                     |
| 141 | 【新規掲載】<br>事件・事故後のこころの健康危機管理支援事業   | 事業所等において発生した人の生命に関わる事件、事故等の惨事に遭遇した者の心理的な被害の拡大防止、ストレス障害の軽減を図るための支援を行う。 | 生命に関わる事件、事故等に遭遇した事業所、学校等 | 対面    | 精神科医、公認心理師 | 継続実施                                   | こころの健康センター                     |
| 142 | 【新規掲載】<br>おくりあき窓と連携した情報発信         | 各区のおくりあき窓と連携し、自死遺族等に対する支援について、必要な情報提供を行う。                             | —                        | —     | —          | 継続実施                                   | 精神保健福祉課<br>各区保険年金課             |
| 32  | 【新規掲載】<br>司法書士総合相談センターしずおかの運営(再掲) | 司法書士による無料面接相談・電話相談  | —                        | 対面、電話 | 司法書士       | 面接相談:毎週2回開催<br>※県内6会場にて実施<br>電話相談:通年対応 | 静岡県司法書士会                       |
| 143 | グリーフケアこころの絆をなくす会の開催               | 自死や病死、事故死で大切な人を亡くした方の悲嘆の気持ち、喪失の悲しみ語り分かち合う集いを開催する。                     | —                        | 対面    | 当事者家族      | 分かち合いを年12回(毎月1回)実施<br>講演会を年1回開催        | グリーフケアこころの絆をなくす会(事務局:伴司法書士事務所) |

## 【性的少数者(LGBTQ)】 7事業(再掲を含む)

| No. | 事業名                      | 事業内容   | 対象の詳細        | 相談の手法  | 主な相談員        | 令和8年度までの取組目標 | 担当                            |
|-----|--------------------------|--|--------------|--------|--------------|--------------|-------------------------------|
| 144 | にじいろ電話相談(女性会館)           | 性的少数者や家族、関係者を取り巻く性の多様性に関する相談に応じる。  | 性的少数者の家族や関係者 | 電話     | 研修を受講した職員    | 継続実施(毎月1回)   | 男女共同参画・人権政策課                  |
| 145 | 【新規掲載】<br>にじいろ個別相談       | LGBTQなど性的少数者の具体的な相談に個別に応じる面談を実施し、解決を支援する。  | —            | 対話、メール | 当事者(又は当事者家族) | 継続実施(年6件)    | 男女共同参画・人権政策課                  |
| 146 | にじいろカフェ                  | 交流会を開催し、性的少数者等の孤独や困難な状況を解消できる場をつくる。  | —            | 対面     | 当事者(又は当事者家族) | 継続実施(年6回)    | 男女共同参画・人権政策課                  |
| 147 | 【新規掲載】<br>性の多様性に係る啓発     | 啓発パンフレット「にじいろBOOKしずおか」や、企業向けガイドラインを活用し、市政出前講座等を通じた啓発事業を実施する。   | 全市民          | —      | —            | 継続実施         | 男女共同参画・人権政策課                  |
| 148 | 【新規掲載】<br>パートナーシップ宣誓制度   | 性のあり方により現在の婚姻制度を利用することができない性的少数者カップル等の生活上の困難や生きづらさの解消を図るとともに、性の多様性に関する市民の皆さんの理解をさらに促進するため、パートナーシップ宣誓制度を実施する。 | —            | —      | —            | 継続実施         | 男女共同参画・人権政策課                  |
| 54  | 【新規掲載】<br>いじめ防止対策の推進(再掲) | 静岡市いじめ防止等のための基本方針に基づき、各校のいじめ防止対策を推進する。   | —            | —      | —            | 継続実施         | 児童生徒支援課<br>教育総務課              |
| 22  | 【新規掲載】<br>人権教育指導者研修会(再掲) | 人権教育研究指定校の取組成果報告のほか、同和問題や性の多様性など分科会ごとにテーマを定めて研修を行う。  | —            | —      | —            | 年1回開催        | 静岡県教育委員会<br>教育政策課<br>人権・教員育成班 |

## 【がん、慢性疾患等罹患者】12事業(再掲を含む)

| No.    | 事業名                                 | 事業内容  | 対象の詳細                                    | 相談の手法     | 主な相談員        | 令和8年度までの取組目標  | 担当                |
|--------|-------------------------------------|---|--|-----------|--------------|---|-------------------|
| 108(再) | 【新規事業】<br>かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業(再掲) | かかりつけ医が日常の受診の際にフレイルに関する総合的評価を実施し、状態に応じた介護予防サービス等につなげる。                        | フレイルが疑われる状態の高齢者                          | 対面        | 医師(かかりつけ医)   | 継続実施  | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部  |
| 149    | 健康相談                                | 子どもから高齢者まで、全てのライフステージで健康づくりのため、保健・医療・福祉に係る総合相談を行い、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行う。     | —  | 対面、電話     | —            | 継続実施(通年対応)  | 健康づくり推進課(各区健康支援課) |
| 150    | がん検診<br>(大腸がん検診)                    | がんによる死亡者数の中で大幅に増加している大腸がんの早期発見・早期治療を図るため、大腸がん検診を実施する。                         | 40歳~69歳の市民                               | —         | —            | 大腸がん検診の受診率25.4%※令和5年度「がん対策推進計画」中間見直しにおいて目標値を再設定する予定 | 健康づくり推進課          |
| 151    | 特定健康診査<br>(国民健康保険)                  | 生活習慣病予防対策を目的とした特定健康診査を実施する。   | 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者                    | —         | —            | 特定健康診査の受診率36.5%                                     | 健康づくり推進課          |
| 152    | 30歳代の健康診査<br>(国民健康保険)               | 生活習慣病予防対策を目的とした健康診査を実施する。   | 30歳から39歳までの国民健康保険被保険者                    | —         | —            | 健康診査の受診率前年比増  | 健康づくり推進課          |
| 153    | 【新規掲載】<br>がん患者等への情報提供               | がん患者やご家族の支援に資する相談体制・情報提供体制の充実を図るための事業を実施する。                                   | —  | —         | —            | 継続実施  | 保健衛生医療課           |
| 154    | 【新規掲載】<br>がん患者支援事業費助成               | がん患者の治療と社会参加等の両立を支援するため、補助対象となる治療、購入及びサービス等に関する経費を要するがん患者等への補助金を交付する。         | —  | —         | —            | 申請のあった補助対象となる治療、購入及びサービス等への補助実施率100%                | 保健衛生医療課           |
| 155    | コンサルテーション外来                         | かかりつけ医が精神疾患を合併している患者の診療を行うにあたり、依頼に応じ精神科医が専門的助言を行う。                            | 医療機関等の職員                                 | 対面        | 精神科医         | 継続実施(週1日)※予約制                                       | こころの健康センター        |
| 156    | 静岡市難病相談支援センター事業                     | 難病患者の療養及び日常生活や各種公的手続き等に対する相談に応じ、必要な情報や助言を行うことにより、患者本人及び家族の不安の軽減を図る。           | 難病患者及びその家族                               | 対面、電話、メール | 保健師等         | 継続実施(通年対応)  | 保健予防課             |
| 157    | 難病患者等介護家族リフレッシュ事業                   | 在宅で人工呼吸器を使用または気管切開を伴い頻りに吸引を必要とするものに対し、訪問看護師を派遣し家族の介護負担の軽減を図る。                 | 指定難病患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾病児童、及び重度心身障害児(者)の家族 | —         | —            | 委託事業所数5施設の維持  | 保健予防課             |
| 158    | 【新規事業】<br>精神科医療へのつなぎ促進等事業           | 自殺対策に関連する診療報酬加算について、算定・活用に向けたリーフレットを作成・配布し、かかりつけ医や救急病院等からの適切な精神科医療へのつなぎを促進する。 | —  | —         | —            | 継続実施  | 精神保健福祉課           |
| 159    | 医療相談業務                              | 医療ソーシャルワーカー(退院支援看護師が患者や家族の抱える社会的、心理的問題等の解決・調整を図り、安心安全な生活を送ることができるよう支援する。      | 原則清水病院に入院または入院する患者・家族                    | 対面、電話     | 社会福祉士<br>看護師 | 継続実施(通年対応)  | 清水病院医事課           |

## 【生活困窮者、失業者、無職者等】16事業(再掲を含む)

| No. | 事業名                 | 事業内容   | 対象の詳細                         | 相談の手法    | 主な相談員     | 令和8年度までの取組目標          | 担当               |
|-----|---------------------|--|-------------------------------|----------|-----------|-----------------------|------------------|
| 160 | 多重債務に関する相談          | 消費生活センターにおいて無料相談を実施するとともに、必要に応じて法律の専門家へつなぐ。                          | 多重債務者                         | 対面、電話    | 消費生活相談員   | 継続実施(通年対応)            | 生活安全安心課          |
| 161 | 生活困窮者自立相談支援事業       | 各区に自立相談支援窓口(暮らしごと相談支援センター)を設置し、生活困窮者の自立支援プランを作成や、早期自立に向けた必要な支援を実施する。 | —                             | 対面、電話    | 研修を受講した職員 | 継続実施(通年対応)            | 福祉総務課            |
| 162 | 緊急支援事業              | 緊急かつ一時的に困窮した要保護者等に対し、更生、医療等に係る経費を支出する。                               | —                             | 対面       | 職員        | 継続実施(随時対応)            | 福祉総務課            |
| 163 | 中国残留邦人生活支援給付金       | 中国残留邦人世帯を訪問し、生活支援や相談業務、必要な支援給付を支給する。                                 | 中国残留邦人世帯                      | 対面       | 研修を受講した職員 | 継続実施(随時対応)            | 福祉総務課            |
| 164 | 生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業 | 就労体験や職業訓練を実施することにより、稼働意欲や就労スキルの向上を図る。                                | 生活保護受給者及び生活困窮者                | 対面       | 研修を受講した職員 | 継続実施(随時対応)訓練受講者数年間60人 | 福祉総務課            |
| 165 | 生活困窮者一時生活支援事業       | 住居が無い生活困窮者に住居や食事の提供を行うことで、安定した居宅生活が送れるよう支援する。                        | —                             | 対面       | 職員        | 継続実施(随時対応)            | 福祉総務課            |
| 166 | 生活困窮者住居確保給付金事業      | 家賃相当額を支給し、その間に常用就職できるよう支援する。   | 離職、廃業後2年以内又は給与等が個人の都合により減少した者 | 対面、電話    | 職員        | 継続実施(随時対応)            | 福祉総務課<br>各区生活支援課 |
| 167 | 生活保護各種扶助事務          | 生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。             | 生活保護受給者                       | 対面、電話、手紙 | 職員        | 継続実施(随時対応)            | 福祉総務課            |
| 168 | 生活保護相談              | 生活保護等に関する市民及び生活保護受給者からの相談に応じる。                                       | 市民及び生活保護受給者                   | 対面、電話    | 職員        | 継続実施(通年対応)            | 福祉総務課            |

| No.   | 事業名                              | 事業内容   | 対象の詳細              | 相談の手法       | 主な相談員     | 令和8年度までの取組目標  | 担当                |
|-------|----------------------------------|--|--------------------|-------------|-----------|---|-------------------|
| 39(再) | 生活困窮者子どもの学習意欲向上事業(再掲)            | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが進学意欲を持つことができるよう、家庭支援員を派遣し支援する。  | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども | 対面、電話       | 研修を受講した職員 | 継続実施(年間50世帯以上)  | 福祉総務課             |
| 169   | 【新規事業】就職氷河期世代再チャレンジ支援事業【令和6年度まで】 | 就労困難者受入モデルの創出や、静岡市就職氷河期支援プラットフォーム構成員によるライフデザイン事業支援、支援人材育成講座を実施する。  | 就職氷河期世代            | 対面          | 職員        | 関係機関で実施できるような体制を整備                                      | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部  |
| 170   | 【新規事業】生活困窮者居宅生活移行支援事業            | 生活困窮者の居宅の確保、各種契約手続き、移行後の居宅生活等を支援するため、居宅支援を行う団体に対し、補助金を交付する。  | —                  | —           | —         | 継続実施  | 福祉総務課             |
| 171   | 民事法律扶助                           | 経済的に余裕のない方がトラブルにあったとき、無料で法律相談を行い、必要な場合は弁護士・司法書士費用の立替えを行う。  | 収入及び資産の基準あり        | 対面、電話       | 弁護士・司法書士  | 継続実施(随時対応)  | 日本司法支援センター静岡地方事務所 |
| 31(再) | 求職者に対する相談(再掲)                    | 求職者に対する相談業務及び職業紹介を行う。  | 求職者                | 対面、オンライン、電話 | —         | 継続実施(通年対応)  | 静岡公共職業安定所         |
| 172   | クレサラ相談                           | 弁護士による多重債務に関する無料面接相談(予約制)。   | 多重債務者              | 対面          | 弁護士       | 毎月20回   | 静岡県弁護士会           |
| 33(再) | 貸金業相談・紛争解決センターの運営(再掲)            | 貸金業界の指定紛争解決機関(金融ADR)として、次の業務を行う。<br>・貸金業務に関する相談、苦情、紛争解決への対応<br>・返済困難な相談者に対する債務解決支援<br>・多重債務の再発防止を図るための支援(生活再建支援カウンセリング)<br>・貸付自粛申告の受付(郵便・WEB可) | 債務者、多重債務者          | 対面、電話       | 職員        | 相談・苦情・紛争受付件数(静岡県居住者目標)<br>・相談:300件<br>全国<br>・相談:20,000件 | 日本貸金業協会<br>静岡県支部  |

## 【こころの悩みを抱える方】19事業(再掲を含む)

| No.    | 事業名                           | 事業内容   | 対象の詳細                 | 相談の手法    | 主な相談員                   | 令和8年度までの取組目標                  | 担当                |
|--------|-------------------------------|--|-----------------------|----------|-------------------------|-------------------------------|-------------------|
| 173    | メンタルヘルスに関する電話相談(てるてるハート)      | メンタルヘルスに関する電話相談を実施する。  | —                     | 電話       | 精神保健福祉士、看護師等            | 継続実施(通年対応)                    | こころの健康センター        |
| 174    | うつ病回復プログラム                    | 認知行動療法を主軸としたうつ病回復プログラムを実施する。   | —                     | 対面       | 精神科医、保健師、公認心理師、精神保健福祉士等 | ああ                            | こころの健康センター        |
| 175    | 依存症相談(依存症相談拠点)                | アルコール・ギャンブル・薬物等依存症に関連する問題について、本人、家族、支援機関からの相談に応じる。   | —                     | 対面、電話    | 精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師   | ああ                            | こころの健康センター        |
| 155(再) | コンサルテーション外来(再掲)               | かかりつけ医が精神疾患を合併している患者の診療を行うにあたり、依頼に応じ精神科医が専門的助言を行う。   | 医療機関等の職員              | 対面       | 精神科医                    | 継続実施(週1日)※予約制                 | こころの健康センター        |
| 176    | 地域支援機関へのアウトリーチ支援              | 地域支援に関わる関係機関に対して、精神疾患等を抱える方に関係者が適切に対応できるよう技術的援助を行う。  | 関係機関等の職員              | —        | —                       | 年24回以上実施                      | こころの健康センター        |
| 177    | 認知行動療法研修                      | うつ病に有効な認知行動療法について、医療機関、事業所、診療所、保健福祉センター職員等を対象に研修する。  | 医療機関等の職員              | —        | 職員                      | 年1回実施                         | こころの健康センター        |
| 178    | 【新規掲載】かかりつけ医依存症対応力向上研修会       | かかりつけ医等に対して、依存症に関する知識の普及や技術援助を行うことで、依存症患者の早期発見・早期治療の推進を図る。   | 医療機関等の職員              | —        | —                       | 年1回開催                         | こころの健康センター        |
| 179    | ギャンブル依存回復プログラム                | ギャンブル依存からの回復を目指したプログラムを実施する。   | ギャンブル依存症の方            | 対面       | 精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師   | 個別プログラム:随時実施<br>集団プログラム:月2回実施 | こころの健康センター        |
| 180    | 酒害相談                          | 断酒会会員による無料の酒害相談を実施し、アルコール依存症に悩む方及びその家族に対して、断酒に向けた助言及び指導を行う。  | アルコール依存症に悩む方とその家族     | 対面、オンライン | 当事者(又は当事者家族)            | 毎月1回開催                        | 精神保健福祉課<br>静岡市断酒会 |
| 181    | 精神科医による定例相談                   | 医療機関への受診や、精神疾患の疑いのある方の支援方法について悩んでいる方等に対し、精神科医による無料相談を実施する。   | —                     | 対面       | 精神科医                    | 各区にて毎月1回実施                    | 精神保健福祉課           |
| 182    | 精神保健福祉相談等の実施                  | 精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談等に応じ、必要に応じて訪問指導や受診援助等を行う。  | —                     | 対面、電話    | 精神保健福祉士                 | 継続実施(通年対応)                    | 精神保健福祉課           |
| 158(再) | 【新規事業】精神科医療へのつなぎ促進等事業(再掲)     | 自殺対策に関連する診療報酬加算について、算定・活用に向けたリーフレットを作成・配布し、かかりつけ医や救急病院等からの適切な精神科医療へのつなぎを促進する。                      | —                     | —        | —                       | 継続実施                          | 精神保健福祉課           |
| 88(再)  | 【新規掲載】精神疾患の労災保険給付に関する相談対応(再掲) | 精神疾患の労災保険給付に関する相談対応。   | 労働者を雇用する経営者、労働者及びその家族 | 対面、電話、手紙 | 労働基準監督官、厚生労働事務官         | 継続実施(通年対応)                    | 静岡労働基準監督署<br>労災課  |
| 96(再)  | 個別事業場への訪問支援(再掲)               | メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の導入について専門家を個別に事業場に派遣し支援する。また、管理職向けメンタルヘルス教育及び若年労働者の自殺対策としてのメンタルヘルス教育の実施支援を行う。 | 中小規模事業場               | —        | —                       | 継続実施(通年対応)                    | 静岡産業保健総合支援センター    |

| No.        | 事業名              | 事業内容  | 対象の詳細                     | 相談の手法        | 主な相談員                   | 令和8年度までの取組目標                    | 担当                    |
|------------|------------------|---|---------------------------|--------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| 97<br>(再)  | 産業保健に関する相談(再掲)   | メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度他各種対策の専門的な相談に対応する。  | 企業                        | 対面、電話、メール、手紙 | 医師、臨床心理士、カウンセラー、社会保険労務士 | 継続実施(通年対応)                      | 静岡産業保健総合支援センター        |
| 98<br>(再)  | 産業保健情報の提供(再掲)    | メンタルヘルス情報他各種産業保健情報をメールマガジン、ホームページ、情報誌により提供する。   | 企業                        | —            | —                       | メールマガジンは月1回以上の配信、ホームページは随時更新する。 | 静岡産業保健総合支援センター        |
| 99<br>(再)  | 小規模事業所の健康相談等(再掲) | 産業医選任義務のない小規模事業場(労働者50人未満)に対する産業保健サービス(労働者の健康管理に係る相談、長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導等)を無料で提供する。 | 企業(労働者50人未満の小規模事業場)で働く勤労者 | 対面           | 登録産業医、登録保健師等            | 年64回開催                          | 静岡市地域産業保健センター         |
| 100<br>(再) | —                | —   | —                         | —            | —                       | 年35回開催                          | 清庵地域産業保健センター          |
| 102<br>(再) | 静岡相談室 無料電話相談(再掲) | 産業カウンセラーによる心の悩みを抱える方のための電話相談。   | —                         | 電話           | 産業カウンセラー                | 毎週2回開催                          | (一社)日本産業カウンセラー協会静岡事務所 |
| 35<br>(再)  | 【新規掲載】心の健康相談(再掲) | 毎年こころの日(7/1)に駅前や大型ショッピングセンターなど精神科看護師による心の健康相談を開催する。                                   | —                         | 対面           | 看護師                     | 年1回実施                           | 日本精神科看護協会 静岡県支部       |

### 【自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方】10事業(再掲を含む)

| No.       | 事業名                                      | 事業内容   | 対象の詳細         | 相談の手法 | 主な相談員         | 令和8年度までの取組目標            | 担当                    |
|-----------|--|--|---------------|-------|---------------|-------------------------|-----------------------|
| 183       | 精神科救急医療体制整備                              | 静岡県、浜松市と連携し、県内の精神科救急体制を整備する。   | 精神障がい者とその家族   | 電話    | —             | 24時間365日体制整備            | 精神保健福祉課               |
| 184       | 精神保健福祉相談等の実施                             | 精神保健及び精神障がい福祉に関する相談等に応じ、必要に応じて訪問指導や受診援助等を行う。                                 | —             | 対面、電話 | 精神保健福祉士       | 継続実施(通年対応)              | 精神保健福祉課 各区障害者支援課      |
| 42<br>(再) | 【新規事業】若者の自殺危機対応チームの設置・運営(再掲)             | 多職種の専門家で構成する「若者自殺危機対応チーム」を設置し、関係機関からの養成に応じて、自殺未遂や自傷行為等の困難事例に対し、必要な支援・助言等を行う。 | 困難事例に対応する学校等  | —     | —             | 要請に応じて実施                | 精神保健福祉課               |
| 185       | 【新規掲載】措置入院業務の実施                          | 精神保健福祉法に基づき、精神障がいによる自傷他害のおそれのある者について、措置入院等必要な決定を行う。                          | —             | —     | —             | 継続実施                    | 精神保健福祉課               |
| 186       | 【新規掲載】退院後支援事業                            | 措置入院患者等が、退院後も必要な支援を包括的かつ継続的に受けられるよう、また、繰り返し措置入院等することのないよう支援する。               | 措置入院患者等       | —     | —             | 継続実施                    | 精神保健福祉課               |
| 40<br>(再) | 【新規事業】SOSの出し方に関する教育の推進(県立・私立の児童生徒向け)(再掲) | SOSの出し方研修について、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、また必要に応じてモデル授業等を行う。                   | 県立・私立の小中高等学校  | —     | —             | 毎年依頼を发出し、要請に応じて取組を支援する。 | 精神保健福祉課               |
| 48<br>(再) | SOSの出し方に関する教育の推進(市立の児童生徒向け)(再掲)          | 悩みやストレスを抱えたときの正しいSOSの出し方に関する教育を行う。   | 市立小中高等学校の児童生徒 | 対面    | 臨床心理士 公認心理師   | 全校年1回以上実施               | 児童生徒支援課 教育総務課 精神保健福祉課 |
| 27<br>(再) | 電話相談事業(再掲)                               | 自殺を始め、精神的に孤立し、悩み苦しんでいる方に、電話で寄り添い、自立のための支援を行う。                                | —             | 電話    | 研修を受講したボランティア | 毎日12時～21時実施             | 静岡いのちの電話              |
| 28<br>(再) | フリーダイヤル自殺予防電話相談事業(再掲)                    | 厚生労働省助成事業、日本いのちの電話連盟傘下のセンターが、毎月10日に24時間(午前8時～翌8時)電話相談を行う。                    | —             | 電話    | 研修を受講したボランティア | 毎月10日実施                 | 静岡いのちの電話              |
| 29<br>(再) | インターネット相談事業(再掲)                          | 日本いのちの電話連盟が運営するネット相談に参加し、ICTを活用した電子メールによる相談を行う。                              | —             | メール   | 研修を受講したボランティア | 適宜実施                    | 静岡いのちの電話              |

### 【複合課題を抱える方、制度の狭間にある方】3事業

| No. | 事業名                             | 事業内容   | 対象の詳細 | 相談の手法 | 主な相談員  | 令和8年度までの取組目標                       | 担当                |
|-----|---------------------------------|--|-------|-------|--|------------------------------------|-------------------|
| 187 | 【新規掲載】重層的支援体制整備事業               | 対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複合化・複雑化支援ニーズに対応した重層的支援体制を整備する。   | —     | 対面    | 職員   | 整備                                 | 福祉総務課             |
| 188 | 【新規掲載】Life(いのち)を守る総合相談会【コロナ禍対策】 | 複雑困難な問題を抱える市民及びその支援者等からの相談に対し、医師、弁護士、看護師、社会保険労務士、公認心理師等の多職種が一室に会すワンストップ総合相談会を開催。 | —     | 対面    | 医師、弁護士、看護師、社会保険労務士、公認心理師等                    | 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着くまで継続実施(年24回程度) | 精神保健福祉課 ころの健康センター |
| 189 | 【新規掲載】医療・福祉・司法なんでもかんでも相談会       | 生活支援に関する専門家による総合相談。  | —     | 対面    | 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、弁護士、司法書士、精神保健福祉士、社会福祉士 | 年6回開催                              | (一社)静岡市清水医師会      |

### 【関係機関、支援者(連携・協働の推進)】15事業(再掲を含む)

| No.        | 事業名                              | 事業内容   | 対象の詳細                    | 相談の手法           | 主な相談員              | 令和8年度までの取組目標    | 担当               |
|------------|----------------------------------|--|--------------------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------------|
| 112<br>(再) | 【新規掲載】「自宅ですつと」在宅医療・介護連携推進事業(再掲)  | 身近な地域(小圏域)で多職種と地域住民が連携し、チームで在宅医療・介護を支える体制を整備する。                                  | —                        | —               | —                  | 継続実施            | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 |
| 113<br>(再) | 【新規掲載】医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業(再掲) | 医療・介護・福祉関係者等からの相談に大志、各種サービス調整に関する助言や情報提供、関係機関の調整等、総合的なコーディネートを行う「スーパーバイザー」を配置する。 | 医療・介護・福祉の支援者             | 対面、オンライン、電話、メール | 保健師、看護師、主任介護支援専門員等 | スーパーバイザー2名配置    | 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 |
| 114<br>(再) | 【新規掲載】ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク推進事業(再掲) | 企業との見守り協定の締結、高齢者実態調査、S救セットの配布等による見守りネットワークを構築する。                                 | —                        | —               | —                  | 見守り協定締結数70件     | 高齢者福祉課           |
| 131<br>(再) | 静岡市障害者自立支援協議会の設置及び運営(再掲)         | 地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。   | —                        | —               | —                  | 年2回実施           | 障害福祉企画課 精神保健福祉課  |
| 155<br>(再) | コンサルテーション外来(再掲)                  | かかりつけ医が精神疾患を合併している患者の診療を行うにあたり、依頼に応じ精神科医が専門的助言を行う。                               | 医療機関等の職員                 | 対面              | 精神科医               | 継続実施(週1日) ※予約制  | ころの健康センター        |
| 176<br>(再) | 地域支援機関へのアウトリーチ支援(再掲)             | 地域支援に関わる関係機関に対して、精神疾患等を抱える方に関係者が適切に対応できるよう技術的援助を行う。                              | 関係機関等の職員                 | —               | —                  | 年24回以上実施        | ころの健康センター        |
| 177<br>(再) | 認知行動療法研修(再掲)                     | うつ病に有効な認知行動療法について、医療機関、事業所、診療所、保健福祉センター職員等を対象に研修する。                              | 医療機関等の職員                 | —               | 職員                 | 年1回実施           | ころの健康センター        |
| 178<br>(再) | 【新規掲載】かかりつけ医依存症対応力向上研修会(再掲)      | かかりつけ医等に対して、依存症に関する知識の普及や技術的援助を行うことで、依存症患者の早期発見・早期治療の推進を図る。                      | 医療機関等の職員                 | —               | —                  | 年1回開催           | ころの健康センター        |
| 141<br>(再) | 【新規掲載】事件・事故後のこころの健康危機管理支援事業(再掲)  | 事業所等において発生した人の生命に関わる事件、事故等の惨事に遭遇した者の心理的な被害の拡大防止、ストレス障害の軽減を図るための支援を行う。            | 生命に関わる事件、事故等に遭遇した事業所、学校等 | 対面              | 精神科医、公認心理師         | 継続実施            | ころの健康センター        |
| 190        | 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(市職員向け)         | e-ラーニングを活用し、対人業務に従事する市職員に対し、ゲートキーパー養成研修を実施する。                                    | 対人業務に従事する市職員             | —               | —                  | 年1回実施           | 精神保健福祉課          |
| 41<br>(再)  | 【新規事業】ゲートキーパー養成研修(支援者向け)(再掲)     | ゲートキーパー研修を実施できる講師養成研修を開催し、ゲートキーパーのすそ野の拡充と継続的な実施を図る。                              | 関係機関の研修担当者               | —               | —                  | 年2回実施           | 精神保健福祉課          |
| 20<br>(再)  | 地域自殺対策推進センター事業(再掲)               | 自殺の現状や自殺対策に関する情報収集を行い、市民や関係機関に情報提供等することで、自殺対策を推進する。                              | —                        | —               | —                  | 継続実施            | 精神保健福祉課          |
| 191        | 静岡市自殺対策庁内連絡会及び連絡協議会の設置・運営        | 自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。                          | —                        | —               | —                  | 年2回開催           | 精神保健福祉課          |
| 158        | 【新規事業】精神科医療へのつなぎ促進等事業            | 自殺対策に関連する診療報酬加算について、算定・活用に向けたリーフレットを作成・配布し、かかりつけ医や救急病院等からの適切な精神科医療へのつなぎを促進する。    | —                        | —               | —                  | 継続実施            | 精神保健福祉課          |
| 64<br>(再)  | 【新規掲載】生徒指導地区研究協議会(再掲)            | 県内10地区で生徒指導上の諸問題等について情報交換するとともに、スクールロイヤーによる指導や心の教育をテーマとした研修会を実施する。               | —                        | —               | —                  | 県内10地区で年間に複数回実施 | 静岡県教育委員会 高校教育課   |

### 【調査分析等】4事業(再掲を含む)

| No.        | 事業名                           | 事業内容  | 対象の詳細 | 相談の手法 | 主な相談員 | 令和8年度までの取組目標       | 担当      |
|------------|-------------------------------|---|-------|-------|-------|--------------------|---------|
| 192        | 【新規事業】自殺の現状等に関する調査分析業務        | 本市の自殺の現状や傾向について、専門的な見地から調査分析を行い、施策の立案や事業の改善等につなげる。              | —     | —     | —     | 継続実施               | 精神保健福祉課 |
| 193        | 市民意識調査の実施                     | 自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策行動計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集と提供を行う。             | —     | —     | —     | 計画期間中に1回(R7年度実施予定) | 精神保健福祉課 |
| 191<br>(再) | 静岡市自殺対策庁内連絡会及び連絡協議会の設置・運営(再掲) | 自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。         | —     | —     | —     | 年2回開催              | 精神保健福祉課 |
| 194        | 【新規事業】静岡市自殺対策アドバイザーボードの設置・運営  | 自殺対策に関する本市の課題究明や効果的な施策の立案等のため、優れた見識を有する者で構成するアドバイザーボードを設置・運営する。 | —     | —     | —     | 年4回開催              | 精神保健福祉課 |

## (目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

## (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## (名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

## (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

## (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

## (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

## (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

## (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

## (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

# 「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)(概要)

## 第1 自殺総合対策の基本理念

### 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

- 阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
- 促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

## 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 第3 自殺総合対策の基本方針

- 1.生きることの包括的な支援として推進する
- 2.関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3.対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4.実践と啓発を両輪として推進する
- 5.国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6.自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する       | 8.自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ    |
| 2.国民一人ひとりの気付きと見守りを促す          | 9.遺された人への支援を充実する      |
| 3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する     | 10.民間団体との連携を強化する      |
| 4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る  | 11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する |
| 5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する | 12.勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| 6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする  | 13.女性の自殺対策を更に推進する(新)  |
| 7.社会全体の自殺リスクを低下させる            |                       |

## 第5 自殺対策の数値目標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。(平成27年18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

## 第6 推進体制等

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| 1.国における推進体制         | 3.施策の評価及び管理 |
| 2.地域における計画的な自殺対策の推進 | 4.大綱の見直し    |

## 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発

### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
- 自殺対策従事者への心のケア
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT(インターネット・SNS等)活用
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる(続き)

- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

### 8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
- 学校、職場等での事後対応の促進

### 9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

### 10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

### 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
- SOSの出し方に関する教育の推進
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
- 知人等への支援
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

### 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策

### 13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

資料

資料

## 計画策定の経過

| 年度    | 会議等                            | 開催日時                               | 主な内容  |
|-------|--------------------------------|------------------------------------|---|
| 令和3年度 | 第1回<br>静岡市自殺対策庁内<br>連絡会(書面開催)  | 令和3年<br>6月7日(月)～<br>6月11日(金)       | ・第3期静岡市自殺対策行動計画の進捗状況等について<br>・市民意識調査の調査内容について     |
|       | 第1回<br>静岡市自殺対策<br>連絡協議会(対面開催)  | 令和3年<br>6月28日(月)                   | ・市民意識調査の調査内容について                                  |
|       | 静岡市<br>自殺対策市民意識調査              | 令和3年<br>9月17日(金)～<br>10月4日(月)      | ・20歳以上の市民5,000通発送<br>有効回答数1,927通(38.5%)           |
|       | 第2回<br>静岡市自殺対策庁内<br>連絡会(書面開催)  | 令和4年<br>2月28日(月)～<br>3月10日(木)      | ・市民意識調査の結果について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画の策定方針について        |
|       | 第2回<br>静岡市自殺対策<br>連絡協議会(オンライン) | 令和4年<br>3月15日(火)                   | ・市民意識調査の結果について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画の策定方針について        |
| 令和4年度 | 第1回<br>静岡市自殺対策庁内<br>連絡会(書面開催)  | 令和4年<br>6月2日(木)～<br>6月8日(水)        | ・令和3年の自殺の現状について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画(素案)について        |
|       | 第1回<br>静岡市自殺対策<br>連絡協議会(オンライン) | 令和4年<br>6月21日(火)                   | ・令和3年の自殺の現状について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画(素案)について        |
|       | 第2回<br>静岡市自殺対策庁内<br>連絡会(書面開催)  | 令和4年<br>11月2日(水)～<br>11月10日(木)     | ・第4期静岡市自殺対策行動計画(中間案)について                          |
|       | 第2回<br>静岡市自殺対策<br>連絡協議会(オンライン) | 令和4年<br>11月16日(水)                  | ・新たな「自殺総合対策大綱」について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画(中間案)について    |
|       | パブリックコメントの<br>実施               | 令和4年<br>12月16日(金)～<br>令和5年1月16日(月) | 意見提出者数:12名<br>意見提出件数:23件                          |
|       | 第3回<br>静岡市自殺対<br>策連絡協議会(書面開催)  | 令和5年<br>2月13日(月)～<br>2月17日(金)      | ・パブリックコメントの意見反映状況について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画(最終案)について |
|       | 第3回<br>静岡市自殺対策庁内<br>連絡会(書面開催)  | 令和5年<br>2月22日(水)～<br>2月28日(火)      | ・パブリックコメントの意見反映状況について<br>・第4期静岡市自殺対策行動計画(最終案)について |

## 静岡市自殺対策連絡協議会

| No.         | 委員名(敬称略)     | 所属機関・団体名  | 役職等           |
|-------------|--------------|---|---------------|
| 1           | 会長<br>篁 宗一   | 静岡県立大学看護学部  | 教授            |
| 2           | 竹内 康史        | 静岡市清水医師会  | 副会長           |
| 3           | 池上 直美        | 静岡県精神科病院協会  | 清水駿府病院理事長     |
| 4           | 堀池 晃市        | 静岡県司法書士会  | 司法書士          |
| 5           | 副会長<br>安藤 千晶 | 静岡県社会福祉士会   | 日本社会福祉士会副会長   |
| 6           | 守屋 明         | 静岡いのちの電話  | 事務局長          |
| 7           | 松永 秀昭        | 静岡商工会議所   | 常務理事          |
| 8           | 町田 真         | 静岡産業保健総合支援センター  | 副所長           |
| 9           | 川島 徹也        | 静岡市社会福祉協議会  | 地域福祉部長        |
| 10          | 木下 雅人        | 静岡市校長会  | 賤機北小学校校長      |
| 11          | 中島 忠男        | 静岡新聞社   | 編集局専任局長 論説委員長 |
| 12          | 小作 徳光        | 千代田地域包括支援センター   | センター長         |
| 13          | 中村 光央        | 日本司法支援センター静岡地方事務所   | 所長            |
| 14          | 田中 一成        | 静岡市   | 保健所長          |
| 15          | 大久保 聡子       | 静岡市   | こころの健康センター所長  |
| <b>所掌事務</b> |              | (1)自殺の実態把握及び実態の共有化に関すること。<br>(2)関係団体の役割と相互の連携に関すること。<br>(3)自殺防止の啓発、広報等に関すること。<br>(4)前3号に掲げるもののほか、自殺対策の総合的な推進に関し市長が必要があると認める事項 |               |

※委員は、令和5年3月時点

## 静岡市自殺対策庁内連絡会

|                     |  |                            |
|---------------------|--|----------------------------|
| 会長                  | 保健福祉長寿局保健衛生医療部長  |                            |
| 副会長                 | 保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課長  |                            |
| 委員                  | 市民局男女共同参画・人権政策課長   | 保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長         |
|                     | 市民局生活安心安全課長  | 保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター所長 |
|                     | 葵区役所健康支援課長   | 保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長         |
|                     | 駿河区役所健康支援課長  | 子ども未来局子ども未来課長              |
|                     | 清水区役所健康支援課長  | 子ども未来局青少年育成課長              |
|                     | 保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部次長  | 子ども未来局子ども家庭課長              |
|                     | 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長   | 子ども未来局児童相談所長               |
|                     | 保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課長  | 経済局商工部商業労政課雇用労働政策担当課長      |
|                     | 保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課長   | 消防局消防部消防総務課長               |
| 保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長 | 教育委員会事務局教育局児童生徒支援課長  |                            |
| <b>所掌事務</b>         | (1)自殺対策施策の総合調整及び推進に関すること。<br>(2)自殺対策基本法第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び進行管理に関すること。<br>(3)自殺の実態把握及び実態の共有化に関すること。<br>(4)自殺防止の啓発、広報等に関すること。<br>(5)前各号に掲げるもののほか、自殺対策の総合的な推進に関し市長が必要であると認める事項 |                            |

※職名は、令和5年3月時点

生きる！を  
支える

あなたのチカラになりたいから

# 相談窓口一覧

あなたをサポートする窓口が  
身近にあります。  
ひとりで悩まず、相談してください。

静岡市「生きるを支える」  
みんなの係長  
いきるん

## 目次

- ころの健康 ..... 1
- 子ども・若者 ..... 1
- ひきこもり ..... 2
- 仕事・職場 ..... 3
- 多重債務・契約・法律問題 ..... 3
- 高齢・介護 ..... 4
- 生活困窮 ..... 4
- さまざまな障がい ..... 5
- 依存症 ..... 5
- 男女・性のあり方 ..... 6
- 暴力被害・犯罪被害者等 ..... 6
- 遺された方 ..... 6
- 人権擁護 ..... 7
- 健康・医療・生活全般 ..... 7

**ころの健康などの相談**

**各区 障害者支援課**  
 葵区 TEL 054-221-1589  
 駿河区 TEL 054-287-8690  
 清水区 TEL 054-354-2168  
 平日 8:30~17:15

**静岡市 ころの健康センター**  
 TEL 054-262-3011  
 平日 8:30~17:00

**てるてる・ハート**  
 ☎ 054-262-3033  
 平日 13:00~16:00

**保健所 精神保健福祉課**  
 TEL 054-249-3174  
 平日 8:30~17:15

**自殺予防電話相談**

**静岡いのちの電話**  
 ☎ 054-272-4343 毎日 12:00~21:00  
 ※ ☎ 0120-783-556 毎月10日 8:00~翌8:00

**相談先に迷ったら**

**静岡市 自殺対策推進センター** (保健所 精神保健福祉課内)  
 TEL 054-209-7260 平日 8:30~17:15

## 静岡市自殺対策ホームページ「しずここネット」

自殺対策に関する静岡市内の相談窓口、相談会・イベントなどの情報、その他自殺対策に関するさまざまな情報を提供しています。各相談窓口のより詳しい情報はこちらから。

しずここネット 検索  

静岡市自殺対策ホームページ <https://www.shizu-coco.net/>

一覧表をご覧ください！

- 1 相談はご本人だけでなく、ご親族や関係者による相談も可能です。
- 2 マークがあるものは電話相談専用ですが、それ以外は来所・電話どちらでも可能です。また、「予約制」と書いてある窓口以外は予約の必要はありませんが、相談の担当者が訪問等で不在の場合がありますので、事前にお問合せいただくことをお勧めします。
- 3 相談は基本的に無料ですが、面談の中で有料の相談先をご紹介させていただく場合があります。

## ころの健康 に関する相談

| 相談窓口                                      | 内容  | 電話番号  | 時間等  |
|---|---|---|--|
| 精神科医による精神保健相談<br>予約制                      | 精神科医師による無料相談<br>(会場：葵区は静岡市保健所<br>駿河区、清水区は各区役所)  | (受付)<br>葵区：221-1589<br>駿河区：287-8690<br>清水区：354-2168<br>保健所：249-3174 | 葵区：第1火曜午後<br>駿河区：第3火曜午後<br>清水区：第4水曜午後<br>(各回3組まで)            |
| 【静岡市ころの健康センター】<br>(葵区柚木)<br>来所相談<br>予約制   | ころの悩みや病気、障がいに関する本人や家族等関係者からの相談  | 262-3011  | 月・水・金曜<br>9:00~12:00   |
| ☎ ころの電話<br>(静岡県精神保健福祉センター)                | ころの問題に関する電話相談   | 285-5560  | 平日 8:30~11:45<br>13:00~16:30                                 |
| ☎ 静岡県若者ころの悩み相談窓口<br>(静岡県障害福祉課)            | 概ね40歳未満の若者のころの悩みに関する電話相談  | 0800-200-2326<br>(無料)   | 24時間   |
| 地域活動支援センター                                | 精神に障がいのある方等を対象に、生活上での困りごと等の相談<br>① 静岡市支援センターなごやか(葵区)<br>② 静岡市支援センターみらい(駿河区)<br>③ はーとばる(清水区) | ① 249-3189<br>② 285-8871<br>③ 368-6308                              | ① 月~土曜9:00~18:00<br>② 月~土曜9:00~18:00<br>③ 月~土曜9:00~17:00     |
| ころはればれ相談<br>(静岡市社会福祉協議会・はーとびあ清水2階 清水区宮代町) | ころの悩みや病気、障がいに関する本人や家族等関係者からの相談  | 367-5130  | 第2・4金曜<br>13:00~15:00  |
| ☎ 精神科救急情報ダイヤル                             |   | 253-9905  | 24時間   |
| ☎ 休日・夜間精神医療相談窓口<br>(清水駿府病院)               | 精神科医療機関へ救急を受診したいとき  | 334-5999  | 平日 17:00~翌8:30<br>土曜 12:00~翌8:30<br>日曜・祝日・年末年始<br>8:30~翌8:30 |

## 子ども・若者 に関する相談

| 相談窓口   | 内容                                  | 電話番号  | 時間等           |
|--|-------------------------------------|---|---------------|
| ケアアラブ<br>子ども若者相談センター   | ヤングケアラーに関する、本人や家族、関係者からの相談          | 221-1314  | 平日 8:30~17:15 |
| 各区子育て支援課<br>(家庭児童相談係)  | 子どもを取り巻く家庭の相談                       | 葵区：221-1096<br>駿河区：287-8675<br>清水区：354-2429   | 平日 8:30~17:15 |
| 【保健福祉センター】(市内9カ所)<br>城東(葵区城東町)<br>東部(葵区千代田)<br>北部(葵区昭府)<br>藁科(葵区羽鳥本町)<br>南部(駿河区曲金)<br>長田(駿河区鎌田)<br>大里(駿河区中野新田)<br>清水(清水区流川)<br>蒲原(清水区蒲原) | 妊娠中の生活、子どもの発育・発達<br>子育ての相談、栄養に関する相談 | 城東：249-3180<br>東部：261-3311<br>北部：271-5131<br>藁科：277-6712<br>南部：285-8111<br>長田：259-5112<br>大里：288-1111<br>清水：348-7711<br>蒲原：385-5670 | 平日 8:30~17:00 |



|      | 相談窓口  | 内容   | 電話番号   | 時間等                 |
|------|---|--|--|---------------------|
| 子育て  | 静岡市子育て支援センター<br>(市内21カ所)  | 乳幼児(児童)の子育て全般に関する相談                        | 各センターの連絡先は子ども未来課(354-2606)へお問合せください  | 各センターにより異なります       |
|      | 子育て世代包括支援センター<br>(各区子育て支援課内)                                    | 妊娠期から子育て期までの様々な悩み・質問・相談                    | 葵区: 221-1195<br>駿河区: 202-5817<br>清水区: 354-2666   | 平日 9:00~16:00       |
| 児童虐待 | 静岡市児童相談所<br>(葵区塚町)  | 児童虐待や子どもの発達の悩みなど、児童に関する相談                  | 275-2871   | 平日 8:30~17:15       |
|      | ☎虐待緊急通報電話   | 児童相談所虐待対応ダイヤル 189(いちばやく)                   | 189  | 24時間                |
| いじめ  | ☎24時間いじめ電話相談<br>(青少年育成課)  | いじめに関する相談                                  | 254-6811   | 24時間                |
| 不登校  | 静岡市子ども若者相談センター<br>(市役所静岡庁舎本館1階)                                 | 子どもや39歳までの若者と、その家族や関係者を対象とした、不登校等の悩みに関する相談 | 221-1314   | 平日 8:30~17:15       |
| 非行   | 静岡県警察少年サポートセンター   | 少年の非行、被害に関する相談                             | ・静岡地区少年サポートセンター<br>0120-783-410(フリーダイヤル)<br>・静岡地区: 272-0117<br>・静岡南分室: 288-0110<br>・清水分室: 366-0110 | 平日 8:30~17:15       |
|      | 静岡地域若者サポートステーション<br>(NPO法人青少年就労支援ネットワーク)<br>(静岡・清水テルサ2階 清水区島崎町) | 15~49歳までの若年無業者等の職業的自立支援、セミナーの開催、個別相談       | 351-7555   | 火~土曜<br>10:00~17:00 |
| 全般   | ☎こころのホットライン<br>(青少年育成課)   | 子どもや39歳までの若者と、その家族や関係者を対象とした相談             | 0120-783-370<br>(無料)   | 平日 9:00~17:00       |
|      | 【静岡県うちあけダイヤル】<br>☎24時間子供SOSダイヤル                                 | 小学生、中学生、高校生を対象とした相談                        | 0120-0-78310<br>(無料)   | 24時間                |
|      | ☎静岡県若者こころの悩み相談窓口<br>(静岡県障害福祉課)                                  | 概ね40歳未満の若者のこころの悩みに関する電話相談                  | 0800-200-2326<br>(無料)  | 24時間                |

## ひきこもりに関する相談

|           | 相談窓口  | 内容  | 電話番号     | 時間等                           |
|-----------|---|---|----------|-------------------------------|
| ニート・ひきこもり | 静岡市ひきこもり地域支援センター「DanDanしずおか」<br>(南部図書館2階・駿河区南八幡町)               | ひきこもりに関する相談<br>(年齢は問いません)                   | 260-7755 | 火~土曜<br>9:00~17:00            |
|           | 青少年交流スペース「アンダンテ」<br>(あざれあ5階・駿河区馬淵)                              | 高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある青少年とその家族への支援 | 255-0600 | 月~土曜<br>13:00~16:00           |
|           | 静岡市子ども若者相談センター<br>(市役所静岡庁舎本館1階)                                 | 子どもや39歳までの若者と、その家族や関係者を対象とした相談              | 221-1314 | 平日 8:30~17:15                 |
|           | ☎ひきこもり相談ダイヤル「CSW」<br>(医療法人社団 宗美会)                               | 今の生活や将来のことでの困りごと、心配ごとの相談                    | 334-0023 | 平日 10:00~12:00<br>13:00~16:00 |
| 就労        | 静岡地域若者サポートステーション<br>(NPO法人青少年就労支援ネットワーク)<br>(静岡・清水テルサ2階 清水区島崎町) | 15~49歳までの若年無業者等の職業的自立支援、セミナーの開催、個別相談        | 351-7555 | 火~土曜<br>10:00~17:00           |

親にも、友達にも言えないこと、打ち明けられる場所があります。

静岡県うちあけダイヤルでは、LINEアプリによる相談を行っています。

【相談日時】4月~翌年3月  
平日 14:00~22:00  
土日祝日 14:00~21:00

ID検索 @shizuokasoudan



静岡市子育て応援  
総合サイト  
ちやむしずおか

<https://shizuoka-city.mamafre.jp/>

静岡市が運営する妊娠・出産から就学期頃までの子ども・子育てに関する情報の総合サイト。「イベントカレンダー」では、市や各種団体が開催するイベント等をご案内。行政サービスを「健康」「おがね」など項目ごとに表示。年齢別にも検索でき、子育てに役立つ情報を提供しています。



## 仕事・職場に関する相談

|        | 相談窓口   | 内容  | 電話番号                         | 時間等  |                           |
|--------|--|---|------------------------------|--|---------------------------|
| 求職     | 【ハローワーク】<br>ハローワーク静岡<br>(駿河区西島)                  |   | 238-8609                     | 平日 8:30~17:15  |                           |
|        | ハローワーク静岡<br>職業紹介分室<br>(葵区追手町)                    | 仕事を探している方に対する職業相談・職業紹介                                | 250-8609                     | 平日 9:15~18:00<br>第1・3土曜<br>10:00~17:00                                       |                           |
|        | ハローワーク清水<br>(清水区松原町)                             |   | 351-8609                     | 平日 8:30~17:15<br>第2・4土曜<br>10:00~17:00                                       |                           |
|        | 静岡新卒応援ハローワーク<br>(水の森ビル9階・駿河区南町)                  | 就職を希望している学校卒業(予定)者及び卒業後概ね3年以内の方に対する職業相談・職業紹介          | 654-3003                     | 平日 9:30~18:00  |                           |
|        | マザーズハローワーク静岡<br>(ハローワーク静岡職業紹介分室内・<br>葵区追手町)      | 子育てをしながら働きたい方に対する職業相談・職業紹介                            | 275-3010                     | 平日 8:30~17:15<br>(令和2年6月から9:15~18:00)  |                           |
|        | ひとり親家庭相談窓口<br>(静岡市母子寡婦福祉社・<br>子ども家庭課内)           | ひとり親家庭の方に対する就労相談                                      | 354-2088                     | 平日 9:00~17:00  |                           |
|        | ひとり親サポートセンター<br>(水の森ビル3階・駿河区南町)                  | ひとり親家庭に対する就労相談  | 284-0008                     | 平日 9:00~17:00  |                           |
|        | しずおかジョブステーション中部<br>(水の森ビル3階・駿河区南町)               | 個別相談やセミナーなどの就労支援                                      | 284-0027                     | 平日 9:00~17:00  |                           |
|        | 労働相談   | 働く人のための労働相談<br>(商業労政課) 予約制                            | 雇用、労働、ハラスメント、労務管理全般に関する相談    | 354-2430   | 原則第2・3・4水曜<br>18:00~21:00 |
|        |  | 労働に関する相談<br>(静岡市社会福祉協議会・<br>はーとびあ清水2階 清水区宮代町)         | 雇用契約や年金取得に関する相談              | 367-5130   | 第1・3火曜<br>13:00~15:00     |
| ヘルプデスク | 職場のための<br>メンタルヘルス相談<br>(商業労政課) 予約制               | ストレスに悩む勤労者及びその家族、メンタルヘルス対策をしたいと考えている事業主等の相談           | 354-2430                     | 原則第3水曜<br>18:00~21:00  |                           |
| 会社経営   | 静岡県中小企業活性化支援協議会<br>(葵区黒金町)                       | 経営環境が悪化しつつある中小企業に対する再生支援                              | 253-5118                     | 平日 9:00~17:00  |                           |
|        | 経営安定特別相談室 予約制<br>(静岡事務所: 葵区黒金町<br>清水事務所: 清水区相生町) | 中小企業の経営安定(倒産防止)の相談                                    | 静岡: 253-5113<br>清水: 353-3402 | 平日 9:00~17:00  |                           |
|        | 法律相談 予約制<br>(静岡事務所: 葵区黒金町<br>清水事務所: 清水区相生町)      | 弁護士による事業経営に関わる法律相談                                    | 静岡: 253-5113<br>清水: 353-3402 | 静岡: 第2・4木曜<br>15:00~17:00<br>清水: 奇数月及び12月<br>第3火曜<br>偶数月 第3水曜<br>14:00~16:00 |                           |
| 産業保健   | 静岡産業保健総合支援センター<br>(葵区常盤町)                        | 産業保健に関する様々な相談、治療と仕事の両立支援の相談<br>(ホームページからのメールでの相談も対応可) | 205-0111                     | 平日 8:30~17:15  |                           |
|        | 静岡市地域産業保健センター<br>(葵区東草深町)                        | 労働者50人未満の事業場で働く方のための医師による健康相談等                        | 245-6136                     | 平日 8:30~17:00  |                           |
|        | 清庵地域産業保健センター<br>(清水区荒川)                          |   | 348-2332                     | 平日 8:30~17:00  |                           |

## 多重債務・契約・法律問題に関する相談

|      | 相談窓口                                     | 内容                         | 電話番号                                    | 時間等  |
|------|--|----------------------------|---|--|
| 多重債務 | 司法書士総合相談センター<br>しずおか<br>(静岡県司法書士会 駿河区稲川) | 司法書士による多重債務に関する相談・司法書士法律相談 | 電話相談: 289-3704<br>面接相談: 予約制<br>289-3700 | (電話相談)<br>平日 14:00~17:00<br>(面接相談)<br>火・金曜 14:00~17:00 |

|       | 相談窓口  | 内容   | 電話番号   | 時間等  |
|-------|---|--|--|--|
| 多重債務  | クレジット・サラ金相談窓口<br>(静岡県弁護士会・<br>英区追手町) <b>予約制</b> | 弁護士による多重債務に関する相談                             | 252-0008                                     | 月・水・金曜 10:00~12:00<br>火・木・金曜 13:30~16:00       |
|       | 日本貸金業協会静岡県支部<br>(英区追手町)                         | 貸金業務に関する相談・苦情・紛争解決・生活再建支援・貸付自粛申告の受付          | 0570-051-051                                 | 平日 9:00~17:00                                  |
|       | ヤミ金相談<br>(静岡中央、静岡南、清水警察署)                       | ヤミ金融に関する相談                                   | 静岡中央：250-0110<br>静岡南：288-0110<br>清水：366-0110 | 平日 8:30~17:00                                  |
| トラブル者 | 消費生活センター<br>(静岡窓口：静岡庁舎1階)<br>清水窓口：清水庁舎4階)       | 消費生活に関するトラブルの相談                              | 221-1056<br>(相談専用)                           | 平日 9:00~16:00<br>(祝日・年末年始を除く)                  |
| 法律相談  | 【法テラス静岡】<br>(日本司法支援センター<br>静岡地方事務所・英区呉服町)       | 資力が乏しい方のための法律相談<br>(事前予約制)<br>弁護士・司法書士費用の立替等 | 0570-078321<br>050-3383-5400                 | 平日 9:00~17:00<br>(業務時間)                        |
|       | ☎法テラス・サポートダイヤル<br>(コールセンター)                     | 法制度や相談窓口に関する情報提供                             | 0570-078374<br>IP電話からは<br>03-6745-5600       | 平日 9:00~21:00<br>土曜 9:00~17:00<br>(祝日・年末年始を除く) |

## 高年齢・介護に関する相談

|           | 相談窓口   | 内容   | 電話番号   | 時間等                                  |
|-----------|--|--|--|--------------------------------------|
| 高齢者相談・虐待  | 各区高齢介護課  | 高齢者の総合相談、虐待に関する相談                                      | 葵区：221-1089<br>駿河区：287-8678<br>清水区：354-2019      | 平日 8:30~17:15                        |
|           | 地域包括支援センター<br>(市内29センター)                         | 高齢者に関する保健、福祉、医療、介護等総合相談、虐待に関する相談                       | 各センターの連絡先は地域包括ケア推進本部(221-1203)又は市ホームページでご確認ください  | 各センターにより異なります                        |
| 認知症       | 静岡市<br>認知症疾患医療センター<br>(市内3医療機関内)                 | 認知症に関する医療相談<br>① 静岡てんかん・神経医療センター<br>② 溝口病院<br>③ 市立清水病院 | (専用電話)<br>① 246-4608<br>② 261-4165<br>③ 336-1230 | 平日 9:00~17:00                        |
|           | 認知症よろず相談<br>(静岡市社会福祉協議会・<br>はーとびあ清水2階 清水区宮代町)    | 介護の悩みや不安等に関する相談  | 367-5130   | 第2・4月曜<br>10:00~12:00<br>13:00~14:00 |
| 就高<br>労働者 | NEXT(ネクスト)ワークしずおか<br>(生涯活躍のまち静岡推進協議会・<br>英区役所2階) | 主にシニア向けの就労サポート窓口                                       | 254-2770   | 平日 9:00~16:00                        |
| 後成<br>見年  | 5ページ「さまざまな障がいに関する相談」をご覧ください                      |  |  |                                      |

## 生活困窮に関する相談

|         | 相談窓口  | 内容                             | 電話番号  | 時間等           |
|---------|---|--------------------------------|---|---------------|
| 生活保護    | 各区生活支援課   | 生活保護に関する相談                     | 葵区：221-1084<br>駿河区：287-8652<br>清水区：354-2103 | 平日 8:30~17:15 |
| 生活の立て直し | 【静岡市社会福祉協議会】<br>静岡市暮らし・<br>しごと相談支援センター<br>(城東保健福祉エリア 英区城東町<br>みなくる 駿河区南八幡町<br>はーとびあ清水2階 清水区宮代町) | 「暮らし」や「しごと」でお困りの方、不安や心配のある方の相談 | 葵区：249-3210<br>駿河区：286-9550<br>清水区：371-0305 | 平日 9:00~17:00 |
|         | 生活福祉資金貸付相談  | 低所得・障害者・高齢者世帯を対象とした借入に関する相談    |   |               |

## さまざまな障がいに関する相談

|   | 相談窓口   | 内容   | 電話番号  | 時間等  |
|---|--|--|---|--|
| 全般  | 各区障害者支援課   | 身体・知的・精神の各障がいに関する相談  | 葵区：221-1589<br>駿河区：287-8690<br>清水区：354-2168 | 平日 8:30~17:15  |
|   | 障害者等相談支援事業所  |  | 各事業所の連絡先は障害福祉企画課(221-1198)へお問合せください         | 事業所により異なります  |
| 知的障がい                                     | 【知的障がい児者相談】(静岡市社会福祉協議会)<br>城東会場<br>(城東保健福祉エリア<br>英区城東町) <b>予約制</b> | 当事者、家族の悩み、心配事等の相談、福祉サービス等の紹介   | 254-5218                                    | 月曜 10:00~12:00   |
|   | 清水会場<br>(はーとびあ清水2階<br>清水区宮代町)                                      |  | 367-5130                                    | 第1・3水曜 10:00~12:00<br>13:00~15:00                          |
| 障<br>発<br>が<br>い<br>達                     | 静岡市発達障害者支援センター<br>「きらり」(駿河区曲金)                                     | 発達障がいに関する相談  | 285-1124                                    | 平日 8:30~17:00  |
| 障<br>摂<br>が<br>い<br>食                     | 静岡市こころの健康センター<br>(英区柚木)  | 摂食障がいに関する相談  | 262-3011                                    | 平日 8:30~17:00  |
| 障<br>高<br>次<br>脳<br>機<br>能<br>障<br>が<br>い | サポートセンターコンパス北斗<br>(英区慈恵尾)  | 高次脳機能障がいに関する相談   | 278-7828                                    | 平日 8:30~17:00  |
| 障<br>が<br>い<br>者<br>就<br>労                | 障害者就業・生活支援センター<br>さつき(英区慈恵尾)                                       | 障がい者の就業と、就業を継続するために必要な生活に関する相談(主として一般企業就労)                             | 277-3019                                    | 平日 9:00~17:00  |
|   | 静岡障害者職業センター<br>(英区黒金町<br>大同生命静岡ビル7階)                               | 障がい者の就業と職場定着に関する相談と支援(主として一般企業就労)                                      | 652-3322                                    | 平日 8:45~17:00  |
| 権<br>利<br>擁<br>護                          | 障害者110番<br>(静岡市障害者協会・英区城内町)  | 障がいのある方の日常相談、権利擁護に関する相談  | 275-1816                                    | 平日 9:00~17:00  |
|   | 静岡市社会福祉協議会<br>地域福祉推進課 権利擁護係<br>(中央福祉センター1階<br>英区城内町)               | 日常生活自立支援事業<br>(認知症高齢者や障がい者などに対し、福祉サービスの利用に関する相談や金銭管理等を支援)              | 273-8090                                    | 平日 9:00~17:00  |
| 成<br>年<br>後<br>見                          | 権利擁護センターばあとなあ静岡<br>(静岡県社会福祉士会・英区駿府町)                               | 成年後見制度に関する相談   | 252-9877                                    | 平日 9:00~16:00  |
|   | 高齢者・障害者総合支援センター<br>(静岡県弁護士会・<br>英区追手町) <b>予約制</b>                  |  | 252-0008                                    | 平日 9:00~12:00<br>13:00~17:00                               |
|   | 成年後見センター・リーガル<br>サポート静岡支部(駿河区福川)                                   | 成年後見制度に関する相談司法書士を紹介  | 289-3999                                    | 平日 9:00~17:00  |
|   | 静岡市成年後見支援センター<br>(静岡市社会福祉協議会)                                      | 成年後見制度に関する弁護士等による相談<br>(英区会場：城東保健福祉エリア<br>駿河区会場：みなくる<br>清水区会場：はーとびあ清水) | 275-0955                                    | 各区で月1回開催<br>葵区：第4火曜<br>駿河区：第3水曜<br>清水区：第2木曜<br>13:00~16:40 |

## 依存症に関する相談

|                   | 相談窓口                               | 内容                                | 電話番号     | 時間等                                |
|-------------------|------------------------------------|-----------------------------------|----------|------------------------------------|
| 全<br>依<br>存<br>症  | 静岡市こころの健康センター<br>(英区柚木)            | お酒や薬物、ギャンブル、ゲーム・ネット等、様々な依存症に関する相談 | 262-3011 | 平日 8:30~17:00                      |
| ア<br>ル<br>コ<br>ール | 酒害相談 <b>予約制</b><br>(精神保健福祉課・英区城東町) | 断酒会員による酒害相談                       | 249-3174 | 第4金曜 午後                            |
|                   | 断酒会例会(静岡県断酒会)                      | アルコール依存症からの回復を目指す自助グループ           | 296-1143 | 静岡・東北断酒会、中西断酒会、南断酒会、清水断酒会、庵原断酒会で活動 |

## 男女・性のあり方に関する相談

|                       | 相談窓口                                     | 内容  | 電話番号                              | 時間等   |
|-----------------------|--|---|-----------------------------------|---|
| 女性                    | 女性のための総合相談<br>(女性会館(アイセル21))<br>(葵区東草深町) | 女性を取り巻く様々な問題や悩み等の相談                       | 248-1234                          | 火・水・金曜<br>9:00~13:00<br>14:00~17:00<br>木曜 14:00~20:00<br>土曜 10:00~13:00 |
| 男性                    | メンズほっとライン静岡<br>(男女共同参画・人権政策課)            | 男性を取り巻く様々な問題や悩み等の電話相談                     | 274-0105                          | 第2・4火曜<br>19:00~21:00   |
| L<br>G<br>B<br>T<br>Q | にじいろ電話相談<br>(女性会館(アイセル21))               | セクシュアリティや性別違和に関する電話相談                     | 248-2216                          | 第2土曜<br>14:00~17:00   |
|                       | にじいろカフェ<br>(女性会館(アイセル21))<br>(葵区東草深町)    | 性的少数者当事者等の交流会<br>(内容や日時の詳細は静岡市HPをご覧ください。) | 当日会場へお越しください。<br>(会議室の案内表示があります。) | 原則、第4日曜(年5回)<br>13:30~16:00   |

## 暴力被害・犯罪被害者等に関する相談

|                            | 相談窓口                                      | 内容                                       | 電話番号   | 時間等  |
|----------------------------|---|--|--|--|
| D<br>V                     | 静岡市配偶者暴力相談支援センター                          | 配偶者からの暴力等に関する相談                          | 葵区: 221-1274<br>駿河区: 201-9126<br>清水区: 354-2335         | 平日 8:30~17:15                                  |
| 性<br>暴<br>力                | 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)                   | 性暴力・性被害に関する相談                            | [電話相談]<br>#8891(無料)<br>[チャット相談]<br>https://sorachat.jp | 24時間<br>平日 14:00~20:00<br>*ご相談は24時間受付です        |
| 犯<br>罪<br>被<br>害<br>者<br>等 | 犯罪被害者等支援総合案内窓口(生活安全安心課・静岡庁舎1階)            | 犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介               | 221-1272   | 平日 9:00~17:00<br>(祝日・年末年始を除く)                  |
|                            | 静岡県犯罪被害者等支援総合調整窓口<br>(静岡県 暮らし交通安全課・葵区追手町) | 犯罪被害者等各種支援に関する情報を提供                      | 221-3220   | 平日 9:00~17:00                                  |
|                            | 犯罪被害者支援センター<br>(NPO法人静岡犯罪被害者支援センター・葵区同町)  | 犯罪被害者やその遺族からの各種相談に応じ、裁判付添い等の直接的支援を行う     | 651-1011   | 平日 10:00~16:00                                 |
|                            | 【法テラス静岡】<br>(日本司法支援センター<br>静岡地方事務所・葵区呉服町) | 資力が乏しい方のための法律相談(事前予約制)<br>弁護士・司法書士費用の立替等 | 0570-078321<br>050-3383-5400                           | 平日 9:00~17:00<br>(業務時間)                        |
|                            | 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(コールセンター)                  | 犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口に関する情報提供              | 0570-079714<br>IP電話からは<br>03-6745-5601                 | 平日 9:00~21:00<br>土曜 9:00~17:00<br>(祝日・年末年始を除く) |

## 遺された方の相談

|                       | 相談窓口   | 内容                                       | 電話番号     | 時間等   |
|-----------------------|--|--|----------|---|
| 支<br>自<br>死<br>遺<br>族 | りんどう相談室<br>(こころの健康センター・葵区柚木)   | 自死遺族のためのメンタルケア相談                         | 262-3011 | 月・水・金曜 午前   |
| 遺<br>族<br>支<br>援      | 【グリーンケア<br>こころの絆をはぐくむ会】<br>自死遺族の方「こだまの会」<br>自死以外の遺族の方「花明かり」<br>(サールナートホール2階) | 病気、事故、自殺等で大切な人を亡くされた方が、悲しみや苦しみを語り合い分かち合う | 273-7450 | こだまの会: 毎月 第2月曜<br>花明かり: 偶数月 第1水曜<br>奇数月 第2土曜<br>14:00~16:00 |

ゲートキーパー  
[Gatekeeper]  
って?

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」と呼ばれる人のことを言い、WHO(世界保健機構)でも認められている世界共通の言葉です。  
特別なことをする訳ではありません。身の回りで悩んでいる人、困りごとを一人で抱え込んで孤立している人がいないか、ほんの少し、気付きのアンテナを高くしてみましょう。そうすれば、あなたも今日から「ゲートキーパー」です!



## 人権擁護に関する相談

|                            | 相談窓口  | 内容  | 電話番号   | 時間等                                 |
|----------------------------|---|---|--|-------------------------------------|
| 虐<br>障<br>が<br>い<br>待<br>者 | ① 各区障害者支援課<br>(養護者による虐待)<br>② 障害者支援推進課<br>(施設職員による虐待)<br>③ 障害福祉企画課<br>(その他、雇用者等による虐待) | 障がい者虐待に関する相談<br>(2ページ「さまざまな障がいに関する相談」にある障害者等相談支援事業所)でも相談可能です。 | ① 葵区: 221-1589<br>駿河区: 287-8690<br>清水区: 354-2168<br>② 221-1098<br>③ 221-1198 | 平日 8:30~17:15                       |
| 障<br>が<br>い<br>者<br>差<br>別 | ① 障害福祉企画課(身体・知的)<br>② 精神保健福祉課(精神)<br>③ 静岡市障害者協会                                       | 障がい者差別に関する相談  | ① 221-1197<br>② 249-3179<br>③ 254-6880                                       | ①② 平日 8:30~17:15<br>③ 平日 9:00~17:00 |
|                            | 静岡県障害者差別解消相談窓口  | 障害を理由とする差別の解消に関する相談   | 252-9800   | 毎週 火・水・金曜<br>10:00~16:00            |
| 人<br>権<br>相<br>談           | 【静岡地方法務局】<br>みんなの人権110番<br>(全国共通人権相談ダイヤル)   | 様々な人権侵害に関する相談   | 0570-003-110   | 平日 8:30~17:15                       |
|                            | 子どもの人権110番  | いじめや虐待などの子どもの人権についての相談  | 0120-007-110<br>(無料)   | 平日 8:30~17:15                       |
|                            | 女性の人権ホットライン   | セクハラやDVなど女性の人権についての相談   | 0570-070-810   | 平日 8:30~17:15                       |
|                            | LINEじんけん相談  | 様々な人権侵害に関する相談   | 検索ID<br>@snsjinkensoudan   | 平日 8:30~17:15                       |
|                            | インターネット人権相談受付窓口   |   | https://www.jinken.go.jp   | 24時間受付                              |

## 健康・医療・生活全般に関する相談

|                  | 相談窓口  | 内容                                   | 電話番号   | 時間等   |
|------------------|---|--------------------------------------|--|---|
| 健<br>康           | 保健福祉センター<br>(市内9カ所)   | 健康の保持・増進、子育て支援、介護予防の相談               | 各センターの名称、電話番号等は1ページ「子ども・若者に関する相談」をご覧ください       |   |
| 市<br>民<br>相<br>談 | 各区市民相談室<br>(各区地域福祉課)  | 日常生活や家庭生活での心配事や悩み事、交通事故に関する一般的な相談    | 葵区: 221-1053<br>駿河区: 287-8698<br>清水区: 354-2036 | 平日 8:30~17:15   |
| 法<br>律<br>相<br>談 | 【静岡市社会福祉協議会】<br>法律相談<br>(はーとびあ清水2階 清水区宮代町)                      | 弁護士による生活・家庭等に関する法律問題の相談              | 371-0305                                       | 第2・4火曜<br>13:00~15:00                                   |
|                  | 法テラス相談<br>(城東保健福祉エリア 葵区城東町<br>みなくる 駿河区南八幡町<br>はーとびあ清水2階 清水区宮代町) |                                      | 葵区: 249-3210<br>駿河区: 286-9550<br>清水区: 371-0305 | 葵区: 第1・3木曜<br>駿河区: 第2・4木曜<br>清水区: 第2・4火曜<br>13:00~15:00 |
|                  | 司法書士相談<br>(はーとびあ清水2階 清水区宮代町)                                    |                                      | 371-0305                                       | 第4木曜<br>13:00~15:00                                     |
| 総<br>合           | 暮らしなんでも相談<br>(ライフサポートセンターしずおか<br>中部事務所・葵区黒金町)                   | 日常生活でおこるトラブルや悩みごと等の相談                | 273-3715                                       | 平日 9:00~17:00   |
|                  | よりそいホットライン<br>(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)                             | どんな人のどんな悩みにも寄り添う電話相談                 | 0120-279-338<br>(無料)                           | 24時間  |
| 医<br>療<br>相<br>談 | 医療安全支援センター<br>「はっとはあと」<br>(生活衛生課・葵区城東町)                         | 医療に関する相談<br>(健康への不安、受診の目安、受診時のトラブル等) | 209-0311                                       | 平日 9:00~12:00<br>13:00~16:00                            |

## 参考資料一覧

### 〈全般〉

- 自殺実態白書2008、2013(NPO法人ライフリンク)
- 令和3年版自殺対策白書(厚生労働省)
- 令和4年版自殺対策白書(厚生労働省)
- 厚生労働省指定法人・一般社団法人のち支える自殺対策推進センターHP(同法人)

### 〈子ども・若者〉

- 第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議 ヒアリング資料1(関西外国語大学外国語学部 新井肇様提出資料)

### 〈妊産婦、子育て世代〉

- 第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議 ヒアリング資料3(日本産婦人科医会提出資料)

### 〈高齢者、介護者〉

- 高齢者の自殺の特徴(国立精神・神経センター精神保健研究所提供資料)

### 〈障害のある方とその家族〉

- 令和3年度静岡市障がい福祉に関するアンケート調査結果(静岡市)

### 〈ひきこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方〉

- 令和元年度静岡県ひきこもり等に関する状況調査報告書(静岡県)
- e-ヘルスネット「ひきこもり」(厚生労働省 生活習慣予防のための健康情報サイト)
- ひきこもりの実態と社会的背景・要因の理解(厚生労働省 令和3年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修資料)

### 〈自死遺族・遺児等〉

- 自殺実態白書2008、2013(NPO法人ライフリンク)
- 自死遺族が直面する法律問題 自死遺族支援のための手引き(一般社団法人全国自死遺族連絡会、自死遺族等の権利保護研究会)

### 〈性的少数者(LGBTQ)〉

- 性的マイノリティ(LGBTQ+)の自殺対策を自治体で進めていくために～「自殺総合対策大綱」の基づいて～  
(ブライトハウス東京 「LGBTQなどのセクシャル・マイノリティ」への自殺予防対策事業(厚生労働省))
- LGBTの現状と課題—性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き—(参議院常任委員会調査室・特別調査室)
- 令和元年度厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

### 〈がん、慢性疾患等罹患者〉

- がん患者の自殺対策について(第4回がん共生のあり方に関する検討会 内富庸介参考人提出資料)

### 〈生活困窮者、失業者、無職者〉

- 令和3年版自殺対策白書(厚生労働省)

### 〈こころの悩みを抱えている方〉

- 自殺実態白書2008、2013(NPO法人ライフリンク)
- 精神障がいの知識と正しい理解(厚生労働省 働く人のメンタルヘルスポータルサイト)
- e-ヘルスネット「アルコールとうつ、自殺」(厚生労働省 生活習慣予防のための健康情報サイト)
- 逆境的小児期体験が子どものこころの健康に及ぼす影響に関する研究  
(厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成総合研究事業)総合研究報告書)

### 〈自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方〉

- 自傷行為の理解と援助(第108回日本精神神経学会学術総会資料 松本俊彦先生作成)